季刊

分働総研

クォータリー

2006年冬季号

特集 労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸を考える

牧野 富夫/大木 一訓/斎藤 貴男/熊谷 金道/坂本 修

No.61

国際・国内動向

仏の郊外暴動、植民地後遺症を巡って

福間 憲三

アジアの平和潮流と日本

平井 潤一

06年度雇用予算について

田井 共生

書評

小越洋之助著『終身雇用と年功賃金の転換』

藤田 実

戸木田嘉久・三好正巳編著『生協再生と職員の挑戦』

鈴木 彰

新刊紹介

日野秀逸編著・国民医療研究所監修

『市場化の中の「医療改革」』

前川 昌人

社会保障総合研究センター編『「福死国家」に立ち向かう』

金澤 誠一

伊藤欽次著『あなたの知らないトヨタ』

柴田外志明

全日本年金者組合『最低保障年金制度をつくろう』

久昌 以明

第57号~第60号・総目次

暴走をどう止めるか。もう一つの社会保障へのメッセージ!

福死国家」に

立ち向かう

社会保障再生の道を問う



社会保障総合研究センター編

小泉自民党のすさまじい社会保障制度の破壊。しかし、そこには彼らの大きな弱点が隠されていた。「自己責任」の先進国=アメリカや、いま日本を牛耳っている新自由主義=弱肉強食を克服しようとするニュージーランドなど、世界の社会保障の流れと教訓などから、その弱点を明示。国民の願いに応え、社会保障の財源をどこに求めるかを明快にした緊急出版!〈A5判〉定価1785円(税込)

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402[営業] 郵便振替00130-0-13681

『女の事件簿』シリーズの著者がおくる

家裁弁護士

ミモザの花言葉のように

平山知子著

「怖くて、怖くて…」夫の暴力を語るとき、妻は声をひそめてこうくり返した。いったい何があったのか、その表現能力さえ奪われた被害者。苦しみの底から自分自身をどうとり戻すのか!?――。"人は変われる"と確信する厳しくも心温かい女性弁護士が、現代社会の夫婦と男女の葛藤をリアルに描く。DV離婚・ネット恋愛・遺産相続等の事件をめぐる6つの人間ドラマ。〈四六判〉定価1470円(税込)



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402 [営業] 郵便振替00130-0-13681 新日本出版社

労働総研クォータリー

第61号 (2006年冬季号)



----- E

次 ———

特	集 ● 労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム	•••••		2
	労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸を考える			
	牧野 富夫/大木 一訓/斎藤 貴男/熊谷 金道/	/坂本	修	
land Diller				
山院·	国内動向			
	■仏の郊外暴動、植民地後遺症を巡って	福間	憲三	40
	■アジアの平和潮流と日本	平井	潤一	44
	■06年度雇用予算について	田井	共生	47
書	評●小越洋之助著『終身雇用と年功賃金の転換』	藤田	実	51
	● 戸木田嘉久・三好正巳編著『生協再生と職員の挑戦』	鈴木	彰	53
新刊紹	3介 ● 日野秀逸編著・国民医療研究所監修『市場化の中の「医療改革」』	前川	昌人	55
	● 社会保障総合研究センター編『「福死国家」に立ち向かう』	金澤	誠一	56
	● 伊藤欽次著『あなたの知らないトヨタ』	柴田夕	卡志明	57
	● 全日本年金者組合『最低保障年金制度をつくろう』	久昌	以明	57
● 第57	7号~第60号・総目次			50

労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸を考える

2005年12月11日 日本大学経済学部7号館講堂

司会 (藤吉信博労働総研事務局次長)

本日は、労働運動総合研究所の設立15周年記念シンポジウム「労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸を考える」においでくださいまして、ありがとうございました。さっそく主催者を代表して、牧野富夫労働総研代表理事があいさついたします。

主催者あいさつ:

牧野富夫労働総研代表理事

本日は日曜日にもかかわりませず、お忙しいなか多数ご参加いただきましてありがとうございます。

労働総研は1989年の12月11日に「労働運動の必要に応えるとともに国民生活の充実向上に資することを目的として」設立され、本日16年を迎えました。今日のシンポジウムは、労働総研設立15年記念事業の一環として企画してきたものです。

労働総研設立15周年とかさねて日本の政治経済情勢の15年間の変化を概観してみますと、本当に重大な事件があいついで起こっていると思います。90年代になって、特にこの10年はそういえると思います。おそらく、日本の社会が90年代あたりからおかしな形に変質してきている。そういう15年間ではなかったかと思います。90年代になって突然変質したということではもちろんございません。それ以前から派生してきていた、たとえば、70年代あたりから出現してきた変動相場制、マネーゲーム的な社会、そうい

う一連の現象が、アメリカ型グローバリゼーションの進展のもとで、90年代になっていっきょに"カジノ資本主義"などといわれるような特徴を、非常に鮮明にしてきたということができると思います。

そういうことと合わせて、シンポジウムのテーマであります新自由主義的な展開、本日のシンポジウムでは労働政策というところに焦点をおいていますけれども、この新自由主義的な政策というものが、この国では81年、「第2次臨時行政改革調査会」が設置されて以降、80年代の土光臨調「行革」路線あたりからずっとつながってきて、90年代になって「構造改革」という名のもとに、その路線が非常に徹底されるといいますか、各方面でいろいろな問題を投げかけてきていると思います。

政治的にも90年代になって、憲法の「改正」を軸に、これまでになかったような大変きびしい展開が認められます。そういう一連の変化は相互に関連しあってつくりだされてきているのではないかと思いますが、90年代半ばあたりから、財界がある方針を出しますと、国の労働政策もそれを"なぞる"といいますか、財界の政策を支援し、促進するような一連の労働政策があいついで採られてきているという特徴が顕著になってきているのではないでしょうか。今日では労働契約法制をめぐる問題やホワイトカラーのエグゼンプション制など、本当に究極の労働法制面での「規制緩和」とでも表現していような状況になってきております。

本日のシンポジウムには、それぞれの分野で

活躍されている素晴らしいシンポジストをお迎えすることができたわけでありますけれども、この15年間の足取りをそれぞれの立場から、問題点を解明していただくとともに、本日のシンポジウムは「われわれの対抗軸を考える」というテーマでありますから、それぞれの問題の解明にとどまらず、事態を打開するための「対抗軸」についても積極的な提言をいただきたいと思います。

先ほどシンポジストの方々と打ち合わせをしたわけですけれども、「対抗軸」というものは、何かこうあればいいなというような夢を求めるようなことではもちろんありませんし、頭で考えてすぐに出てくるような簡単な問題でもないと思います。しかし、「対抗軸」の一部はすでに存在しているにもかかわらず、われわれがそれらを積極的に活用していないという問題があるのではないかということが、打ち合わせでこもごも話されました。

労働政策についての「対抗軸」としては、憲法ということがまずありますけれども、特に25条、27条、28条などは現実に「対抗軸」として具体的に存在するにもかかわらず、私たちはそれらを十分に使い切っていないということもあるのではないかと思います。それは、労働運動がだらしないからだということがよくいわれますけれども、現実に全労連という普通の労働組合も存在するわけですから、全労連が存在すること自体がおかしな労働運動に対する「対抗軸」になっているというふうな解釈もできると思います。

ですから、この「対抗軸」についてのご発言や討論では、たとえば、憲法なり労働基準法の具体的条項、あるいは判例法が「対抗軸」として、いまどれだけの足場となっており、その足場を今後どういうふうに発展・展開させていく必要があるのかといった議論ができればよろしいのではないかと思っています。本日は研究所の主催ということでありますから、理論的にど

う「対抗軸」を考えていくかということがまず 考えなければいけないことでしょうけれども、 その理論的な「対抗軸」というのは、ただ理論 的にだけで終わってしまったのでは本当の意味 で「対抗軸」にはならないと思います。社会的 なパワーを本当に引き起こすような「対抗軸」 とは何かというようなことが、本日のシンポジ ウムで議論されればよろしいのではないかと 思っています。

時間も限られたシンポジウムでありますけれ ども、シンポジストの皆さんだけではなく、あ とで参加者の皆さんにも自由にご意見を出して いただくという場面もあります。労働運動に対 する少しきびしいご意見を出していただくこと も、こういう場ですからよろしいのではないか と思いますし、何よりも私たち労働総研に対し て「労働運動総合研究所と名のっているのであ れば、労働者の立場に立った研究所だろうから、 こういう点を今後明らかにしていけ」というよ うな、宿題をたくさんいただければありがたい と思います。それらのご意見に対していつでき るかについて、今は約束できませんけれども、 なるべく早く、とにかく研究所としてはこう考 えるということを出していきたいと思います。 そういう宿題をいただくためのシンポジウムで もあります。本日のシンポジウムがそういうも のになればさらに意義あることだと思います。

先ほど、いろんな方から「この建物は新しいな」というご質問受けましたので、そのことに若干触れさせていただきます。日本大学経済学部は、2004年に100周年を迎えましたので、その記念事業の一環としてこの建物を造りました。別に記念館とか何々館ということではなくて、経済学部の7個目の建物がこれですよということで、経済学部7号館と呼んでいます。昨年はそういうことでいろんな行事をいたしましたけれども、本日は労働総研設立15周年の記念シンポジウムの場としてこの会館を使っていただけますことを大変よろこんでおります。おそらく

30年前くらいの日本大学だとそういうことができなかったと思います。それができるようになっただけでも社会が前の方にすすんでいるんじゃないでしょうか。

私が時間をとるのはこのへんにしておきましょう。最後までシンポジウムの成功のため皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。最後になりましたが、5時半から記念レセプションを予定していますので、そちらにも是非ご参加いただければありがたく存じます。

斎藤先生、熊谷先生、坂本先生、シンポジストの皆さんにあらためてお礼を申しあげます。 同時においでいただきました皆様方にも厚くお 礼申しあげましてあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 それでは、シンポジストの方にご登壇いただきます。皆さんにお配りしました袋の中身をご確認ください。『労働総研クォータリー』2005年秋季号No.60「労働総研設立15周年特集」とシンポジストのプロフィール、熊谷全労連議長のレジメ、坂本修弁護士のレジメ、最後に「発言用紙」の5点が入っています。

では、これから、大木代表理事をコーディネーターにシンポジウムをはじめていただきます。

シンポジスト

斎藤 貴男(ジャーナリスト) 熊谷 金道(全国労働組合総連合議長) 坂本 修(自由法曹団団長) コーディネーター

大木 一訓 (労働運動総合研究所代表理事)

大木 今日はお休みのところシンポジウムにご参加いただきまして、どうもありがとうございます。今日はシンポジストの方にお忙しいなかご参加いただいたことと、牧野日本大学経済学部長にお礼を申しあげなければなりません。この立派な会場を使用させていただきまして、こういう立派なシンポジウムを開くことができました。あらためてお礼申しあげたいと思います。

申し遅れましたが、私は労働総研代表理事の 一人をしております大木一訓です。シンポジス トの方々のプロフィールが皆さんのお手元の袋 に入っているかと思いますけれども、はじめに、 私のほうから簡単にご紹介をさせていただきた いと思います。

まず、私の右隣が斎藤貴男先生です。最近ま すます精力的に活躍され、"怒れるジャーナリス ト"などという名称がついているようですけれ ど、たくさんの本を書いておられます。プロフィールのなかには全部入っていません。たとえば『非国民のすすめ』などという有名な著作などが落ちていたりもするんですけれど、あまり多すぎて書ききれないというような状況もございます。斎藤貴男先生です。中央はおなじみの熊谷金道全労連議長です。そのお隣は迫力満点でいつも聴衆を圧倒されておられます坂本修弁護士です。

お三方とは、打ち合わせで、どういうふうに 議論をすすめようかと話しをしましたが、労働 総研としてシンポジストのご発言の内容につい て特別な注文をつけていません。それぞれご自 由にお話をいただきたいと思います。今回のシ ンポジウムの主題は「われわれの対抗軸を考え る」となっておりまして、会場の皆さんといっ しょにそれを考えようということですので、そ れぞれの立場からいろいろ問題提起をしていた だきたいというふうに思っております。ご発言 の順序は、斎藤先生からはじめていただいて、 この席順でつぎに熊谷さん、最後に坂本先生に お願いいたします。

一回目のご発言時間はそれぞれ20分間です。

その後、会場の皆さんからご質問やご意見がありましたら、その袋に入っております「発言用紙」に発言の要旨を書いていただいて、シンポジストの第1回目の発言の後、10分程度の休み時間をとりますので、その休憩時間中に壇上にあります「発言用紙」入れの箱に入れてください。

会場からの発言希望者があまりたくさんです と、私の責任で「発言用紙」を拝見させていた だき、整理した上で、会場からの発言者とシン ポジストとの質疑応答、討論をすすめさせていただくことにしたいと思います。会場全体での討論の後、再度シンポジストの方から、第2回目の発言を10分ずついただく、こんな順序でシンポジウムをすすめさせていただきたいと思っております。

それではさっそく、斎藤先生から第1回目の 発言をお願いします。

自民党新憲法草案に貫かれている思想

斎藤 貴男

皆さんこんにちは。フリーライターの斎藤貴 男と申します。

私は労働問題についても取材は一応してはきていますけれども、とくにそればかりやってきている専門家ではないということと、あと最終的結論めいたところで申しあげますけれど、いま労働問題を労働問題としてだけでとらえると事の本質を矮小化してしまうんではないかという思いがありますので、若干大上段に振りかぶったところからお話させていただきたいと思いかというます。のちほど坂本先生の方でも、いまの労働総研で議論すべきは憲法問題ではないかというような提言もあるように聞いておりますので、一部かさなってしまうところがあるかもしれませんが、私から恐縮ですが憲法の問題で口火を切らせてください。

近代立憲主義の完全な放擲

10月21日、自民党が「新憲法草案」を発表しました。11月の末にはこれが自民党の結党50周年記念式典で正式に採択されたという状況になっているわけです。自民党としてはこれを土台にひろく国民に憲法論議を呼びかけたいというようなことを話しています。ここ数年のうちに改憲へという流れがつくられつつあるという状況です。この新憲法草案で焦点はいくつもありますけれども、まず9条2項が大幅に変えら

れて自衛隊が自衛軍とされる。あるいは、きちんと読んでみると「自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める」ということだけ書いてあります。つまり自衛軍の行動は別の法律をつくってそこで決めるということだけは書かれていて、憲法は自衛軍に対して何の縛りもかけてないのです。要するに自衛隊を自衛軍にして、あとは何をやってもいいですよということです。戦争をガンガンやってもいいし、アメリカが「国際貢献」だといっていることは、それが実は侵略戦争であってもそれもOKだ、という内容になっていると、私は考えています。

ただ、実は私がここで最も問題にしたいのは、この新憲法草案に貫かれている一種の思想ともいうべきものです。この新憲法草案の条文そのもののなかにはそれははっきり書かれているわけではありません。しかしその思想は部分的に顔をあらわしています。わかりやすい部分では、前文をはじめとして「国民の責務」という言葉がやたらたくさん出てくるんです。これはどういう思想のもとにそういう流れがつくられているのかということが重要だろうと思います。

2004年、自民党は2度ほど正式な憲法改正のための文書を発表しています。6月に「憲法改正のための論点整理」、11月には「憲法改正草案大綱」という文書を発表しています。いずれでも共通していたのは、憲法のあり方、考え方そ

のものを変えてしまおうという文言がさりげなくさしはさまれていたことです。おおむねこんなことが書かれていました。現行の日本国憲法は国家権力に対する制限規範としてのみ捉えられてきた。規範つまりルールです。しかしこれからは違う。複雑化する現代世界において国家と国民が共生、ともに生きるためのルールにするんだという趣旨のことがいずれの文書にも書かれていました。何気なく読むと、ふんふんなるほどねとなんとなく読み飛ばしてしまうようなきれいな表現ですけれども、憲法の専門家にいわせると、これはとんでもないことだという話です。

つまり憲法というのは国家権力を縛る規範以 上の何ものでもない。これが憲法の原理原則な んです。その原理原則を自民党は勝手に崩そう としているということです。原理原則といえど も、絶対にあらためてはいけないということで は必ずしもありませんけれども、もしもそれを あらためるというのであれば、それこそその点 について大々的な国民的議論が必要になるわけ ですが、それをしない。憲法とは国家権力を縛 るものだという考え方を近代立憲主義といって います。要するに大昔の西洋社会の王様の権力 は神様から授かったものだという考え方から、 人類は幾多の市民革命をへて現代のような考え 方にいたっているわけです。つまり、人間とは すべて自由で平等な存在である。だからといっ てこれを野放しにしておいては世の中の秩序が たもたれないから国家が必要になる。しかし、 こんどはこの国家権力があまりにも強大になる と、一人ひとりの人権が侵害されるので憲法と いう枠をはめるという順序なわけです。自民党 は、この近代立憲主義をやめると実はすでに宣 言しており、この新憲法草案でもその考え方に もとづく表現がいくつもみられます。

もっともわかりやすいのは前文にある、「日本 国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気 概をもって自ら支え守る責務を共有し…」とい

うところです。「愛国心」という言葉が盛り込ま れるよりは、実はもっと強烈に日本に生まれた 人間は日本国家に帰属するものであって、その 国や社会を愛情をもって自ら支え守らなければ ならないといっています。そんな義理はないと 私は思いますけれども、そう書かれているわけ です。近代立憲主義は、まさにここで完全に放 擲されていると思います。では、自民党は近代 立憲主義をやめてどのような憲法をつくりたい と考えているのでしょうか。この新憲法草案に は考え方そのものをはっきり表明していません。 考え方そのものは、公党たる自民党は実のとこ ろよういわんのですけれども、民間憲法臨調と いう任意団体が代弁してくれています。任意団 体が何いおうが関係ないじゃないかと思われる かもしれませんけれども、この任意団体の代表 世話人は三浦朱門、本業は作家ですけれども、 自民党べったりの御用タレントという位置づけ の人です。その他にも岡崎久彦元駐タイ大使、 中西輝政京都大学教授のような自民党のブレー ンが結集した団体がこの民間憲法臨調です。

この民間憲法臨調が今年の5月3日の憲法記 念日に憲法改正の提言を出しました。そこで「新 しい憲法を作成するにあたっては、現行憲法下 にみられたこのような(近代立憲主義の)誤謬 を是正…されなければならない」と主張してい ます。つまり、近代立憲主義をやめるという内 容を打ち出しているんです。こうしたことを自 民党はさすがにいえないけども、民間団体だか らいっている部分もあります。そして、彼らは、 これからの憲法論議では「国家論」ではなく「国 民論」をやろうじゃないかと主張しています。 普通、憲法を変えようという場合、これからは こういう国家にしたい、だからそれに合わせた 憲法をつくろうという話になる順番ですけれど も、かれらの考え方は違います。どのような国 家にするかなんていうのはエリートたるわれわ れが決めるんだ。国民どもの出てくる幕じゃな い。国民が議論すべきは、エリートたるわれわ

れが考えたところの国家像のもとでいかなる国 民であるべきかをおまえたちは考えなさい。こ ういう「国民論」を主張しはじめているわけで す。つまり、近代立憲主義によれば国家を縛る ためのルールであったはずの憲法を、国民の生 き方を定めるためのルールにしようというのが、 彼らの基本的な考え方です。

軍産複合体の論理

そう考えてきますと、いますすんでいる労働者、労働の問題点というのが、かなりはっきり解きあかされてくるのではないかと思うわけです。非正規雇用がどんどん増えている問題、そして非正規雇用になったらば最後、雇用の多も化などという表現を用いるわけですけれども、勤める側は実のところはよほど恵まれたエリート階層でなければ、そもそも正規の職員でいるいりでなければ、そもそも正規の職員でいるとも難しい。選択肢がふえたようでいながら、実際には一人ひとりの立場にしてみたら手の届かない選択肢ばっかり増えているという状態であるわけですけれども、こういう流れのおおもとが改憲論議でわかるように私には思えます。

具体的には、たとえば、製造業はどんどん海 外へシフトをされている。牧野先生のお話にも ありましたけれども、95年の日経連『新時代の 「日本的経営」』あたりで、そうした流れがスター トしているわけですね。海外に製造業がどんど ん移転され、国内の工場がどんどん閉鎖され、 地方の高校卒業生の就職先などがなくなってい く。つまり空洞化です。一方、国内にかろうじ て職を残した人も、空洞化でどんどん待遇が悪 くなっていく。非正規雇用の増大で労働者の権 利が奪われていく。これを、普通の労働者、サ ラリーマンは、ここ10年来「不景気だ、不景気 だ」といってきたわけです。「景気」という言葉 は難しい言葉ですが、企業にとっての「景気」 というふうに見方を変えますと、これはもうこ んなに「景気」のいい時代はないわけです。

海外の安い労働力を使って利益を極大化して

いるわけですから。しかし、海外の安い労働力に依拠した収益構造というのは同時に非常にリスキーです。海外の政情が不安定な国で稼ぐということは、いつ、たとえば革命勢力や内戦やクーデターに見舞われるかもわからない。せっかく大金はたいてつくった工場がのっとられるかもしれない。こういうカントリーリスクには、これまでのようにそれぞれの企業努力や自己責任では対処できないので、日本の国家として守ってもらいたい。ありていにいえば、なにか紛争に巻き込まれたら自衛隊に出動してもらって、武力で対処してもらいたい。戦争をしてもらいたいという考え方に、最近10年来、財界の主流派はなってきているわけです。

3年前には経済同友会、今年1月には日本経 団連が九条を含む改憲の提言をしたのはそのた めです。私はこの間、とくに経済同友会で憲法 問題調査会委員長の高坂節三さんという元伊藤 忠商事の常務だった方にその辺ははっきりと聞 き出してもいます。いままでは憲法九条の枠の もとで、企業努力と外交努力によって海外への 権益の拡大をはかってきた日本経済は、つぎの ステージにいま移りつつあるというのです。つ まり、この企業活動と外交努力に軍事力のバッ クアップを加えた、軍産複合体としての日本経 済が構想されているということです。軍事力の 軍と産業の産が一体化して国力を増進していく ということです。

というと、なんとなくもっともらしく聞こえますけれど、要するにこれはほとんど帝国主義ではないのか。かつての大日本帝国はまず軍事力が出ばっていき、それで制圧した後に企業が出ていったのに対して、この新しいグローバリゼーションのもとでの帝国主義というのは、まず企業が好きなように世界中で振舞う。それに逆らうような勢力がいたら軍事力で鎮圧する。こういう流れになってしまっているわけです。したがって「平和」という言葉の定義を変えれば、これは十分「平和」的だという言い逃れも

できるようです。私が自民党や財界の人たちに 取材をしていてつくづく感じるのは、今回この 新憲法草案で9条1項の平和主義が残るという ことですけれども、「平和」というものの考え方 が全然違うんですね。われわれは、普通、紛争 に巻き込まれない、戦争をしない状態が平和だ くらいに考えているのですけれども、彼らは、 要するに、日本やアメリカの多国籍企業が世界 中で好きなように振舞える状態を「平和」とい うのであって、それを阻害する奴はテロリスト なので、これに対して何をやってもいい。彼ら を殲滅するために罪のないまわりの人を何人 ぶつ殺してもそれはしょうがない。それは尊い 犠牲であると考えてきているわけです。ですか ら「平和主義」がこれと矛盾しないという、き わめて独善的な理屈が成り立つわけです。

「戦争と差別の国」

彼らは、こうやって工場を海外にどんどんシフトしている。国内は失業者が増え、非正規雇用が増え、労働者としての権利が守られないので、男なら過労死、女ならセクハラが日常的になってきています。最近2年ほど前から、こくととはフリーターだとかニートの問題が大きくとはフリーターだとかによりにもいます。ないらは、フリーターやニートは単に、から仕事をしないんだという言い方に、から仕事をしないんだという言とがまったも、を始しています。そういう若者がまったとないなんていうつもりもありませんけれどもないなんていうつもりもありませんけれどもないなんていっつもりもありませんけれどもないなんていっつもりもありませんけれどもないなんていっつもりもありませんけれどもないなんていっています。

そういう状態が少しつづいてきますと、取材をしていてつくづく感じるんですけれども、下手にこのニートやフリーターの問題を"こういう状態は良くない"と批判することもしにくくなってきているんです。というのは、要するにわれわれは、私なんかがニート、フリーター問

題を取り上げる場合は、ニートやフリーターが 多い状態はあまりよろしくないという前提で取 材をするわけです。そうすると実際にニートや フリーターになっている若者にしてみれば「え らそうなこといってんじゃねえよ。おれらはこ れで十分幸せなんだ。ちゃんとそこそこ食える だけのものは稼いでいるし、サラ金にいけばちゃ んとそれ以上の遊びもできる。おまえがなんで えらそうに上からものをいうんだ」という感覚 がだんだん伝わってもきます。

実際どんな人でも、現在の自分というのを否定してしまっては生きていけませんので、肯定するしかない。そうすると、その人たちのためにいっているつもりの言葉が、うるさく感じられたりする状況に最近なってきつつあるんではないかと思います。そしてまた、時間の経過と共にそのような雰囲気がかもしだされてくることは、結構計算されてしまっているんではないかというふうにも思うんです。

たとえば「教育改革」では、小さい時から勉強の得意な子とそうでない子をはっきり分けてしまう。分けてしまって、できそうな子にはたくさん教える。その分の手間ひま金はできない子に教えないことによって賄うということが、「教育改革」の政府の政策になってしまっているんです。細かいことは省きますが、もう勉強を教えないでいいとみなされた子たちが将来どのようになるのかということです。いまみたいにニート、フリーターになる前提を、政権の方ではすでに考えているようです。

地方の女子高などの統廃合の問題をいくつか取材したのですが、関東地方のある山間部の女子高などは、近くにある男子校との合併を強いられたのです。学力があんまり変わらなければ問題ないんですけれども、そこの地域の場合、男子校の偏差値はその県でも相当高い高校です。ところが女子高の方はうんと低かったんです。だから合併が本当は成り立たないんです。成り立たないけど、県の方針だからくっつける。だ

けど、学力差があるのをいっしょのクラスで勉 強さすわけにいかないといって、県教委では最 初、女子高出身の子だけプレハブの校舎に集め て隔離しちまえということまで平然と言い放っ ていました。結局、生徒たち本人や保護者、教 師たちの運動が奏功して、少なくともいまいる 生徒たちが卒業するまでは合併はしないという 方向で落ち着いたので、生徒たちはあまりにも ひどい目にはあわなかったんですけれども、何 が残ったかというと、結局その地域で偏差値の 足りない女の子たちはいく高校がなくなってし まったということです。こういうやり方をみて いると、言葉は悪いけれども、県教委はその地 域にいる偏差値の低い女の子たちは風俗にでも いけよというようにみなしているとしか、私に は考えられません。そして、これほど完全なス トレス社会になってきますと、また事実いい悪 いを別にすると、そういう職業が社会的に求め られてしまうという現実もあるわけです。その 辺がいつのまにか、新自由主義改革のもとで、 上から下を見下ろすという視点が定着した結果、 はっきりと政策に現われてきているというふう に、私は感じています。

話を若干前に戻しますと、自民党や財界がい ま目指している日本の国は「戦争と差別の国」 であると私は形容しています。いままでが戦争 も差別もない素晴らしい国だったかというと、 これはもちろん違います。朝鮮戦争やベトナム 戦争には協力していたわけですし、理不尽な差 別も偏見もいっぱいありました。しかし、いつ までもそれじゃいかん、なんとかしようという 程度の共通認識は多くの人にあったと、私は信 じたいんですけれども、それがこの10年ほどの 間に一気に崩れてきた。それをはっきり証明し てくれているのが、たとえば例の新しい歴史教 科書をつくる会の初代会長で、いま名誉会長の 西尾幹二さんの書物に出てきます。この方は、 昨年、青春出版社から『日本人は何に躓いてい たのか』という本を出されました。このなかで

こんなことを書いています。「日本ではなんでも かんでも平等だ平等だと言い過ぎる。それが弱 みなんだ」といって、こうつづけているんです。 引用します。「アメリカという国をみますと不平 等です。不平等が前提です。特に誰もそのこと を取り上げたり、問題視したりしません」。われ われは問題視しているんですけれど、この人に はそうみえるようです。「経済的な危機や何かが 起こると必ず損をする階層、階級がアメリカに はあるのです。それが黒人です。それは社会の 中でスポンジのような役割を果たしています。 彼らは何か国家的事故が起こると必ず損をする ような仕組みになっています。そこにおいてあ る種の圧力が吸収されるのです。不公平な話か も知れませんが、社会のしくみ全体としてはア メリカの強さなのです」。だから日本もそうしよ うぜ、という意思が彼にはあるわけです。この いまの雇用を取り巻く情勢もまた、つまり非正 規に追いやられ、あるいはニート、フリーター に迫いやられた人たちというのは、ここでいう 黒人の位置づけに想定されている、といってよ ろしいかなと思います。

問題はそこまで見下されていながら、そこまで小ばかにされながら、なかなか一般の勤労者、大衆がその辺のことに気づいていないのではないか、と思われる点です。先の衆議院選挙の結果などは、マスコミの問題もたくさんありますけれども、はっきりいって、ここまであからさまなやり方でやられていることがわかんない方が、そもそも有権者としての資格に欠けてるんではないか、と思うくらい愚かしい選択を日本の有権者はしたんではないかと思います。それは戦後高度成長のなかですすめられた、国づくりの弊害でもあったんではないかと思うんです。

戦後の高度成長というのは労資協調で日本型の終身雇用、年功序列できたわけですけれども、企業に福祉の大部分を肩代わりさせることにもともなって、源泉徴収と年末調整からなるサラリーマン税制のウエイトが非常に高かったわけ

です。私自身は、サラリーマンとフリーライターを一往復半した経験があって、その都度税金に対する意識というのがまったく違う経験をもちました。このサラリーマン税制が、つまり自分で税金の計算をしないで全部会社任せにしてしまえばいいという仕組みの結果、納税者意識がまったく涵養されずに、つまりはっきりいって究極の愚民税制で私たちは過ごしてきたんではないかと思うわけです。これをなんとかあらためる必要があるのではないか、とも思います。

労働組合への提言

最後に組合への提言をいたしたいと思います。 よくいわれることですけれども、正規雇用だけ でなく、非正規雇用の人たちをも包含した運動 が必要であろうということです。ということは、 ただ単にいままでの労働組合の枠組みだけでは なく、市民運動であるとかあるいはとくに組織 化されてない一人ひとりの個人とのゆるやかな 連帯などもつうじた形で運動を展開していく必 要がある。それは雇用だけに特化されたもので はなくて、昔の労働組合がまたそうだったと思 いますが、ひろく政治だとか社会問題全体にウ イングを伸ばす必要がある。雇用は雇用だけで は終わらない。いまのような差別的な雇用のあ り方を許してしまえば、社会全体が差別的にな り、さらには戦争も不可避になってしまうとい う前提で運動をする必要があるんでないか。と くにいまでしたら、戦争もテロもそうですけれ ども、先日来つづいています小学校の女の子な どを狙ったああいった犯罪に対して、安全・安 心に対する要求が市民社会から非常に根強いわ けです。ところが、その解決策として出てくる ものをみていますと、「警察力を強化しろ」とか 「通学路に監視カメラ入れろ」とか、ますます治安国家の方向にすすみがちなものばかりです。 私は、逆にそうではなくて、要するにあんまり 人間を小ばかにした雇用制度をつくるんじゃないよ、末端の労働者といえども普通以上に幸せな生活をできるような社会を構想してこそはじめて世の中は安全になるんじゃないかという根源的な方向にもってく努力が、やはり労働組合には求められているんだろうと思います。

先ほど勤労者の主体が形成されにくかったサ ラリーマン税制をふくむ戦後日本民主主義とい うようなことをいいましたけれども、ですから 当然、そのままであればいいというもんではな い。やはりなんらかの改革は必要です。ただそ の改革のあり方が、いまは社会的弱者をとこと ん叩きのめすことによって弱者とはいえない層 に対して一種の娯楽を提供してしまっていると いうことです。差別が娯楽になってしまってい る。それと社会全体の人件費コストを下げると いう方向にばかりなっている。そうではなくて 改革は必要だけれども、一人ひとりの人権だけ は最後まで守られなければいけない。とくに機 会均等という理念は守られなければいけない。 そういうことが大前提として、そうではない部 分で構造改革をすすめる。そういう姿勢を労働 組合にはもっていただきたいと思います。もう 少しあるんですけれども、時間がきましたので 私の方からは以上です。ありがとうございまし た。

大木 ありがとうございました。どうも時間 との競争ということにもなりそうです。ではつ ぎに熊谷さんにお願いします。

反動攻勢への確かな対抗軸と全労連の運動

熊谷 金道

全労連の熊谷です。きょうのシンポジウムのテーマが「労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸を考える」ということですから、それにそってレジメを用意したつもりです。そこで、今日的な新自由主義が横行しているのはなぜなのかという意味をあきらかにし、それと連動して推進された労働戦線の再編、私たちはそれを労働戦線の右翼的再編といってきましたが、その労働戦線再編問題の意味についても今日の時点で再検討し、今日のシンポジウムのテーマである「対抗軸」とは何かということを考えてみたいと思います。

私はその作業をするためには、80年代に展開された政治経済政策をもう一度振り返り、労働戦線の再編問題についても再検討する必要があるだろうと思います。二つめにはそれらと関連して、この間連続的に強行されてきた労働法制・労働行政改悪をめぐる大転換の節目がどういう形で出てきたのかということの意味をハッキリさせる必要があると思います。そして、三つめには全労連はそういう流れに対してどう対抗してきたのかということを確認しておきたいと考え、大きく三つの柱でレジメをたててみました。

労働戦線再編をどうみるか

私は、今日の新自由主義的な流れが日本で本格的に台頭してくる大きなきっかけとなったものは、80年代の中曽根臨調ではないかと思っています。その背景として、レジメにも書きましたけれども、70年代には73年と76年と2度にわたって「オイルショック」が発生したこと、もっといえば71年の「ニクソンショック」、つまりドルと金の兌換の停止と変動相場制への移行などによって、従来すすめられてきた日本の高度経済成長政策の破綻があきらかになり、日本経済の行き詰まり、あるいは「狂乱物価」やロッキー

ド事件などにみられる財界・大企業の利潤第一主義や金権政治に対する国民のきびしい批判が 自民党政治にむけられ、自民党政権は76年と79 年との2度にわたって総選挙で過半数割れをす るという事態に見舞われました。

そういう自民党の劣勢を挽回するために、支 配層は「戦後第二の反動攻勢」といわれる反共 攻撃を70年代後半から80年代初頭に強めました。 そうした流れのなかで、社会党は公明党と「社 公合意」を80年にむすびます。この「社公合意」 は安保条約と自衛隊を容認し、反共主義を政治 原則として社公連合政権をめざそうというもの ですが、社会党はこの「合意」によって国政の 基本政策では自民党と同じ立場に立ち「右転落」 をしました。80年の衆参同時選挙では、選挙の 直前に大平首相が亡くなったということも影響 して自民党が大勝したわけですが、これをきっ かけにして登場した鈴木内閣、それを引き継い だ中曽根内閣が「日本列島不沈空母」論をとな えながら、政治的には日米軍事同盟をいっそう 強める政策をとってきました。こうした流れの なかで、81年に「第2次臨時行政改革調査会」 が設置され、臨調「行革」路線が前面に打ち出 され、特殊法人の統廃合や三公社五現業、国鉄、 電電の民営化など臨調関連法案が強行成立され ます。ここから軍拡路線と「増税なき財政再建」 路線が本格化し、「自立・自助」だとか「官から 民へ」などといったイデオロギー攻撃をともな いながら、社会保障の改悪、官民分断・民営化 攻撃が強化されます。

このような国政レベルにおける日米軍事同盟 強化と反共主義、共産党排除路線が強化される なかで、労働戦線の再編がそれと一体のものと してすすめられてきたと、私は思っています。 このことは、戦後の日本の労働運動史を振り返っ てみても、日本の経済的政治的な大きな転換点

には、労働戦線の再編がいろいろな形ですすめられてきていることに照らしてみてもあきらかです。80年2月の総評臨時大会も共産党排除の社公連合政権構想というものを持ち出して、60年代からずっとつづいてきた社会党・共産党を中心とした、統一戦線的な政治路線を反共主義の政治路線へと大きく舵を切り、「右転落」して先祖がえりをします。総評は60年代以降の労戦者や国民諸階層の運動の高揚を反映して統一戦線的な政治路線をとることはありましたが、「社会党支持の義務づけ」を機関決定で労働者におしたけるという弱点を克服することができず、政治路線の根底にあった反共主義によって、ほんとうの意味での統一戦線を志向することはできませんでした。

また他方で、JCを中心とした民間の基幹産業の労働組合が政策推進労組会議をつくり、「行政改革」の推進を政府に提言をするのです。こうした流れのなかで臨調がつくられ、民間先行という形で労働戦線の再編が表面化をするのです。この労働戦線の再編の大きなキーワードになったのが「西側の一員論の立場に立つ」という、日米軍事同盟を容認する立場であり、経済的な意味では労資協調路線が大きな柱になりました。

そして、こうした労働戦線の右翼的再編とむすびついて推進された臨調「行革」路線によって、たとえば、国鉄分割・民営化の強行を契機とした徹底した国労つぶし、あるいは全動労に対する組織的な攻撃によって1,047名の仲間たちが解雇され、いまもたたかっているのです。これは後になって、中曽根さん自身が回顧録のなかで、国鉄の分割・民営化は、当時の社会党総評ブロックの中心的な役割を果たしていた国労つぶしにねらいがあったと書いていることからもあきらかです。事実、その後「スト権スト」に対して202億の損害賠償請求という形で国労に対して徹底的に揺さぶりをかけてきた。そういう流れのなかで、一言でいうと総評社会党ブロックが解体する。そして89年には、「西側の一員と

いう立場」、「労資一体化」、さらには「国際自由 労連への加盟」という特定の路線を承認するか どうかを踏み絵にした「選別排除」の方針によって連合がつくられました。これを契機にして、 労資協調あるいはその後の新自由主義的な展開 というものが本格化をしてきたのではないだろうかと思っています。私たちは、そうした路線にくみせず、労働者・国民の利益を守る立場から全労連を結成したわけですが、全労連の結成は 労働運動史を考える上でも、今日のシンポジウムのテーマである新自由主義への「対抗軸」としても、戦後史の重要なターニングポイントの一つになったであろうと、私は考えています。

労働法制連続改悪とのたたかい

労働法制の新自由主義的展開についてみます と、85年に労働者派遣法が成立をしたわけです が、大変な議論がありました。当時、労働戦線 の右翼的再編に反対をして運動を強化していた 統一労組懇が、この労働者派遣法を徹底的に批 判したわけですね。間接雇用を認めるなと。労 働基準法は、戦前の間接雇用、いわゆる「口入 屋」などによる「人ころがし」の人権侵害と中 間搾取のにがい歴史的教訓の上に立って一貫し て禁止をしてきたのです。使用者による直接雇 用が原則です。この直接雇用から間接雇用容認 へという雇用政策の新自由主義的転換に対して 統一労組懇はきびしい批判をしたわけですけれ ども、総評をふくめて労働組合の労務供給事業 の容認ということとのかかわりでこれを容認す る流れがつくられてくる。これが戦後の労働政 策の大きな一つの転機になったと、私は思って います。

その後、87年には週40時間制を法的に労基法で明確にする代わりに、変形労働、あるいは裁量労働の導入という形で労働基準法の括弧付きの改訂・改正がおこなわれた。こうして、時間制度、雇用政策についての新自由主義的な大きな転換がこの85年、87年におこなわれました。

その後も変化をしながら90年代をむかえますが、 大企業の職場ですでに実態化されている新自由 主義的な労働政策を集大成する形で95年に日経 連が「新時代の『日本的経営』」を発表する。そ して、毎年のように労働法制、あるいはリスト ラ推進のための会社法制の見直し、改悪が連続 して強行されます。

それらをテコに大がかりな首切り・人減らし・ リストラ「合理化」、そして雇用の新しい流動化 が大規模に強行される。特に労働行政でみると、 1999年の「第9次雇用対策基本計画」の閣議決 定を受けて、2000年に職業安定審議会が「経済・ 産業構造の転換に対応した雇用政策の推進につ いて」という建議で、雇用の流動化と雇用保険 三事業の見直し政策を打ち出し、労働力の流動 化政策を制度的にも積極的に推進をするという 流れがつくられてくる。2001年に「雇用対策基 本法」が見直されて、それまで労働政策、雇用 政策のなかに「完全雇用」ということを大きな 旗印にしてきた基本理念、要するに職業生活の 全期間をつうじてその職業の安定、雇用の維持 をはかるという政策から、雇用の流動化を積極 的に推進するということを法的にも労働行政の 中心にすえるという、新自由主義的方向への大 転換を明確にする。

そして2001年、小泉内閣のもとで財界主導の 経済財政諮問会議が「今後の経済財政運営及び 経済社会の構造改革に関する基本方針」、いわゆ る「骨太方針」で、徹底的に雇用流動化をすす めることを土台として、5年間で530万人の新規 雇用、つまり不安的雇用をつくりだすという方 針を打ち出します。2002年には厚生労働省の雇 用政策研究会が「雇用政策の課題と当面の展開」 という報告書を出し、「多様選択可能型社会」と いう形で「労働者の多様な選択」にこたえられ るような社会をつくらなきゃいけないといって、 本格的に労働力流動化、非正規労働者の拡大を 促進する方向を打ち出してくる。最近、連合総 研のレポートの9月号で、派遣法を審議した当 時の労働省の雇用審議会の座長だった高梨昌さんという信州大学の名誉教授が、いまの労働政策の新自由主義的な見地を真正面から批判をしているんです。世の中変わってきたのかなって気がしましたけれども、そういう労働政策の新自由主義の流れがずっとつくられてきて、事実上労働者派遣の自由化あるいは製造業に対する解禁もおこなわれましたし、さらなる労働法制の改悪がすすめられている。私たちは労働法制の改悪などには一貫して反対をし、労働者の利益を守る立場から運動をすすめてきました。

21世紀初頭の目標と展望を掲げて

そういう流れに抗して全労連はどう対応して きたのかということをつぎにお話したいと思い ます。全労連の前身ではないんですけれど、全 労連をつくる流れのなかで非常に大きな役割を 果たしてきた統一労組懇、あるいは中立の労働 組合を含めて、私たちは80年代の軍拡路線・臨 調路線そのものに真正面から反対をしてたた かってきましたし、いまもずっと一貫してこの たたかいをつづけてきました。たとえば「軍事 費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」求 める国民大運動実行委員会に結集して、軍拡路 線・臨調路線と対抗して、軍拡や国民生活破壊 ではなくて、くらしと福祉を守る政治への転換 ということを大きな旗印にして、80年以降さま ざまな国民的規模の運動を展開しながら、労働 戦線の右翼的再編の流れにくみしない組合との 共同を強化してきました。労資一体化、「西側の 一員論の立場」から日米軍事同盟を容認し、日 本の軍国主義的な復活を許すような流れにくみ することはできない。また経済闘争の分野でも、 春闘で賃金自粛路線に傾いていく流れが強まっ てくる。そういう労働者の要求に背を向けた労 働戦線の再編は結局資本の側、権力の側を喜ば せるだけで、それは支配層の補完勢力になって しまうということをあきらかにしながら、労働 戦線の右翼的再編にくみしない労働組合で、私

たちは1989年の11月21日に全労連を結成したのです。

その直前の、89年11月9日にベルリンの壁が 崩壊しましたから、当時はマスコミあげて社会 主義の崩壊だけじゃなくて「資本主義万歳」論、 「階級闘争時代遅れ」論が大々的に報道され、全 労連を結成するなんて時代遅れだ。週刊誌には 3年ももたないんじゃないかということまで書 かれて、ケチョンケチョンに批判されました。 ある労働法の大御所の先生からは「お前さん方 は勝手に蚊帳の外に出たんだから、蚊にさされ たから痛いとかかゆいとかいうな」ということ までいわれました。

しかし、私たちはそういう情勢のなかでも、 労働者の要求、国民的な要求、民主主義や平和 を守ってたたかおうということを何よりも大切 にして、戦後労働運動が築き上げてきた積極的 戦闘的な伝統を守り発展させていこうと、行動 綱領に「希望に輝く未来のために」というタイ トルをつけて、運動の「基本的な目標」11項目 を掲げて、全労連を結成しました。それは、① 大幅賃上げ、全国一律最賃制の確立、労働時間 短縮、「合理化」反対、雇用保障、働く女性の地 位向上、ILO条約など国際労働基準への到達な ど労働者の切実な要求の実現、②軍拡・臨調行 革路線に反対し、社会保障制度の拡充、消費税 廃止、コメ農畜産物の輸入自由化反対、農林漁 業・石炭産業など第一次産業の再建、生活関連 社会資本の拡充などを中心とした国民的諸要求 の実現、③職場での民主主義の保障、不当労働 行為の根絶、労働者と労働組合の団結権・団体 交渉権・団体行動権の完全確保、④身分・人種・ 国籍などによるあらゆる差別の撤廃、男女平等 など基本的人権の保障、⑤結社の自由・言論・ 出版など表現の自由をまもり、民主教育の確立、 豊かな文化・スポーツの創造、⑥独占大企業に 対する民主的規制、中小企業の振興、互恵・平 等の通商、経済民主主義の確立と、国民本位の 税制、民主・効率・公正な行財政、地方自治の

確立、⑦未組織労働者の組織化、労働戦線の統一、⑧憲法の民主的条項の擁護と企業・団体献金の禁止など政治資金規正法の改正、18歳選挙権付与など民主的な選挙制度の確立、⑨日米安保条約廃棄、米軍基地の撤去、非核三原則の法制化、被爆者援護法の制定、⑩国民本位の政治・経済、非核・非同盟・中立・民主の日本を実現する統一戦線の樹立、⑪核戦争阻止、核兵器の廃絶、すべての軍事同盟の解消、世界の恒久平和の実現と民族主権を尊重した「新国際経済秩序」の確立、地球環境の保全などです。

全労連は、これら11の運動の「基本的な目標」 を大きな運動の旗印にしながら、この間、いろ んな形で運動を展開して、今日にいたっていま す。97年に橋本内閣が登場して、行政改革、財 政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、 金融システム改革、教育改革という「6大改革」 を打ち出します。これは、小泉首相の「構造改 革」の前段といえるもので、国の仕組みを全面 的に「改革」しようとするものです。そういう 全面的な国家改造の流れが強まってくるなかで、 全労連は1999年の7月、相手の攻撃に対抗する 長中期的な闘争目標をもって運動をすすめるこ とが大事ではないかということで、結成10年の 18回大会で21世紀初頭にわれわれが何を目指す のか、何を実現しようとするのか、労働運動自 身の具体的な目標と展望をきちんと議論をして 練りあげて、労働組合流の「日本改革論」を「21 世紀初頭の目標と展望」として提案して、2001 年の7月にこれを決定しました。その中身を簡 単にいうと、第一は、「大企業の民主的規制、人 間らしく働くルールの確立」です。そこでは労 働者の権利と同時に国際労働基準あるいは大企 業に対する規制の問題などをふくめた「ルール ある社会」の実現を提起しています。二つめに は、「国民生活の最低保障(ナショナル・ミニマ ム)の確立」です。そこでは、社会保障敵視の 新自由主義に対抗して、日本国憲法がすべての 国民に保障している健康で文化的な国民生活の

最低保障、ナショナル・ミニマムの確立という問題を提起しています。三つめには、「憲法と基本的人権の擁護、国民本位の政治への転換」です。私たちは21世紀初頭に実現すべき運動の「目標と展望」を確認し、その後は毎年の大会方針などで、全労連の大会は2年に1回ですから、この2年間の間にどこまで到達させるのかを、「目標と展望」にもとづいて具体的にあきらかにしながら、実践的にもその実現をめざして具体的に追求をしてきています。

それから、1995年には、「目標と展望」の運動と平行して、80年代の臨調行革以降、ずっと社会保障が連続的に改悪をされてくる、国民生活の破壊が強められてくるなかで、私たちはナショナル・ミニマムの問題を、業者団体である全商連、生活と健康を守る会、社保協、農民連、そして労働総研の皆さんとともに、ナショナル・ミニマムを国民的なものとして確立していく運動をする必要があるのではないかということで、議論をしてきました。政府はナショナル・ミニマムはもう到達されているといっていますが、新自由主義的政策の強行のもとで国民生活破壊への「対抗軸」としてのナショナル・ミニマムの確立を重視する必要があるという議論のもと

に、曲折はありましたが、2001年の6月に一定の素案をとりまとめ、国民の側からのナショナル・ミニマム確立の運動をすすめているところです。

そして、あらためてこれらの運動の到達点に たって、国際的にも大きな流れになってきてい る「企業の社会的責任」を追及する運動を大き な柱にすえながら、私たちはたたかいをすすめ ているところです。

時間がなくなりました。自民党の新憲法草案にみられるような改憲を頂点とした反動的な国家改造が「小さな政府論」を軸にしてすすめられようとしています。これに対して、私たちは「もう一つの日本は可能だ」ということで、安心・安全・平等で平和な日本を建設しようと、競争と格差社会を変え、働くものが元気の出る社会をめざし、06春闘にむけてがんばろうと、いま議論しているところです。ちょうど時間になりましたので、発言を終わらせていただきます。

大木:80年代からの大きな視点にたつ全労連 運動の総括を時間を守って報告いただき、あり がとうございました。それでは最後になりまし たが坂本先生よろしくお願いします。

憲法こそ基本的な対抗軸

坂本 修

弁護士になって46年になります。年齢にして 73歳になりました。

"民衆の弁護士"の団体である自由法曹団に入り、活動してきた私の弁護士活動のなかでいろんな弾圧事件や謀略事件、治安立法、戦争立法反対闘争もやってきましたけれども、主な活動分野はなんといっても労働者の権利を守るたたかいでした。1985年に労働者派遣法が国会にかかった時に、参議院で反対の立場から、はじめて参考人として陳述をしました。その時に、「これはものすごくいいものだ。いまの非常に野放しになっている雇用形態を派遣法という形で整理し、労働者を

幸せにするんだ」という立場でとうとうと参考人意見陳述を述べた方が、先ほど熊谷さんがいわれました信州大学の高梨先生です。私はその後、8時間労働制に「風穴」をあける裁量労働、変形労働導入に反対する立場で国会の参考人として陳述しました。その時、労働時間の弾力化を答申した審議会委員の労働法学者が、「自分たちは一生懸命、労働者の労働時間を働きやすくするために審議会で議論をして方針を出したのに、ただ働きで長時間過密労働を促進するものだと、外から批判する人たちがいる。心外である」と書かれているのをみました。私にはそういう意見はほんとうに

心外でした。職場の現実、財界・大企業の企みを 知らない―あるいは目をつぶった―発言だったか らです。

違憲状態を直視し、あきらめずに怒る

限られた時間ですから結論しかいえませんけれども、1985年以降はじまった労働法制の一連の改正、これと表裏一体となっていた企業法制の改悪は資料のとおりです。"法の爆発"といわれたこれらの立法は、根本的に日本の憲法とこれにもとづく労基法、職安法などが明記する「労働のルール」を破壊する途方もない悪事でした。

その結果、私たちの目の前に広範な違憲状態 がひろがっていると思います。日本の憲法が、 斎藤さんも触れましたが、非戦平和の素晴らし い前文と9条をもっているのは皆さんご承知の とおりですが、同時に近代立憲主義の憲法であ るとともに、これをさらにすすめた現代立憲主 義の憲法です。憲法は、すべての人間は幸福に なる権利があり、個人として尊重され、国はこ れを国政の上で最大限擁護しなければならない、 近代憲法の保障する自由権を明記したというだ けではありません。そのことを実際に保障する ために、①25条ですべての国民に人間らしく生 きる権利を保障している。しかも、②人間らし く生きる権利を保障するだけでは決して十分で はないということで、人間らしく働くための権 利を27条1項で保障、③それだけではなお十分 ではないということで、2項で、人間らしく働 くための労働条件は国の法律で定めることに なっています。雇用形態が違おうが、男と女と 性が違おうが、労働組合があろうがなかろうが、 力が強かろうが弱かろうが、人が人として生き、 働くためには、その最低の条件はこれを下回っ てはいけないということを国の法律で保障する ということを明記したのです。しかもさらに、 それだけではまだ足りないということで、④28 条で団結権、団体交渉権、争議権を保障した。 ここまで書き込んだ憲法は、私の知っている限 りでは、世界の資本主義国ではまれで、おそらくトップランクです。比較的これに近いのはイタリア憲法です。資本主義そのもののもつ、あくなき収奪に対して、とりわけ「労働政策の新自由主義的展開」に対するもっとも基本的な「対抗軸」として、私たちは実は世界にもっとも先進的な憲法、つまり立憲主義の憲法をもっているのです。

しかし現実に私たちの眼の前にあるのは、広 範な違憲状態です。その根は深い。すでに憲法 制定直後のマッカーサー書簡に基づく政令201号 で、公務員は争議権を剥奪され、団結権をも傷 つけられて、それは、いまだ回復されていない のです。1950年にはレッドパージが強行され、 1960年代以降、職場の自由と民主主義の否定が 横行しました。そしてさらに先ほど熊谷さんが 話された国鉄労働組合に対する「国家的不当行 為」が強行され、しかも憲法と人権の「番人」 であるはずの―そうでなければならない―裁判 所は救済を拒否したのです。こうした違憲状況 は、広く深く多くの労働者の人間らしく生きる、 そして人間らしく働く権利の否定となっていま す。1万人を超える過労死、広範にひろがるメ ンタルヘルス障害、その他その他、例をあげる のは皆さんの方がよくご存知のはずですから省 略しますけれども、どこに憲法があるのかとい うぐらいにひどい状況が私たちの眼の前にある。 しかもそれは、日本経済が高度成長していくな かでだんだんひろがり、バブル崩壊のなかで大 企業の内部留保は増えるが国民の働く権利の方 は無残に踏みにじられるという状態が加速度的 に拡大して今日に至っている、というのが、私 は現状だろうと思います。

「対抗軸」をどこに見るかを考えるときに私はまず、広範な違憲状態であるということをあらためてつかみなおし、あきらめないで怒ることが必要だ考えています。学生時代に読んだ本ですので、引用が正確ではありませんが、確か中国の優れた作家だった魯迅が「奴隷は自ら奴隷

であることを知らない時に、もっとも奴隷的である」ということを書いていたように記憶します。力関係で抑えられている、ほんとにひどいことだけどもなかなか突破できないことは多い。しかし「これが日本というものだ」とかあるいは「グローバリゼーションのもとでは"市場原理万能"というのは仕方がない」、だから「『構造改革』もやむをえない。『規制緩和』もやむをえない」「これが世界のルールであり、世の中っていうのはこういうものだ」と思った瞬間から、私たちは本当に奴隷になってしまうのではないでしょうか。そのとき新しい近代的な意味での奴隷の身に落とされていくんだというふうに、思うわけです。

この点については時間がないから一つだけ、 派遣労働を例にして話させてください。これま では日本の雇用の原則は、経営者は労働者を雇 う以上、直用でなければならないということで した。これの原則に反して、自分が雇った労働 者を他の企業に売って、そして銭を儲けるとい うことは、最も汚い搾取、最も乱暴な搾取だか ら犯罪とする。これが雇用の原則であり、憲法 にもとづいてつくられた労働のルールでした。 だからこの原則に違反したら、6ヵ月の懲役を 科すということになっていたのです。派遣労働 は犯罪だったのです。派遣法をつくったという のは部分改訂の問題ではなくて、いままでは犯 罪として刑務所にいかなければならないという ことを、大企業をはじめ、誰でもがやれる商売 に転化させたのです。

世界にも派遣労働があるじゃないかという人がいます。フランスをみてもドイツをみても確かに派遣労働は認めました。認めたけども、それは1年とか短期のあきらかに臨時な仕事に使えるだけです。その臨時の仕事が終わっても、その人を雇用して働かせていれば、経営者がイエスといおうとノーといおうと、その人は直用の「期限の定めのない労働者」というふうに取り扱われます。派遣労働者の賃金は時間賃金に

おいて正規常用者より下回ってはならないと法 律で決められてもいます。団結権が保障され、 何よりも産業別労働組合の労働協約の80%ぐらいの適用が派遣労働者の全部におよんでいます。 日本の派遣労働者のあり方とは天と地ほどの追いがあるのです。部分的な弊害がないわけではありませんが、日本的な弊害はありません。私たちはいま起きていることがひどいということをつかみなおすと同時に、日本における労働の状態だということをはっきりつかむ、そして憲法なに反するこの違憲状態を是正することを重要な「対抗軸」のひとつとすべきだと思うわけです。

憲法と労働のルールをつかみ直す

新自由主義下の21世紀の「新たな奴隷」にな らないために、"広範な違憲状態"として現状を つかむことが大事ではないかということと裏腹 のもう一つの問題意識が私にはあります。それ は「ルールなき資本主義」という言葉の独り歩 きを許してはならないということです。日本の 資本主義は「ルールなき資本主義」とよくいわ れます。この表現は、私も使うし、全労連も使っ ています。それはそのとおりで、この国の病根 を鋭く告発する規定です。しかし、その大前提 に、日本には憲法や労働組合法や労基法によっ て、働くルールがあったし、いまもあるという ことをしっかりとつかむ。そしてそのルールに 対してルール破りの資本主義がおきているのだ ということを重視する必要があると私はかねが ね思っているのです。そして、1985年以降、と くに1990年代半ば以降は、ルール破りを、たと えば不払い残業のように実力で破るというだけ ではなく、法律をつくって合法にする、むしろ ルールを破ることが正当であるというふうな法 律にかえるという、いわば立法による、憲法を はじめとして労基法や判例などで形成されてい た労働のルールの「合法」的ルール破りが横行 している。そのことが、"濁流"となって5200万

労働者とその家族を苦しめ、この国の社会その ものを歪めるにいたっていることを直視すべき です。こうした事態に対する「対抗軸」こそが いま求められているのだと強く思うわけです。

ルール破壊法制の企てを許さない

では、今日の「対抗軸」はどこにもとめられ るのか。「思いあまって力足らず」の歎きが私に はあります。それが自分でわかるくらいなら、 私はシコシコ弁護士などやっていません。私は、 「対抗軸」がわからないから、少なくとも発生す る被害者に対して、その人の人権を守るために、 守りうる範囲が非常に限られていると知りつつ も、46年間裁判闘争をたたかってきた。だから、 今日のシンポジウムにくる資格はあまりないん です。今日出てくる前に、朝早く起きまして、 『広辞苑』をひいてみました。「対抗軸」は『広 辞苑』には載っていませんでした。「対抗」とい うのは書いてありました。「対抗:相対して張 り合うことをいう。使い方:競馬における本命 と対抗馬。対抗文化。支配的な文化に対して、 これに対抗するもう一つのカルチャーをいう」 それ以上書いていませんから、「軸」というのを 調べました。「軸:車輪と車輪の間をつなぐ心 棒の心木。ただし、運動、活動の中心のことも いう」なんとなくイメージが出てきましたね。 つまり「対抗軸」とは、相対するものの間で対 抗してせめぎ合っていく上での運動と活動の中 心は何か。こういうふうに読み取りました。そ の意味での「対抗軸」をどこに見出すのかとい うことなんですね。

力不足を承知の上で「対抗軸」を考えてみました。いろんな考え方があるでしょう。たとえばイデオロギー闘争における新自由主義に対して、私たちがどういう対抗イデオロギーをもってたたかうか。労働力の流動化政策に対して労働運動としてどういう「対抗軸」をもってたたかうのか。いろいろあると思います。それから長期にわたっての「対抗軸」。もっとも長期でス

ケールの大きなことをいえば、地球の管理能力を失い戦争を繰り返しているというこの資本主義をあらためて、人間が人間らしく本当に平和で平等に生きられる社会をめざすという意味での「対抗軸」というのもあるだろう。あまりにも大きい「対抗軸」だからいま考えないというわけにいかないだろう。それはいろんな困難のなかで絶えず私たちが語り合っていくべきことだろうと思います。そのことを前提としますが、私は憲法が保障し、様々の法律が今も明記し、そして私たちがたたかってつちかってきた労働のルールを縦横に「対抗軸」としてつかみ直して活用することが大事だと思っています。

「労働契約法制」の企みを許さない

最後に今も厳然として存在するルールをさら に立法によって破壊しようとする企みとのたた かいを強調したいと思います。

財界、政府、これと同調する一部の学者たち は、労働基準法で刑罰付きで一人ひとりの労働 者を守る時代は終わったといっている。政府の 研究会の中心を占めている学者の説を伝えます と、日本の労働者は戦後と違って法律をもって 守ってあげなければならないほど弱い存在では もうなくなった。強くなったんだ。したがって 労基法などでの保護なんかいらない。公平で透 明な労働市場のルールをつくるために労働法は あるべきだ。そしてそのためには労基法はもう どうでもいい。したがって労働契約をスムーズ にすすめればいいんだ。いろんなこといってい ます。部分的な改良もあります。だけど中心に あるのは、先ほどいいました、搾取強化のため 労働者を無権利にするための法制を、いわば最 後のとどめみたいな形で完成することだという ふうに思います。

限られた時間ですので順不同の箇条書き的に話します。第1に首切りについて解雇が無効だということを裁判所で争って、裁判官が解雇は無効だと思っても、なんぼ金を払うと会社がいっ

たら、解雇無効の判決をするのではなくて、金 銭を支払うことでおしまいだという判決をしな さいという仕組みをつくるというのです。悪い ことが金で買えるのです。人権を奪われ、職場 の仲間の権利を守るために懸命にたたかって、 解雇無効を勝ち取り職場に戻ろうとする労働者 の要求は、法的に封殺をされる。それはその労 働者の人権が奪われるだけではありません。不 法に首を切ると、たたかう労働者は世の中に必 ずいますから、裁判闘争がおきる。このたたか いを支援する運動がおきる。そのことによって 資本の無法は裁かれることになります。日本の 労働運動は争議がなかなかできないという力関 係のなかでも、さまざまな裁判闘争を「対抗軸」 として、自分を守り仲間を守る運動をすすめて きた。こうした権利闘争、広い意味での争議を 「カネで首切り」の仕組みをつくって、つぶそう というわけです。

第2が、目の前の問題として、「労働政策の新自由主義的展開」の重要な柱の一つとしての、立法・悪法による「労働のルール」破壊が、さらに加速・拡大しようとしていることを話したいと思います。いわゆる「労働契約法制」の制定と労基法の「8時間労働制」のホワイトカラーの多くの適用除外(ホワイトカラー・エグゼンプション)がそれです。

財界は400万円以上ぐらいを目処にしているようですが、そうしたホワイトカラー労働者については労働時間のカウントをしない。労働時間と関係のない労働者にする。何十時間働こうとも残業代はつきません。これは残業代がつかないという仕組みで、残業ただ働きをさせるための改悪だといっています。それは間違っていません。労働者の運動で未払いの残業代を何百億と払わせていますが、そんなことのないようにするというのがこの仕組みの大きな狙いであるのは確かです。でも、物事のもっと根本にあるのは、そんなことが野放しになったら人が死ぬ、家庭が崩壊する、社会がガタガタになるという

ことです。金の問題ではすまない問題です。マルクスが『資本論』の「労働日」のなかで1日 8時間の労働をかかげて労働者がたたかうことになったことに、いままでの天が与えた人権という美しいスローガンに替わって、自分は一体何時間労働力を売るんだ、何時間は自分の自由だ、そのことを公然と国家と社会に要求する時代がきたと、感動をこめて書いています。労働者がたたかいとってきた労働のルールの最も基本的な柱である労働時間を法律で定め、規制するというルール、これを壊すということです。

第3が、試し雇用というのを入れるそうです。試しに労働者を雇うということは、お前が使えるかどうか資本がチェックするために試す期間を入れるということです。期間の制限はありません。2年、3年それ以上も可能です。試された労働者はどうなるのか。正規採用してもらうためにしゃかりきになって無権利で働くでしょう。私たちには経験がある。アルバイトスチュワーデスがそういう本質をもつものだったですね。彼女たちは生理休暇もとれない。風邪引いても休めなかった。賃金はめちゃ安かった。これに類する試し雇用をなんの限定もなく全労働者に適用するというのです。派遣労働や脱法的な請負労働の導入と結び付けての「試し雇用」制度は、安定雇用のさらなる破壊です。

第4の、おそらく最も重大なルール破壊は、「労使委員会」制度の導入です。実際には、企業の思うとおりに、労働者側委員を選んで配置できる労使同数の「労使委員会」をつくる。この委員会で「5分の4」以上の多数決で可決すれば、法の解釈上当然であり、判例でも確定した「労働条件の不利益変更」の禁止を崩せる。裁判になっても、労使委員会の決議があれば、就業規則の不利益変更は「合理性がある」ものと推認され、合法となるというのですから。「労使委員会」の決議による「合理性」の推認は、配転、出向から裁量労働の認められる範囲の認定、さらには「カネで首切り」ができる事件の範囲に

適用できるなど多くに及びます。これでは、労働者の働くルールは守れない。それだけではなく、労働組合の団結権、争議権を背景にした職場交渉力を失うことになります。「労使自治」での「自己決定」による「透明」な交渉ということで、実は企業の思い通りの労働を押しつけるという「ルール」がたくらまれているのです。こうしたルール破壊に対して「対抗軸」をつくるのが目の前の新たな緊急の課題になっているのだと思います。

大木 ありがとうございました。シンポジストの方々には限られた時間のなかでいいたいことは山ほどあるのに、限られたことをお話いただいて恐縮でした。第1回のご発言について何かご意見、ご質問でも結構ですが、ありませいが意見、ご質問でも結構ですが、ありませしいを想時間の間に、発言内容を書いてお出しいただきたいと思います。時間の関係で、かもしただきたいと思います。お話のなかにはいたなければいけないかもしれません。それは恐縮ですが私の方にお任せいただくようにお願いします。お話のなかにはいたなりにお願いします。お話のなかにはいると思います。お前題提起がなされていたかと思いますけんな問題提起がなされていたかと思いますけんでもなけともに考えようというにというできるだけともに考えようというになけると助かると思います。それではいまから10分間休憩に入ります。

全体討論

大木 質問、ご意見の数はそれほど多くありませんでしたので、少し安心しているんですけれども、一人でたくさん質問されている方なんかもいらっしゃるので、いまからお答えをいただきながらご意見もたまわりたいと思っていますが、積み残しがあるいはあるかもしれません。その点はひとつお許しください。

最初に、大原社研の五十嵐先生から、ご意見 とあわせて質問も出されておりますので、でき るだけ簡潔に、5分ぐらいでお願いします。

新自由主義的社会統合と憲法

五十嵐 法政大学の大原社研の五十嵐でござ います。私は、どなたにということではないん ですが、二点質問を出しました。一つは戦後の 日本の社会を統合するということで、企業をつ うじての社会的統合、つまり企業国家的統合と か、企業社会的統合ということがいわれますけ れども、それが90年代中ごろから崩れてきつつ ある。その結果、日本の社会全体が大きな問題 をかかえるようになってきている。統合状態と いうのが非常に低下している。さまざまな社会 問題が発生する背後には、そういう問題がある というふうに考えるわけですけれども、企業を つうじた社会的統合を新自由主義的な「構造改 革」によって崩して、なおかつ社会をいわば支 配するといいますか、統治するということを考 えるのであるならば、なんらかの形での統合と いうことがそのつぎに構想されているというふ うに思われるわけですが、それは一体何なのか ということなんです。アメリカ型の新自由主義 的な社会統合っていうことがありえると思うん ですが、でもそれも失敗しているということが いえると思います。そういう点で、いま日本の 支配層が何を考えているのかということをおう かがいしたいということが一点です。つけくわ えていいますと、「大企業栄えて民滅ぶ」という ことがいわれますが、社会統合ということを問 題にするのは、民が滅んでは大企業も企業経営 も成り立たないわけです。だから、本来「大企 業栄えて民滅ぶ」などということはありえない のであって、民の生活をそこそこ保障すること が前提になるというふうに私は思うんですけれ ども、そのこともふくめてご意見をうかがいた いと思います。

二点目は憲法の問題です。坂本先生は「組織することと憲法を活かしきることを一体として」と書かれています。私もそう思います。つまり、憲法を変えさせないということでいろいろ運動

大木 ありがとうございました。これは皆さんにかかわる問題ですが、まず斎藤先生からいかがでしょうか。

「活憲」で攻勢に転じる

斎藤 役不足だと思いますが、いまのお話で は、両方同じような思いがあるんですけれど、最 初の方の、企業国家的社会統合が崩れつつある、 じゃどうするかという話ですが、要はこういう ことじゃないかと思うんです。いままでの支配 の仕方というのは、要するに支配するぞ、だけ どその代わりとりあえず食わしてやるよという ような支配の仕方だったのに対して、いまは好 きにしていいよ、ただ邪魔すると捕まえるし殺 すよというように、何の見返りもなくて、ペナ ルティーというかブラフでもって支配するとい う色彩が強まってきているんではないかなと思 います。例の東京高裁の反戦ビラ事件の判決も そうですが、あれぐらいのことで犯罪者にされ ちゃうわけですね。他にもいっぱいありますけ れど、落書きしたら懲役1年2ヵ月。これは建 造物損壊罪です。なんでそうなったかというと、 戦争反対って書いたからです。こういうのがい

くらでもあるわけです。ですから、企業の福祉というんでしょうか、福祉型の帝国主義ではなくて、むしろ軍政に近いんではないかなという感じが私なんかはしています。民がきちんとしてこその企業というんですけれども、これだけグローバル化し、多国籍企業化がすすんできますと、なにも日本国内の人間がみんな穏やかに暮らす必要はない、エリートだけが裕福であればいいのであって、あとはむしろ海外との競争なのでとことん貧しい方がありがたいというのが、支配層の考え方ではないかなと思います。

あと「活憲」の方なんですけれども、これは まったくそのとおりで、私も同感です。ただこ の質問用紙には、「一言でいうと活憲による特上 の国家づくりが必要なのではないでしょうか」 と書いてあるんですが、あまり上等すぎる国家 というのも考えものではないかと思います。国 家というのはたいした野心とかビジョンを描く ことなく適当な国家というのが、私は一番いい んではないかと思います。誤解をおそれずにい えば、日の丸とか君が代はめんうどくさいから そのままでいいと、正直思っているんです。そ んなものがあるんだかないんだかも日頃はよく わかんない。オリンピックの時に曲が流された り、旗が揚がったりする。そん時だけ、この歌 や旗のために昔は戦争したんだとちょっとよく 考える。ですから、国家というものが何か前面 に出ている時代というのは非常によくない。国 家なんてあるんだかないんだかわからんという 状況が実は一番いい。だけどそれは、そういう 国家というのは、本当はすごく極上であったり もするので、あとは言葉のロジックの問題です けれど、そのような国づくりが理想的ではない かと私などは思います。そのためには、アメリ カが帝国主義を世界中に浸透させていくのであ れば、「活憲」というか憲法の9条のいいところ をむしろひろげていくような、攻勢に転じるよ うな動きができると最高じゃないでしょうか。

五十嵐 「特上の国づくり」と書くつもりで 「特上の国家づくり」と書いてしまいました。こ れはまずいなあと思っています。

大木 坂本先生の議論とも2番目の質問が重なっておりますが、いかがですか。

人間の尊厳を掲げ、平和を守る

坂本 先ほどの話で、私たちの側の「新たな 対抗軸」が求められていることを、主に労働の ルール破壊のための労働法制改悪との関係で話 し、私たちの側の「対抗軸」は、では何なのか については、20分という時間制限もあってあま り話しませんでした。今、いわれました憲法改 悪を阻止することだけじゃなくて憲法を活かし きるという点はほんとうに大事だと思っていま す。改憲阻止と一体のものとして、憲法をつか みなおし、活かしきるという視点、それにもと づく、積極的な主張と政策をつくり、行動に転 化することが求められていることを痛感してい ます。小泉内閣・自民党の勝利の一つの大きな 原因は、この時代の閉塞状況といわれる問題に 対する国民の怒り、不満、焦り、悩み、そうい うものが反映しているんだと思います。だから 改憲を阻止して悪さをさせないよというだけで は、相手の改憲策動を阻止して勝利する国民的 な多数の形成は困難だと思っています。

憲法をほんとうに活かしきったら、われわれは何が実現できるか、そのことを訴えれば、国民の共感を呼び起こし、結集できる時代になってきていることに、確信をもちたい。時間がありませんので一つの例をあげます。ハンセン氏病裁判を私はやっていませんけど、ハンセン氏病裁判に取り組んだ自由法曹団の若い弁護士さん、それからその運動を支えた人たちは、人間の尊厳を実現するためにたたかったことを強調します。判決のなかに人間の尊厳に照らして違法だということが出てきます。私が憲法を最初に知った頃だったら、「人間の尊厳」なんて憲

法に書いてある「美しい言葉」だとしか、多くの人々はとらえていなかった。少なくとも私はそうでした。しかし、いまや人間の尊厳を掲げて人は生き、人はたたかうことに情熱を燃やす。それが一つの国民の行動のエネルギーになり、判決によっても重要なルールであると認められる時代になっているのです。

平和についても同じです。戦争は嫌いです。 私も兄を死なせています。ほんとに嫌いです。 日本はいまの時点では大国です。アメリカの基 地がいっぱいある国です。でもそういう国であ ることをすぐには解決できなくても、「この国は 絶対に戦争に軍隊を出さない」ということを守 りきる。そのなかで、国境のない医師団の人た ちの活動をふくめ、あるいは若い人たちの活動 をふくめて、平和に寄与し平和を創造する活動 を市民的レベルで強める。そしてさらに、めっ たにないことだと思いますが、国連がジェノサ イドを防がなきゃならんということであっても、 その時にはあたかも個人の良心的兵役拒否者の ように、この国は戦争には手は出さない。その なかで成しうる事はすべてを成し尽くす。そう いう国として生きたい。それが世界の民衆のレ ベルでみたら絶対に連帯し支持されることだと 思うし、世界とアジアで、大多数の国とその人々 から理解されることだと思います。そういう国 として前に出ようじゃないかという発想を呼び かけることが必要です。そのようにして、憲法 の平和主義をより積極的な「対抗軸」にしてい く。こうして、質量共にかつてなく明るく創造 的な平和のための運動を起こし、そういうこと で前に出ることが、若い人をふくめて結集が可 能になるのではないかと思っています。

大木 ありがとうございました。それではつぎに、愛労連の榑松さんにお願いします。トヨタとのたたかいで、毎年トヨタシンポがおこなわれています。今年もそれがおこなわれました。そこでの議論などからご意見をいただけるとい

うことです。

「トヨタウェイ」について

榑松 トヨタシンポも22回目をむかえました。 先日、中京大の猿田先生に報告をいただきまし た。いくつか特徴点はあるんですが、坂本先生 のいわれる超長時間労働がますます増えている 状況です。残業時間360時間超で働いている労働 者が、6万人の社員ですが1万人を超えていま す。ところが、サービス残業で摘発されたら労 基署を逆恨みして、摘発をやめろということで、 「これは労使自治だ。組合と合意しているんだ」 ということで、労使自治に対する介入をやめろ という文書を出しました。先日、日本経団連の 「経労委報告」が出ましたが、昨年の「経労委報 告」のなかに「労使自治に行政が介入すべきで はない」いう文言を書き込んだのは奥田さんだ といわれています。それから今年の年頭の冒頭 あいさつで、トヨタの張副会長が「トヨタの常 識が社会の非常識であってはならない」といっ ています。トヨタの常識を社会の常識にするん だということで、いま「トヨタウェイ」という 労務管理手法を普及しています。「改善」と「ト ヨタウェイ」という「トヨタ本」が今年50種類 近く出ているそうですが、「トヨタウェイ」の普 及に非常に力を入れていて、いま世界中から名 古屋に学びに来ているという状況です。韓国か ら非常にたくさん「トヨタウェイ」を学びに来 ているんです。彼らは愛知労問研にも必ず寄っ てからトヨタにいくということをやっています。

それから政治献金の話は、「赤旗」の日曜版にも出ていましたけれど、国政に対してストレートに発言をするようになってきたのが最近の特徴だと思います。これまで愛知県は民主王国で自民党の議員がいない県だったんです。どんどん落選したんですが、奥田会長になってから変わりました。9月の総選挙の時には、トヨタスタジアムに1万人集めて、小泉首相がヒトラーのように手を上げて入ってきたんです。初めて

です。これはトヨタに合うように法律を変える という表れだというふうに私たち思っています。 そんな状況を詳しくやっていると時間がありま せん。詳しいことは愛知労問研の伊藤副所長が 『あなたの知らないトヨタ』という本を出します ので、これを参考にしてください。

それからもう一つ、今日のテーマでいうと、 新自由主義というなかで、資本家は新しい支配 のやり方を考えてきていると思うんです。トヨ 夕の特徴は労働者をほんとに自働化している。 自働の「ドウ」は「働く」という字ですが、自 らすすんで提案をする。汗を拭く時間がもった いないので労働者の提案でハチマキをするとい うようになっています。EX以上は毎月1回提案 をすることになっていて、これが査定の項目に は入っていないんです。トヨタは労働者を「大 事」にして、一人残らず必ず昇給させていく。 5年で昇給するか1年で昇給するかの違いです が、上司に必ずハンコをもらって一つずつ階段 を上がっていくということで、トヨタの労働者 自身はトヨタDNAが組み込まれている。遺伝子 組み換えやっているということでびっくりしま したが、トヨタの労働者がトヨタ自動車はいい 会社だとみんながいうようにほんとにこまめに 組み立てていくような、非常に新しい労働者支 配のやり方をしていると思うんです。新自由主 義のなかで、先ほど企業統合の仕方という問題 が出されましたが、そういう点では、これとど うたたかっていくのかが問題ですが、トヨタは 若い人たちがこれを受け入れやすい方法を取っ ていると思うんです。憲法の問題でも、名古屋 大学の法学部でアンケートを取ったら、改憲反 対という学生が一人もいなかった。法学部の学 生で、「改憲反対、護憲」というと、非常に古臭 いというイメージがあって、学生はみんな改憲 に手をあげたそうですが、私はそういう若い人 たちのなかでどう「対抗軸」をつくっていくか ということについて、斎藤先生や坂本先生に是 非ご意見をおうかがいしたいと思います。

大木 これは、熊谷さん最初に答えていただきましょう。大企業の労働者との連帯ということでだいぶお話されていましたから。

はじまった未組織の組織化

熊谷 なかなか難しい問題ですね。全労連に は大企業の労働組合がありませんけども、私た ちは、できればトヨタに焦点をあてたらいいと 思っていますが、大企業のなかにいま、期間雇 用だとか、偽装請負になりますけれど請負だと か非正規労働者がどんどんどんどん増えていっ ているわけです。彼らはユニオンショップの枠 外に置かれているわけです。それが3分の1か ら多いところでは4割、5割近く占めている。 そして未組織労働者の状態に置かれています。 関連もありますから、そういう所から一人でも 入れる労働組合など、いろんな工夫をしながら、 大企業のなかに私たちは影響力をもった労働組 合をどうつくっていくのか、まともな労働組合 がそのなかにどう影響力をひろげていくのかと いうことが、私は大企業のいまの状況をみると、 非常に大事だと思っています。そのことを一つ 考えていかなければいけないと思っています。 いまその具体的な検討をはじめているところで す。榑松さんはトヨタの地元ですから是非愛知 のなかで実践的に一つ典型をつくっていただけ ればと思っています。憲法問題は最終的に発言 したいと思います。

大木 坂本先生、いかがでしょうか。

侵略戦争の実態を知らせる

坂本 「自働化」されてきている若者の労働状況 に対して、こうした人々をどう労働運動に結集す るかについて、今私は充分に答える知識がありま せん。そこで質問からずれるかも知れませんが、 憲法運動と若者について、述べることにします。

憲法の学習会には50回ぐらい出ました。アン

ケートや感想文も随分読みました。だからお会 いした参加者の方は8000人を超えたと思います。 けれども、ざっと会場を見渡した印象でも会場 でいただいた感想文を見ても、私が呼んでいた だいた集会の範囲で言えば20代の参加者は5% を切っているように思われます。もちろん若い 人たちは、ベテランがその組織の中心になるこ とが多いこうした集会形式ではなく、自分たち だけで多様な運動をはじめています。若い人は 憲法改悪反対の運動にはとりくまないとか寄り 付かないというのは「事実誤認」でしょう。た だ、私はいまだ一、二の労働組合の青年部の学 習会を除けば、若い人のところで話をして、自 分の話がそこでつうじるのかどうか点検を経て いません。ある学習会でいただいた感想文の中 に20代と思われる女性労働者ですが、「坂本さん のように『余命いくばくもない』人の話をきく ことは本当に大事だと思いました」といわれた のは少々ショックですが、でも私の話は伝わっ たのだと思い喜んでいます。若い人たちの非戦・ 平和のエネルギーは、もっと信頼してよいので はないでしょうか。NHKが憲法9条をどうする かの激突対談やったでしょう。そのなかでNHK が緊急世論調査をした結果の発表がありました。 自衛隊がアメリカ軍といっしょに海外でアメリ カ軍や多国籍軍と武装力を行使することに賛成 の人はわずか4%しかいない。「後方支援」はみ とめる6%と合算しても10%です。それから直 近の毎日新聞の世論調査では、憲法9条改訂に 反対というのが60%を超え、賛成との比率は2 対1。反対が2に増えました。そのうちでさら にうれしいのは、20代の人の反対は70%を超え ています。

こんど学習の友社から出版する予定の私の本をみてほしいんですが、自民党は憲法改定で徴兵制を選択肢のなかにはっきり入れています。そういうことが本当にあきらかになれば、若い人たちの9条改悪反対はもっと強く広いものになるにちがいありません。そして過去の戦争被

害をあきらかにするだけじゃなく、イラク戦争 の実態が知られてきている。例えばいまイラク 戦争で使われている、白リン弾被害の実態をイ タリア国営放送がドキュメンタリーで証拠のビ デオを放映したものをみましたが、白リンがいっ たん服につくと服を焼き肉を焼き骨を焼き尽く す。そういう途方もない残酷な戦争をアメリカ がイラクで現にやっているのです。そういうア メリカの侵略戦争に自衛隊が共同参戦するため の改憲だということを若い人がどんどん知って いけば、若い人が改憲反対の側に回らないとい うことはないと、私は思います。「戦争は嫌だ」、 「人を殺したくない」、「平和に生きたい」という 若い人の思いを、憲法改悪阻止の重要な「対抗 軸」の1つとしてアメリカ軍の侵略戦争の実態 を知らせ、ひろめて憲法改悪反対の行動に立ち 上がってもらうよう努力したいと思っています。

大木 斎藤先生いかがでしょうか。

現実を知らせる仕事の大切さ

斎藤 手短にいきます。トヨタについての本 が出たらその本をください。「トヨタ本」が50冊 出ているといわれましたけれど、マスコミのほ んとに情けないところは、金になればなんでも やっちゃうんです。「トヨタウェイ」を普及しよ うとしているといわれましたが、「ジャパニーズ スタンダード」を「グローバルスタンダード」 にしようという動きが、日本では国ぐるみであ るような気がします。というのは、とくに新自 由主義に関係のない取材をしていても、トヨタ の話はそこらじゅうで出てくるんですね。一昨 年だったと思いますけれども、早稲田大学のスー パーフリーの事件がありましたね。あの時に『文 **藝春秋』で、早稲田がやたらベンチャーだ、ベ** ンチャーだっていっているが、このような大学 のあり方がああいう学生を生むという感じで取 材をしました。白井という総長の家に夜回りを していたんですけれども、彼が脈絡もなく、「斎 藤さんはそうやって大学がベンチャー養成するのは学問じゃないみたいな言い方をするけれども、いまこの日本という国はトヨタがなければ生きていけないんだ」なんて話を唐突にしはじめました。要するに「トヨタウェイ」というのがもう日本中の隅々まで、アミニズムのように天皇制のように浸透してきているんではないかというのが、私の現場の実感です。ですから、トヨタウォッチングというのは非常に意義のある仕事だと思っているんです。

もう一つ、学生の話ですが、名古屋大学あた りだとたぶんそういう結果になるだろうなと思 います。つまり、偏差値エリートであるわけで すし、仮に改憲されて戦争になっても「どうせ 俺はいかねえから平気だよ」という。これが大 前提としてあるわけです。いく奴はどうせ貧乏 人か偏差値の低い奴だよという意識でしょうけ れども、そう単純じゃ実はないわけです。坂本 先生がおっしゃるように、若者は基本的に世間 知らずだからよくわかってないというところが 一番あって、そこに小林よしのり的になんとな くヒロイックなナショナリズムが入り込む余地 があると思います。最近、私はいわゆる右翼の 人たちと座談会をする機会にも恵まれたんです が、「多くの人は日本の伝統文化とかナショナリ ズムといいながら、いまのこの新自由主義のも とでは伝統も文化も関係ない。これって、ただ アメリカの一部になっているだけでしょ」とい うと、真正面から答えてくれないんですね。「そ んなことはないよ」というか、あるいは「そう だ、そうだ」というかのどっちかだと思ったん ですが、そうではなくて、案外右の人たちは怒 らなければならないのに怒らない。私が知って いる限り右の人で怒っているのは、小林よしの りと西部邁とさっき話題に出した西尾幹二だけ なんですね。西尾幹二は、さっきの本からざっ と1年後、最近出た本では『狂気の首相で日本 は大丈夫か』という本を出していまして、この 指摘は非常に正しいなと思わされたりしました。

保守のなかでこういう非常にねじれた現象が起こっている。日本がアメリカの一部になっている現実もわかってない人、要するに真実からもっとも遠いところにいる人が改憲賛成といっているんではないか。だから学生さんたちにきちんと現実を伝えていくのも私らの仕事じゃないかと思うようになっています。

大木 つぎに非正規の問題についてお二人から意見が出ています。簡潔にそれぞれご発言いただきたいと思います。まず、全労連の井筒さんお願いします。

対抗軸としての均等待遇実現の運動

井筒 全労連の井筒です。私は労働政策の新 自由主義的展開への「対抗軸」になりえる運動 として、パート・臨時労働者の運動があるとい うふうに思っています。女性の多数がいま非正 規で働いていますし、青年の多数もこれから非 正規になっていくという状況のなかで、非正規 雇用の労働者は社会の多数派になっていく。こ の多数派を主人公にした運動をしない労働運動 は、滅亡するというふうに思っております。で すから、非正規雇用の運動を一つの分野の運動 ととらえるんではなくて、労働運動そのもので あると位置づけた運動が必要であろうと思って います。全労連はそのことを意識していま運動 をつくろうとしているわけですけれど、これか らそれが問われていくと思っています。全労連 は2000年にパート臨時労組連絡会を結成しまし た。この結成の背景には、サンヨーの雇い止め に対するパート労働者のたたかいや丸子警報器 の判決などがあるということは、皆さんよくご 存知だと思います。それから5年たったわけで すけれども、その間、正規労働組合がこの非正 規雇用の問題をどう位置づけてきたかというと、 労働総研が全労連と共同でやられました調査の なかで、組合役員への設問に対する回答のなか で、非正規雇用の組織化はしなければならない と思っているけれども、それに対する具体的な 戦略方針などをまだほとんどがもっていない、 という結果が出ておりました。そこに非正規問 題に対する現時点での特徴がよくあらわれてい ると思うんです。私は非正規労働者の組織化が 一番重要であって、いまわれわれがそれをやら なけりゃいけない課題だと思っています。

全労連は、2005年の春闘のなかでは、非正規 雇用の問題を春闘の課題の二の次にするんじゃ なくて、春闘の正規労働者の要求といっしょに 要求を提出して、いっしょに回答を引き出して いこうということと、それからパート労働者自 身の均等待遇実現にむけての本格的運動をつく ろうということで、大学習運動などを展開して 大きく確信になりました。しかしまだ、微々た る歩みであります。06春闘では、そういう意味 で、非正規雇用の人たちの労働運動そのものを しっかりとつつんで、前面に押し出すような運 動をつくるということが、本当に必要になって いると思っています。また、均等待遇を求める 運動が、ほんとにひたひたと大きくひろがって いまして、パート労働者自身が賃金の均等待遇 もすごく必要だし欲しいけれども、人間として の尊厳、働くものとしての尊厳が職場で守られ るような、そういう職場をつくりたい。そうい う思いが非常に強いわけです。私は均等待遇実 現の運動は新自由主義的な労働政策に対抗しう るたたかいであると思っております。

大木 非正規の組織化が「対抗軸」となるというご意見です。つづいて、神尾先生お願いします。

派遣やパートになれない人へ目を向ける

神尾 神尾でございます。いまも井筒さんからお話がありましたけど、シンポジストのお話を聞いて一番気になりましたのは、非正規雇用か正規雇用かというところに焦点がいってるんですが、レギュラーであろうがイレギュラーで

あろうが、この方たちはれっきとしたエンプロイーなんです。しかし、世界の総労働力人口からいえば、エンプロイーなんてほんとに一左りの存在でしかない。そうではない人たちの方が多いわけですね。雇われているものだけの団結ばかりをいっているのだったら、逆にもっともはないところにいってしまうのではないかも危惧します。これは極端ではないと思うんですが、組織化の問題も均等待遇の問題も、随分努力なさってパートや派遣の方が組織に加入したりなさいうのには敬意をあらわしますが、しかしその方たちが実際にそこで加入していったも、やっとそのエレベーターに乗れたらこんどは後ろみて「もういっぱいですよ」っていったようなことを感じるわけです。

つまり、一番かわいそうな人たちはパートや 派遣ではなくて、それにもなれない人たちです。 このことについて今日は一度も言及がなかった ような気がするんです。「対抗軸」、「対立軸」を 正規か非正規かというエンプロイーだけに限っ てしまうやり方は、労働組合の弱点かなという のが正直な感想です。その意味では連合だ全労 連だといっても、長男と次男のけんかじゃない かというような正直な印象をもちました。もっ と実際に働いている人たち、働いて稼いでいる 人たち、しかも途上国なんかでも組織にいって いる方たちは特別な方たちで、ほとんど輸出産 業で食糧や輸出製品をつくっている方たちが多 いわけです。実際、そういうものを私たちは食 べているんですよ。私は不勉強で、新自由主義 というのはよくわかりませんが、それに賛成す る人たちにいわせると、労働市場はもともと市 場経済のなかで完全に揺れ動いて自由なのが理 想なんです。そんなに「規制緩和、規制緩和」っ ていって、あれでも随分彼らは遠慮がちにいっ ていると思うんです。規制が全然ないのが一番 理想ですから。そういうなかで、労働法もなけ れば、パート労働法なんてお粗末ですけれど法 律ありますけれど、それも適用されない人たち

が、これはヤングだけじゃなくて多数いるのです。そことどう連帯していくかということについて私は提案が欲しかったと思って発言した次第です。

大木 質問もかねての発言ですね。今日の斎藤先生のお話のなかで、労働運動のウィングを うんとのばす必要があると発言されました問題 とも関連していると思いますので、主として神 尾先生のご意見に対して、斎藤先生からお願い します。

零細自営業者の組織化

斎藤 さっき時間がなかったのではしおった 部分があるんですけれども、実は最後にいおう と思っていたんですが、零細自営業者の組織化 というのも労働組合のこれからのテーマではな いかなと思っています。零細自営業者は、私ら みたいな自由業者もそうなんですけれども、お 店をもっている八百屋さんとか魚屋さんもふく めて、個人営業の商売人です。それが一つと、 あとはフリーターのなかにかなりふくまれると 思うんですけれども、「ワンコールワーカー」と いう立場の人たちがいまたくさんいます。つま り、どこかの「口入れ屋」に登録をしておいて、 派遣というようなたいそうなものではなく、た とえば今日の会場は固定された椅子ですけれど も、よくあるのが地方のプロレス興行なんかで リングをつくったり椅子をとりつけたりする仕 事をアルバイトの人たちがするわけです。そう した人たちを「口入れ屋」が登録しているなか から「今日空いているか」といって電話して呼 ぶ。登録している方はいつそういうコールがあ るかわかんないから、他のバイトがあってもな かなかそっちにいけないみたいな、非常に不合 理なことになっているんですが、この人たちは 皆サラリーマン税制の対象でないわけです。

いままでだったら、安いアルバイトだったら申告なんかしないわけですけれども、こんどの

税制「改革」で、企業はちょっとでもバイト代 を払った相手を全部申告しろという流れになっ ている。零細な自営業者は、私もそうですけれ ども、青色申告並みの記帳ができない自営業者 はそもそも必要経費という概念を認めない。大 まかな基礎控除だけはしてあげるけれども、あ とはいくら経費がかかってもそれは全部課税対 象になるという流れをいまつくられつつあるん です。ですから自営業という概念そのものが成 立しにくくなっていて、皆がそういう企業社会 のヒエラルキーのなかに組み入れられるか、バ ラバラにされるというなかで、このバラバラの 方をうまくすくい取って労働運動につなげてい く必要があるだろうなと思います。それはその 人たちの生活ももちろんそうですけど、私が自 営業者として一番思うのは、企業社会のヒエラ ルキーに組み入れられていない人間は、まだし も少しは自由な発想ができるので、企業べった りではない考え方が少しは増えてくるんではな いか。そういうさまざまな思いはあるんですが、 神尾先生のおっしゃるほどの問題意識がなかっ たのが、ちょっと自分でも反省しているんです が、そういう提案もあります。

大木 熊谷さんいかがですか。

地についてきた未組織労働者の組織化

熊谷 神尾先生から指摘をされた点は、率直にいって、まだなかなか手がついていません。ようやく非正規労働者のなかのパート、派遣あるいは一部請負労働者のところに目がむきはじめていますけれども、全体的にみますと残念ながらこれからの課題といわざるをえません。労働総研の協力で「労働組合の活動実態と課題と展望」という大規模な調査アンケートやりましたが、組織化の問題にしてみても、組織拡大が重要だとはいいつつも、非正規労働者の組織化をどの程度重視しているのかということになると、さっきの長男と次男の話ではありませんが、

全労連の単産といえども、なかなかそこが正面にすわりきれていません。その理由は何かと聞くと、労働条件があまりにも違うとか、組織化しても本当にいっしょにやっていけるかどうか自信がないとか、克服しなければならない課題はあるんです。しかし、そういうなかでもいまパート、派遣、非正規労働者の組織化を組織拡大の最重点にすることでようやく運動が地につきはじめてきたというのが実情です。

いま日本に増えている外国からの移住労働者 だとか外国人労働者の問題などわれわれが目を むけるべき人たちがたくさんいるということに ついては、問題意識としてはもっていますが、 率直にいってようやく手をつけはじめたという 実情です。神尾先生の指摘された点はしっかり と受けとめておきたいと思います。

大木 つぎに、労働者教育協会の竹内先生から大きい問題がたくさん出されていますが、問題をしぼってお話いただきたいと思います。

現代の「万国の労働者よ団結せよ」とは

竹内 私は坂本さんと同年齢なんですね。大学をやめて5年になるんです。今日はゆっくり勉強しようと思って出てきたら、坂本さんが「余生幾ばくもない」といわれたという発言をきいて、さっきからおたおたしているわけですが、3点ほど発言したいと思います。

私は、今日のテーマと関連して、「万国の労働者よ団結せよ」というスローガンは夢であったのかどうであったのかということを再度検討してみる必要があると思っています。このことを、いろいろな国際労働運動、主に労資関係論研究の書物をつうじて追求しますと、いま団結の企業別分断と企業内封じ込めに対するたたかいが、万国の活動家の共通の関心になっているんではないかという気がします。北半球のLO、スウェーデンのLOでもそうだし、南半球の南アフリカ共和国のCOSATUでもそう。すべての論文にこの

問題が出てくるわけです。そこに私は、現代の「万国の労働者よ団結せよ」の一つの根っこがあるんじゃないかと思っております。その状態をこれからどういうふうにわれわれとして学んでいくのかということが問われていると思います。

その場合、1995年に日経連が「新時代の『日本的経営』」を出しましたが、同じ年に世銀は十幾冊ある年報の一つを労働関係に割いているわけです。95年の報告は、主にトランディショナル、つまり社会主義、旧社会主義圏から資本主義に復帰するといいますか、あるいは復帰しないかもしれませんが、そういう移行期にある国々、それからユーラシアとか開発独裁のでありの労働問題を念頭におきながら展開をしているの労働問題を念頭におきながら展開をしているのは第1年に、労使交渉の軸を企業のレベルに下げろということです。第2は、保護主義的な政策のなかには労働者の権利がふくまれているんですが、これを原則的には認めないということです。

そのつぎの年と、またそのつぎの年にILOが 2冊の報告書を出しているんですが、新自由主 義政策の国際的展開と万国の活動家の皆さんの 悩みは同じだというふうな感じをもっておりま す。そういうなかで、日本労働研究機構から独 協大学の桑原靖夫先生とグレッグ・バンパー、 ラッセル・ランズベリーという外国の研究者が 『先進諸国の労使関係』という本をお出しになっ ておられるんですが、その後表題が『先進諸国 の雇用・雇用関係』へと変わっているわけです。 インダストリアル・リレーションではなくて、 エンプロイメント・リレーションと表題が変わっ ている。それは、90年代の新自由主義的グロー バリゼーションの急速な展開によって顕在化し てきた問題だと思います。日本では、労働組合 管理と従業員直接管理と同時に組みあわせて、 できれば後者のイニシアティブのもとに労働者 を統合するのだと思います。多国籍企業にそう いう必要があるんです。多国籍企業は世界に自

分の工場を分散させてから世界の労資関係の紛争に関係していく。そういうなかで、日本の労働者にどういう役割を果たさせようとしているのか。彼らはそういうことを考えていると、私は思わざるをえません。

第3番めは、労働組合運動と政党運動との関係を私たちはもう少しみていく必要があると思います。今日の『赤旗』に、日中共産党の理論会議が開かれていることが報道されていますが、日本における科学的社会主義は、ヨーロッパのマルクス主義がもっている困難と違ったところで、新しい領域を切り開いているという問題を少し重視していく必要があると思っております。長くなって申し訳ありませんでした。

大木 これはなかなか難しい問題で、日本の「対抗軸」を考える場合、一国的な規模で問題を考えていていいのかという根本的な問題提起をもふくんでいると思いますが、これについて議論しだすと、時間もありませんので、これはテイクノートしていただいて、最後のご発言のとき関連して、もしご発言いただければありがたいと思います。竹内先生の質問についてはこのようにあつかわせていただきたいと思います。

つぎに、これは質問という形で出されていますが、ご意見もあるんじゃないかと思います。 全教の吉田さん簡潔にお願いします。

新自由主義論者の日本の将来展望は?

吉田 全教の吉田です。新自由主義的な政策を推進している人たちは、日本の将来をどういうふうに展望したうえで積極的な政策を推進しているかという質問です。いま、株価が上昇していますように、一時的には「規制緩和」のもとで大企業などが利益をあげることがあるにしても、将来を考えた場合、日本の社会そのものが本当に成長していくのかということを考えると、たとえば少子化の問題ですとか、農業の問題などにみられますように、日本の将来そのも

のが非常に大きな困難といいますか、障害にぶ つからざるをえないと思いますが、その点を新 自由主義的な政策を推進している人たちはどの ように考えているのでしょうか。これは、いま の新自由主義的な政策を将来的に打開をするう えで、どういう展望と見通しをもったらいいか ということとも関わっての質問でございます。

大木 それでは、斎藤先生からどうぞ。

将来展望のない社会ダーウィニズム

斎藤 これはきちんとした公式コメントがあ るわけではないので、私なりに取材をしてきて えた実感ですけれども、基本的には政財界の人 たちは、アメリカが大丈夫なんだから日本も大 丈夫だろうというぐらいのつもりでいると思い ます。この手の質問を私もあちこちでするんで すけれども、たとえば「医療制度改革でアメリ カみたいに無保険者だらけになったらどうすん だ」ということを聴いたり、あるいは「三位一 体の改革でもって生活保護費が削られ、そこら じゅうホームレスばっかりになったらどうすん ですか」みたいなことをよく質問するんです。そ うすると必ず返ってくる答が、「大丈夫ですよ」 です。「どうして大丈夫なんですか」と聴くと 「われわれは日本人ですから、アメリカ人みたい に乱暴じゃありません」という答えです。これ だけの根拠しかないんですね。戦後、日本の治 安がよかったのは、私にいわせたら国民性でも なんでもなくて、高度成長をへて国民が貧乏じゃ なくなったからだと思っています。高度成長と かバブル経済のある時期だけの比較的安定して いた時代をとらえて、それが日本人の普遍的な 国民性だというふうに勝手に思い込んでいると いうのがまず一つです。もう一つは、実は将来 のことなんか考えてないんじゃないか、と。

というのは、この新自由主義というのは、言い方を変えると社会ダーウィニズムでしかない と私は考えています。つまり、ダーウィンの進 化論を人間の社会生活にそのまんまあてはめて、 社会的地位の高い人間は進化した人間、低い地 位の人間は劣った人間。だから高い地位の人間 にあわせて世の中をつくりかえれば、劣った人 間が淘汰されるので社会全体が進歩するという 考えで、たとえば人種差別だとか帝国主義を正 当化してきた思想なんです。これが行き過ぎて、 昔それに医学だとか遺伝学の装いを凝らしたの がナチスドイツの優生学です。だからそうした 考えは戦後60年間なんとなく封印されてきたの が、いまこの新自由主義原理によって、ナチス ドイツ的な国家社会主義ではないけれども、予 め恵まれた人間が勝つのがわかりきっているの に、競争させるという点ではっきり八百長なん ですよ。要は恵まれた人間が自分の損得のため だけに競争をやるのが社会ダーウィニズムであ り新自由主義だと私は解釈しています。

竹中平蔵さんのように貧しかった人間が努力 して成り上がった人も確かに中にはいますけれ ども、基本的には日本の権力者は全員が2世3 世ですから、戦後皆は平等だといわれたこと自 体が気に入らないわけですね。それに対して「な んだ俺は身分が高くてエリートなのに、お前ら 平民がタメロきいてんじゃねえ」と逆切れルサ ンチマンを起こして、その仕返しみたいな意味 がすごくあると思います。ですから、いまの偉 いさんたち、その息子たち、孫たち、要は身内 だけが得すればいい。日本社会の全体なんか知っ たことかというのが基本的な彼らの考え方では ないのか。だから少子化なんてあたり前なんで すよね。身分が高くない人間が子どもを産んだっ て、それは兵隊か慰安婦にしかなれないんです から、それは本能的に産まなくなるに決まって いる。ご質問の主旨からいえばそこをつく必要 も出てくるのかなと思います。

大木 少子化問題は運動面でもかなり、いろいろ重要な問題になっていると思いますが、熊谷さんいかがでしょうか。

熊谷 少子化問題じゃないですけれど、いま 吉田さんがいわれた点では、私も斎藤さんがいっ ておられることと同じだと思うんです。いろん なものを読んでみても、「活力」があるというの は、だれの活力かというと企業・産業の「活力」 であって、国民が本当に安心して、安全で将来 に希望がもてるようなことについては、いまの 新自由主義者たちはだれも考えていないと思い ます。それこそ「わが亡き後に洪水はきたれ」 じゃないけれども、企業・産業・業界の発展を どうするかということしか考えていない。国内 でだめだったら海外に出ればいい。極端にいう と、企業にとって必要なひとにぎりの労働者は 長期雇用するが、それ以外は全部使い捨ての労 働者でもいいという雇用政策をすすめているの が実態です。

朝日新聞の11月21日付で、「小さな政府」をめぐって経済同友会代表幹事の北城恪太郎さんは、国の仕事は治安と外交、安全保障でいい、所得再配分機能なんていらないんだというところまでいっているわけです。日本がそういう「小さな政府」になった時、日本の労働者や国民がどうなるのかなどということは、かれらは一言も触れないわけです。かれらは、自分たちの負担さえ軽減され、企業や産業さえ利益をあげればいいということだけがいま、まかりとおってんではないのか。これは、国際的にきわめて異常な社会なんだということを、もっと鋭く批判していく必要があるんじゃないかと思います。

大木 坂本先生お願いします。

高度支配体制国家と政党法

坂本 少子化問題については、私は勉強不足で語る力がありません。国家や社会のために「産めよふやせよ」というのは論外ですが、いまの少子化の加速は不正常であること、そしてその最大の原因が「労働政策の新自由主義的展開」

そのものにあり、これと社会保障の切り下げ、 重税化が結びついて、今日の事態になっている ことは確かだと思います。

今の質問とは外れるかもしれませんが、ここで二つのことを言わせてください。

一つは、支配層の政策、新自由主義の強行は 彼らにとっても未来がない道だということです。 私の知人で、自民党の各議員の勉強会などにも 講師として出ている人がいるんです。彼とたま に会って、いま財界や自民党で議論されている 政策や方針について話をしますと、彼は私に「坂 本さんは考えすぎのかいかぶり」だというので す。「自民党の代議士たちは未来をしっかり考え てはいない。昔の通産省は日本の国をどうもっ ていくかについて、自分たちが決めるという気 概があった。いまや財界の言うままで気概もな ければ誇りもない」、自民党、官僚、そして財界 は「いまがよければいいじゃないかと、目先の ことで走っている」といっています。マルクス が資本主義の人狼的搾取について、彼は、「わが 亡き後に洪水はきたれ」という立場なのだ、と いったことの再現なのかと思います。

ただそれだけなのかというと、そうではない。 またこうした未来展望のない政策で突っ走り、 あとはどうでもいいというほどおろかではない。 彼らは彼らの「対抗軸」をもっている。彼らは 支配のなかから必然的に出てくる矛盾を抑えて 新しい支配策を構築しようとしているのです。 その重要な極の一つとして、高度支配体制国家 を考えてるんだと私は思います。それが、いま 起きているいろんな弾圧の強まりであり、刑法 理論でまったく考えられなかったような二百数 十の犯罪に適用できる共謀罪導入のくわだてだ と思います。さらにいえば、権力による治安強 化だけでは支配はもちませんから、やはり人の 心をどう支配し、「統合」するか、そのために教 育をどう変えるかということを考え、教育基本 法の改悪とあれこれ企てるのです。そして改憲一 "壊"憲―はそのもっとも重要な策動なのです。

こうした策動の、いまはまだ多くは知られて いないものの一つとして、今度の自民党憲法草 案は64条の2で「政党に関する事項は、法律で 定める」となっていることの重要性を指摘して おきたいと思います。この改憲の本音は自民党 が21年前につくった「政党法」をみればよくわ かります。この時の原案には、政党の定義とし て「革命の防止に寄与する義務」が明記されて いた。衆参両院議員と有識者でつくる「政党委 員会」が認めたものだけを政党として認めると か、党員の「寄付する会費」、つまり党費につい てもすべて「政党委員会に報告し」「公表しなけ ればならない」ということまで書いてあった。 これは党員名簿の届出と同じです。改憲された として、自民党が21年前とまったく同じ条文を つくるかどうかわかりません。しかし、支配層・ 自民党政治と国民の矛盾がするどくなっており、 平和で人間らしく生き、働きたいという要求は いっそう強まる。そのときに、要求をともにし、 国民と共にたたかう政党は「危険」な存在にな る。だから、改憲して、憲法を大義名分にして 「政党立法」をつくり、高度支配国家をつくろう としているわけです。憲法改悪反対で必ず立ち 上がってくる、国民とともにたたかう政党を無 力化するための仕組みをつくろうと考えている。 支配者は歴史認識を誤り、未来についてのまと もなグランドデザインもないけれども、当面の 悪知恵だけはある。改憲とそれによる「改憲国 家」の流れは世界の流れからみたらまったくの 逆流ですから、私は彼らのやり方は必ず挫折す るという確信があります。その確信があるから といって、たたかわなくていいということでは ありません。戦前の悲劇をそのままもってくる つもりありませんが、われわれが有効な「対抗 軸」をもち、歴史を転換するためにたたかって いかなければ、私たちの後からくる若い世代が 大きな不幸にさらされる。そういう意味で私た ちは大きな歴史的な責任をもって、いまこの時 代に生きているんだと強く思います。

大木 ありがとうございました。時間になってしまいました。まだ何人かの方が残っていますが、残念ながらここで切らしていただくことにせざるをえません。ただ、金属労働問題研究所の西村さんが、1分ですむ質問があるということですので、それだけお聞きして、そのお答えは2度めのご発言のなかで触れていただくことにしたいと思います。

西村 西村でございます。坂本先生が最後におっしゃった労働契約法制の討議が労働政策審議会で10月21日にはじまった。その日の議事録を全労連のメルマガでみますと、おためし雇用論が抜けているんです。ILOの今年の総会が若年雇用促進の決議をやっているんです。それからいろんなところで若年雇用をどうするかの議論があって、10月の末には共産党が若年労働者の雇用にかかわる要求政策を出された。こういう時期に、私は、おためし雇用が抜けているというのは、ちょっと困ると思います。

大木 会場全体の討論はここで切らしていただきます。それでは三人のシンポジストの方に休憩なしで恐縮ですけども、お一人10分で、最後の発言をお願いします。今度は坂本先生からお願いします。

第2回目の発言

歴史の転換軸としての憲法改悪反対闘争

坂本 最初の時に問題意識―あるいは思いーだけでも話して、それ以上いえなかったことですが、ではおまえの考えている「対抗軸」はなにかについてまとめて、最後に話すことにします。第1として「対抗軸」は一本ではない。まず目の前の権利闘争に対して、一つ一つ粘り強

くたたかうことが第1の「対抗軸」なのではないかということです。たとえば、支配層が、いまの法制のもとでやってはならない違法な攻撃をかけてくることに対しては、絶対にあきらめず、しつこくたたかって戦線をひろげなければなりません。たとえば不払い残業がそうです。それからいろんな悪い法律をつくって多重的な脱法行為であるNTTの11万リストラ「合理化」とか、会社分割法や雇用契約法を労働契約承継法にまったく違反しているIBMなどのやり方とかの違法な攻撃に対しては、皆の力をあわせて最大限のたたかいを組織していくということが、私は「対抗軸」の第1点だと思います。

第2点は、新自由主義の労働力政策が多くの場合、労働法制の改悪を伴い、これを入り口とし、テコとしてきているわけですから、労働のルール改悪反対、さらには労働のルール確立の運動を「対抗軸」としてうちたてることです。いわゆる労働契約法制をめぐるたたかいはその当面する重要な"環"です。

第3点は、ルール破壊に反対するだけではな くて、いま取れるもの、要求した方がいいもの、 仮に要求してもすぐには取れないかもしれない けれども、つぎにつながるものがたくさんある ことを重視し、多様に粘り強くとりくむという こと、その際、さまざまに共同を広げることを 重視することです。たとえば、整理解雇の4要 件を労働基準法にもっときっちり書けっていう 要求もあるでしょうし、派遣法について出てき た弊害が山ほどあるわけですから、それを是正 するという要求もあるでしょう。家族的責任を もっている労働者の遠距離配転はやってはなら ないという義務を法律に書けとか、誰がみても、 そして政府の研究会に出ている人たちが書いて いる文書のなかに、「それは必要」だと書いてい ること、連合も全労連も一般の市民も一致でき ることについては、いくつの法律に分かれても いいから、要求闘争を起こすべきだというふう に思います。いま完全な労働契約法制をつくれ という要求を運動のメインの柱にするときだという意見、あるいはこの点については私は現時点では難しいと思っていますが、討論すべきことでしょう。しかし、少なくとも私が列記した要求は、いますぐ共同要求として提起できるはずのものです。そうであるならばこの時期、私たちの側の改良要求として提起すべきと思うわけです。

若干の重複をおそれずに最後に申しあげたい のは、最重要な「対抗軸」は憲法改悪に反対す るたたかいだということです。いろんなたたか いがあるし、それぞれに重要だと思います。労 働契約法制、教育基本法、社会保障改悪、そし て基地問題など、「改憲事前運動」みたいなもの がずっとひろがっています。いずれも放置でき ないたたかいであり、しかも、これらの闘争を 発展させることは、改憲阻止の運動の流れを強 めることになるはずのものです。そのことを前 提としますが、アメリカ、日本の支配階級が憲 法典を全面的に変えようとしていることに対し ての国民的な運動を起こして必ず勝利をするこ とが、最大の戦略的ポイントであるし、最大の 「対抗軸」にする。それがすごく重要だと私は思 います。

「対抗軸」という言葉を使いましたが、このた たかいは「対抗軸」であると同時に歴史を変え ていくという点では「転換軸」だと確信します。

私は歳をとっていますから、少し夢をみさせてください。コスタリカで軍備を全廃した憲法をつくった大統領夫人が、2003年に日本に来ておられます。カレンさんとおっしゃいます。その人がこういうこと書かれています。

「平和は努力しつくってゆくものです。言葉ではなく行動です。自分のなかから紡ぎだして、人に伝えてゆきましょう。『夢を見ることを決して恐れてはならない』――行動するためには、最初にまず、夢を見なければなりません。一人ひとりが真実の一片をもっています。平和のためには、その一片をもちよって、行動すること

が大切です。一人ひとりが将来の運命の所有者 です。平和憲法をつくり、痛みを乗りこえてき た日本の人たちには力がある、破壊でなく創造 へと進んでいける、私はそれを疑いません。」

私は彼女の言葉にすごく心をうたれ、自分の本にも引用しました。とりわけ彼女が「行動するためには、まず夢を持たなければなりません」といっていること。

私たちはいろんな困難はあるけれど、戦後60年たって、世界の流れをみますと、日本国憲法で定めているような非武装・反戦平和を世界のルールにしていこうとする世界の人々といっしょにいまたたかっている。このことを世界の人々とともに本当に実践的な課題としてたたかっているという、まれにみる時代に生まれ合わせていると思います。いまそこのところを大事にして力のある限りたたかいたいのです。

安保闘争の時と歴史的条件も違いますので、 安保の時にこうだったというようなことを単純 にいうつもりはありません。私はなんの闘争経 験もないのに、安保闘争や三井の争議のなかで、 何が真実なのかっていうことを自分なりにつか み、それをずっと追い求めてきました。私たち は安保条約の廃棄をさせることはできませんで したけど、あのたたかいのなかで人間というの は何をめざしてどうたたかえるのか。それぞれ の力をあわせればどれだけの波をつくれるのか ということを、それぞれの人生で、私たちは体 験しました。そしてそれがその後の何十年かの 運動の担い手、人の流れ、あるいは運動の背骨 みたいなものをつくったんだと思います。憲法 改悪阻止のたたかいに勝利したら、その時にな お、諸悪の根源である安保条約があり、小選挙 区制での議席の歪曲があっても政治情勢は大き く変わるはずです。私は何よりも国民一人ひと りが自らとこの国の「運命の所有者」としての 自覚と自信をもった存在に変化することを"夢" みます。変化した私たちは、労働のルールを本 来の憲法のそれにするとともに、平和で、誰も

が人間らしく生き、アジアや世界の人々と心底 から連帯できるでしょう。そのとき「歴史は動 く」のだと私は確信します。私たちは、いまも いいましたようにきわめてまれな歴史的時代に 生きています。若い人もふくめて、この歴史的 な時代の課題にともにたたかって、それをチャ ンスとして活かして歴史を前にすすめるのか、 このチャンスをみすみす逃がすのか。それは、 日本の歴史にとっても、われわれ一人ひとりの 人生にとっても天と地の違いになるでしょう。 そういう局面に私たちはいま生きているんだと いうふうに思います。ですから憲法をめぐる"せ めぎ合い"を最大の「対抗軸」とすると同時に、 最重要な「転換軸」とつかんで、たたかいたい、 かならず勝利して「もう一つの日本」を、とつ よく思います。

大木 ありがとうございました。つぎに、熊谷さんにお願いします。

「対抗軸」としての主体的力量を高める

熊谷 シンポのはじまる前の打ち合わせの時 に、「対抗軸」を土台にしていまの新自由主義の 流れを押し返していくような主体の形成がどう なっていくんだろうかという話が出ましたけれ ども、新自由主義的な労働政策との最大の「対 抗軸」は職場や地域で起きているさまざまな労 働現場の実態を基礎に、現場の怒りをどう組織 し、要求を実現する運動にしていくことが「対 抗軸」のいちばんの土台になるのではないだろ うかと思います。現場の実態はたいへん深刻に なってきています。それはたんに労働者の労働 条件の悪化や健康破壊、メンタルヘルスの問題 だけでなく、企業における重大事故の多発にみ られるように、企業や産業の基盤そのものを脅 かすような事態まで生み出しているというとこ ろに最近の大きな特徴があります。こうした労 働現場の実態をどう社会的な問題にしていくの か。そしてまたその運動をどうひろげていくの

かということが非常に大事になっていると思います。同時に社会的にひろげ、運動にしていく場合に、私は自分たち自身の労働者自身のたたかいに確信をどう与えていくのかという点がたいへん重要だと思います。そういう点では、さきほど坂本先生がフランスの派遣について話されましたが、世界の流れと比べてみて、日本の労働実態がいかに異常な労働者支配のもとでつくりだされているかということを、われわれ自身が仲間たちのなかにひろげていくということが、たいへん大事なことではないでしょうか。

全労連は、94年に「労働者の権利、人権、多 国籍企業の民主的規制」をテーマに、アジア・ 太平洋労働組合シンポジウムを開催しました。 それは、経済のグローバル化、多国籍企業が拡 大するなかで、労働者、労働組合が国際的に連 帯した力で多国籍企業の横暴を規制していく必 要があるということで、シンポジウムをやった わけです。この取り組みはその後も追求してい ますが、いま国際労働運動の流れのなかで、企 業の社会的責任を追及する動きが強まってきて います。たとえばダイムラークライスラー国際 従業員代表と国際金属労連 (IMF) という組織 の両代表がダイムラークライスラーの会長との 間で結んだ「ダイムラークライスラーにおける 社会的責任原則」はそのいい例です。そこでは、 基本的人権の尊重、強制労働の禁止、搾取的児 童労働の撲滅、平等性・差別の廃止、労働組合 結成の権利を人権として認めることや、搾取的 労働条件の否認、健康保護、妥当な賃金報酬へ の配慮、労働時間・有給保養の保障、教育訓練 の支援など、さまざまな労働のルールについて 労働協約として結んでいるだけでなく、ダイム ラークライスラーは供給業者にもそれを遵守す ることを求めているのです。06年はサッカーの ワールドカップがドイツで開催されますが、か つてナイキが発展途上国の児童労働を酷使して、 過酷な労働でサッカー用品をつくっているとい うことが社会問題になり、国際サッカー連盟が 下請までふくめて基本的な権利を守らないような企業とは取引してはいけないというきびしい方針を出しましたが、こうした企業に社会的責任を果たさせようとするルール化の流れがひろがった。そういう流れが社会的てきているわけです。そういう流れが社会的、世界的には大きくひろがっているなかで、日本のJC関係ではただの一つもそういう協約が結べていないということを、国際金属労連から相当きびしくいわれています。私たちとしても、そういう流れをおおきくするために努力しているところです。

05年の2月にOECD が出したリポートで、 OECD加盟国のなかで日本の貧困化は、他の国 に比べてみても非常に深刻な度合いを増してい るとか、格差が拡大している背景として二つ指 摘をしているんです。一つは日本の所得再配分 機能の貧弱さです。もう一つは低賃金層、とく にパート労働者の低賃金の存在です。これらが 日本における貧困と格差拡大の背景にあると いっています。小泉政権はそんなことにはおか まいなしに、「構造改革」路線をいっそう加速化 させて、社会福祉の切り捨て、庶民大増税など さらなる労働者・国民犠牲を強化しています。 こんな小泉「構造改革」は国際社会からみたら やっぱりおかしいと指摘されているんだという ことを、私たちの権利をふくめてもっともっと 多くの仲間に知らせ、ひろげていくことがたい へん重要なのではないかと思います。

その点では、憲法問題でも、私たち自身もっと重視しなければいけないと思うのは、いまの憲法にもとづいて日本の労働者の権利が、たとえば労働組合法や労働基準法や労働安全衛生法が、どういう形でつくられているのかということを、労働者の身近な問題と関連づけて学び、理解しあうことが、たいへん大事だと思います。NHKの研究所が長期的に調査しているもののひとつに、労働者の意識調査があります。不払い賃金は法律違反だと思っている労働者は、けっ

特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

こういるけれども、団結権や労働基本権が憲法 で保障されている権利だと思うかという質問に、 そうは思わないという労働者がどんどん増えているんですね。労働基準法だとか労安法なんかは学校でもまともに教えないわけですから、異常な職場の実態が異常だと思えない状態で労働者は働かされているわけですね。そういう意味でいうと、もっと身近な労働者の権利ということをふくめて、憲法との関連で具体的な職場でいると、との関連で具体的な職場でいると、との関連で具体的な職場でいるというと、もっとが重要ではながら、憲法問題を考えている。 でいうと、もっと身近な労働者の権利ということをふくめて、憲法との関連で具体的な職場でいるというと、 をあるとがしたる。 をいうと、をいるとの関連ではないるとないではないでしょうか。

全労連は「対抗軸」としてどんな役割を果た せるのかということで、労働組合に対するきび しい批判もご意見も寄せられましたので、最後 にそのことに若干触れてみたいと思います。憲 法改悪攻撃をはじめ、支配層が労働者や国民に かけられている熾烈な攻撃に抗して、要求を実 現していくためには、それにふさわしい体力が 必要です。労働組合の組織率が20%を下回った といわれる状況のもとで、全労連は要求を実現 できる組織的力量をつくるために、いま全力を あげて組織拡大に取り組んでいます。この間、 全労連は、いろんな困難がともなうなかでも、 今年、05年の夏の定期大会で、日本医労連や JMIU などいくつかの単産が前年比で組織減少 に歯止めがかり、組織の純増に転じてきたこと をあきらかにしています。これらの組織は、た たかってきているから定年退職者をはるかに超 える組織拡大が前進してきていると私は思うん ですね。

地域でも、未組織労働者をふくめて労働者が 労働組合へ結集しようという変化を重視する必 要があると思います。埼労連と労働総研が共同 しておこなった調査や、今度の労働総研と全労 連が共同して取り組んでいる調査でも、労働者 が労働組合を見捨てているわけじゃない、未組 織労働者は機会があれば労働組合に入りたいと 思っているということがはっきりしました。そ の比率はけっこう高いのです。労働組合にすぐ 参加したいとか、機会があったら入りたい、あ るいは加入を検討したいという労働者の比率は 合計で20%です。これをいまの未組織労働者数 で機械的に推計すると、約800万近い未組織労働 者が労働組合に機会があれば入りたいと思って いるということです。その未組織労働者がなぜ 組合に入らないかといえば、職場に労働組合が ありながら、労働組合のほうから加入の呼びか けがなかったという答えが多かったのには ショックを受けました。ですから、われわれ自 身が職場や地域のなかにある未組織労働者との 垣根を取りはずして、要求あるいは運動をつう じて多くの労働者に働きかけていくならば、もっ と運動に弾みがついて組織的にも大きく前進す ることができるということを確信にして、がん ばっていきたいと思っているところです。

大木 力強いお話、ありがとうございました。 最後になりましたが斎藤さんにお願いします。

改憲阻止は日本と世界の幸福を約束する

斎藤 さきほどからお話しているように、い まの新自由主義的改革というのは非人間的で非 論理的で社会ダーウィニズムであって、ほんと にろくでもない流れだと思うんです。ですから 真理というものがもしあるとすれば、それに照 らして非常に脆いはずのものだと思います。し かし現実にはさきほどいったように、要するに 「俺たちがよけりゃそれでいい」という非常に単 純な理屈です。この単純さはそれを受ける側し だいではいくらでも強くもなってしまう性格の ものではないか。つまり、労働者の側が自立で きなければこれはほんとにいくらでもつづいて いく。「長い物には巻かれろ」になってしまった ら、ちょっと取り返しがつかないなと思ってい ます。というのは、時間がなくて読み上げられ なかったご質問のなかに、「どうしたら自立でき

るのか」ということがあったから、あえて申し あげているんです。

結局いまの状態は、皆非常にひどい目にあっよいる。「じゃしょうがない」といって、自分がちからも立場の弱い者をいじめて楽しんで内面のバランスをとるという、浅ましい悪循環にはないかと思うんです。労働者が確かにないる。だから公務員バッシングをして、まだしも多少の権利にあっている。だから公務員バッシングをして、まだしも多少の権利にあっているを引きずりおろせという。労働になってしまっているわけです。労働にないう傾向になってしまっているわけです。労働ばこういう場合に、奴らなりの権利をよこではないかというふうに思います。

その際に、教育がとうぜん重要です。教育は、 きょうのテーマでなかったので十分お話しな かったんですけれども、いまおこなわれている 「教育改革」は非常に差別的です。企業における 価値観である「選択と集中」、限られた資金や人 材を得意分野に特化する。あまり得意でない分 野は切り捨てていく。これ企業のロジックであ ればそれでもいいのかもしれませんが、これを 教育でやろうとしているのが現実の「教育改革」 です。どうせ将来リーダーにならないような子 に勉強を教えるのは無駄だし、労働者階級はな まじ知恵をつけると邪魔くさいという視点に、 いまの「教育改革」はみちあふれてしまってい ます。それに対してどういうわけか、労働組合 もあまりきちんとものを申していない。教職員 組合はいっていますけれども、民間の労働組合 がもっとこの問題に対して抵抗するべきではな いかと思います。でないと、第三次産業が中心 になっているいまの国内産業において、労働者 はただマニュアルどおりに動けばいいという、 ほんとの奴隷労働にさせられかねないと思うん です。この「教育改革」にもどんどん積極的に

提言を打ち出していくことが求められていると 思います。

それから、これはいろいろとご異論もあるか と思いますが、私はさっき申しあげたサラリー マン税制の存在が、この国の勤労者の個として の意思というのをほとんど根底から奪いつくし てしまっているんではないかと思います。どう せ税金を支払うことが避けられないのであれば、 自分でいくら稼いで、そのうち経費がいくらか かって、どれだけの税金を払うという作業を、 自分で1年に1回やることの重さは非常に大き いと思います。税金の問題を会社任せにしてし まうことが、会社人間を産んできた。いまはも う会社人間になることもできないのに、税金問 題で会社にしがみつくだけの人間にされてし まっているんではないか。これは、財務省サイ ドが納税者番号制とのバーターなどの形で出し てきますので、対応は非常に難しいんですけれ ども、従来のままでいいということにはならな いということを申しあげたいと思います。

それからさっきもちょっといいかけましたけ れども、もう正規雇用だけの労働組合であって はならないということです。非正規雇用、市民 団体、一般の市民一人ひとり、それから自営業 者、こういった要するに経営側に属する人たち 以外、場合によっては経営側にいる人たちだっ て決していま安定してるわけではないので、そ の人たちをもとりこんだような緩やかな連帯を 目指す組合であってほしい。それには、いまま でのような企業別というよりは地域労組という ようなイメージがまずあって、それがアメーバ のように連帯して、最終的にその万国の労働者 に連帯していく。どっちにしてもグローバリゼー ションですから、世界中それほどとんでもなく 変わった状況というわけではないので、それは 決して不可能な話ではないと思います。それだ け労働組合の役割というのは、むしろ政治的に も大きな役割をこれから求められていくんでは ないか。いまが不当にその役割が小ちゃくなっ

特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

ているので、ぜひ拡大してもらいたいと思います。

最後に、一つの表現手段としては憲法をどう するかという話もあるわけですけれども、経済 同友会の元副代表幹事で終身幹事である品川正 治さんがよくおっしゃるんですが、確かに追い つめられつつある、しかし、この局面でもしも 改憲への動きを阻止することができたら、これ はほんとに凄いことなんだ、それは半永久的と はいいませんが、かなり長い間、長期間にわたっ て日本の幸福と世界の幸福を約束するものにな るのではないか、それだけやりがいのあること なので、どうかいっしょにがんばろうじゃない かと、あの方はよくおっしゃっています。そし てそれは決して不可能ではない。というのは、 改憲派であった人たちのなかに、いまの流れに 対して非常に懐疑的な人が随分増えている感じ があります。代表的な人物をあげれば、慶応大 学の小林節先生です。憲法学の自民党のブレー ンだった人です。あの方は昨年になって『週刊 金曜日』とか『赤旗』に出ては、「いま改憲し ちゃいかん」といいだしたんですね。「反対への 転向ですか」ということで、私取材に参りまし た。彼はこういっているんです。「最近は人間の 命の慈しみというのを非常に感じるようになっ た」「何がきっかけですか」といったら、「自分 の娘がいまこの慶応の三田キャンパスにかよっ てきている。彼女の毎日をみているとそう思う」 というんです。「しかし先生、そういうことって 普通赤ちゃんが生まれた時に考えることじゃな いですか」っていったんですね。「いやそのとお りだけども、実は自分はその頃はまだ大学の講 師で、助教授になるかならん頃で、大学という のは教授にならないと人間ではないので、その 頃は赤ちゃんどころじゃなかったんだ」と、非 常に率直なことをおっしゃっていました。です から、私この方の態度は嫌いではない、好きな んですけれど、しかし実際に改憲をすすめてい る人たちは、実はこの程度の認識の人が非常に 多いと思います。机の上で議論をしていて、実 際にそれでもって戦争をする人のことなんか、 実はよくわかってないわけです。小林さんは改 心してくれたからいいんですけれども、かれ日 く「いまの自民党の代議士たちはほとんど全員 が2世、3世で、気分は封建領主だ」というん です。そのことは、私はさんざん指摘してきた ことです。私はそんな自民党の代議士と深くつ きあっているわけではないので、いくらなんで も政治家になるような人がそこまでバカかとい う疑問もちょっとあったんです。ですが、もろ につきあってきた人にそういわれて確信がもて ました。この小林さんのような人は結構あっち こっちに増えている感じがします。ですから、 その方たちをどう味方に引き入れていくか。きっ と重要なテーマになってくるんじゃないかと思 います。以上です。

大木 三人のシンポジストの方、長時間ほんとにありがとうございました。ここでプログラムによりますと、コーディネーターの「まとめ」などとをやることになっていますが、「まとめ」などとてもできるようなことではありませんから、それはやめます。冒頭の牧野さんのあいさつのおかで、労働総研についてもいろいろ注文やお言をどしどし出して欲しいと話されましたが、もか不幸かあまり注文はありませんでした。しかからの発言などもふくめて、労働総研の研究活動にいろいろ参考になることが多かったという感想をもちました。

熊谷さんは、全労連ができて、存在すること 自体に非常に大きい「対抗軸」としての意味が あるということを強調されたわけですけども、 その全労連といっしょにいろいろな調査・研究 活動をおこなってきた労働総研も、坂本先生の 言い方を借りれば、「対抗軸」はいくつあっても いいというお話ですから、その一つとしての存 在意義があるのではないかと思いましたし、もっ

とがんばんなきゃいけないということをあらためて痛感させられました。

斎藤先生のお話のなかでは、改憲派の思想の 根源にまで立ち入って解明され、いますすめら れている新自由主義的な「構造改革」路線は、 国民蔑視の政策であり、その政策を仕方がない ものと認めることによって、労働者や国民がお 互いの足を引っ張りあいやいじめをしあうよう な悪循環に陥っているという状況について告発 されました。そして、それを打開していく一番 の基本は、みんなが自分たちの状態について的 確に自覚するっていうことらしい。あるいは世 界の流れのなかで自分たちがどういうところに いるのかということを、お互いによく知ること だっていうようなことも話しあわれました。そ のようなお話を聞きながら、研究所としてもや るべき課題がずいぶん多いなというような感想 もあらためてもたされたわけです。

憲法の問題では、五十嵐先生は「活憲」とい

われましたけど、坂本先生のご発言によれば、 要するに憲法改悪反対闘争を「転換軸」にして 変えて、日本社会の改革をむしろそれを軸にし てすすめるという具体的な展望をもってたたか うべきであるという提起もされました。その問 題を労働者や国民の生活と権利を守る課題と具 体的に結合して研究する必要があるということ も痛感させられたところであります。

ご参会の皆さんもいろいろな点を感じとっていただけたかと思いましたが、きょうのテーマはいっしょに考えようということでありますので、今回だけにとどまらず、今後ともごいっしょに労働総研を盛り立てていただきながら、労働総研も「対抗軸」の一つとして、強化発展させてもいただきますように、いろいろお力添えをいただきたいということをお願いして今回のシンポジウムを閉じさせていただきたいと思います。長時間、たいへんご苦労さまでした。

(見出しは編集部)

労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウムと 記念レセプションを振り返って

当研究所の設立15周年シンポジウムと記念レセプションは、昨年12月11日、東京・水道橋にある日本大学経済学部7号館と同本館でそれぞれ開催されました。当日は日曜日にもかかわらず、多数の参加者をえて記念シンポジウムも記念レセプションも成功裏に終了することができました。感謝申し上げます。以下に、記念シンポジウムと記念レセプションに

以下に、記念シンポジウムと記念レセプションに ついて、簡単な記録を掲載します。

記念シンポジウムは、日本大学経済学部7号館2 階講堂で、130人が参加して、午後2時から5時20分まで開催されました。当日のシンポジウムは本特集に採録されているとおりです。

記念レセプションは、日本大学経済学部本館1階 のレストランで、午後5時20分から7時30分まで、 80人が参加して開催されました。 レセプションは、最初に、大江洸代表理事が主催 者挨拶をおこないました。

つづいて、熊谷金道全労連議長、坂本修自由法曹 団団長、笠井亮日本共産党衆議院議員の3氏が、来 管の挨拶をおこないました。

つづいて、黒川俊雄顧問が挨拶し乾杯の音頭をとりました。

その後、和やかな懇談をはさんで、五十嵐仁法政 大学・大原社研教授、儀我壮一郎理事、清山玲茨城 大学教授・理事、佐藤綾一建交労委員長、佐藤幸樹 埼労連事務局次長、竹内真一労働者教育協会会長、 内山昂理事(元事務局長)が、それぞれ「一言スピー チ」をおこないました。

最後に、牧野富夫代表理事が閉会の挨拶をおこない、レセプションを閉会しました。

国際。国内動向

仏の郊外暴動、植民地後遺症を巡って

福間 憲三

―はじめに―

昨年の11月、仏大都市郊外で、多数の未成年者を含む若者の暴動が発生した。また、仏海外領土(植民地)からの引揚者援護、及び国家的認知に関する2005年2月23日法の第4条(…仏教育プログラムは、海外、とりわけ北アフリカへの仏進駐の肯定的な役割を認知する…)を巡ってアルジェリアからの反発と広範な国民的抵抗に直面し、最終的には2006年1月26日シラク大頭領が同項目の削除を決定した。

この二つの問題は、直接には関係しない。前者は、移民労働者二世、三世の絶望に関わり、後者は、 仏植民地後遺症の決着問題に関わる。(注-1)

しかし、現在、仏、欧州で展開する社会規制の撤廃、自由競争への拍車は、社会的には、弱者切り捨て、治安優先の傾向を強め、政治的には、"自由主義"的グローバル化を不可避的な過程として容認し、欧州の達成した平和と社会進歩を危機に導く惧れがある。仏の自由主義的グローバリスト達は、地球規模で"自由化"を実現する為には、平和と社会進歩を願う仏国民の築き上げた陣地が崩れそうにないと判断すれば、歴史を偽造して、"仏領アルジェリア"に郷愁を抱く極右ポピュリストの歓心を買う事に何のはばかりも無い。

今回の郊外暴動では、その鎮圧に当たり、郊外の若者を社会の"クズ"呼ばわりして、"非常事態法"迄、発令(大統領権限)・適用したUMP(現政権党)党首のサルコジ内相が、弱者切り捨て、治安優先の米国モデル信奉者であり、次期仏大統領選挙(2007年)では、仏財界から最も期待されている若手の有力候補者であるのは偶

然ではない。

(注-1):植民地後遺症として"経済"移民ではないアルジェリア出身仏市民の問題がある。その場合二つのカテゴリーがあり、一つは仏やスペインなどからアルジェリアに入植し、そこで生活を営んでいた仏人(1962年のアルジェリア独立まで同国は、仏の県の一つであった)で、独立後、全ての財産を失い帰仏したが、独立を最終的に認めたドゴール大統領に対する恨みが強く、多くが、独立前ドゴールに反旗を翻して結成された反乱軍(OAS)に参加し、今日でも、このグループが極右国民戦線の中で巨大な影響力を持つ(党首ルペン氏自身も入植者ではないがその一人)。

2005年2月23日法との関連で問題となるのが、 もう一つのカテゴリーで、独立戦争の中でFLN/ ALN(アルジェリア解放戦線)を殲滅する為に、 アルジェリア駐屯仏正規軍は、現地住民を民兵 (Harkas/Harkis) として組織し、FLNを弾圧し た。Harkisは、今日現地民兵だけでなく、仏駐屯 軍に協力した全てのアルジェリア人を指すが、独 立と同時に、殆んどのHarkisは仏軍から見捨てら れ、彼らの多くがFLNによって処刑された(数字 は学者によって大きく異なる;7万人~30万人/ 独立の条件を規定した62年のエビアン協定には、 Harkis の処遇に関する言及は無い)。62年から68 年までの間に9万1千人のHarkisとその家族が仏 に逃れてきた(仏引揚者担当省の数字)。独立アル ジェリアにとっては、彼らは祖国の裏切り者であ るが、仏にとっては、共和国軍への協力者(独立 と同時に厄介者となった)であった。

しかし、その殆んどが農民や小作人で教育水準 が低かった事もあって、仏への同化に重大な困難

が伴った。仏社会で差別を受けながら、共和国か らも見放され、祖国アルジェリアにも帰国でき ず、根無し草の仏二級市民の扱いを受けてきた。 仏・アルジェリア友好条約の締結を目前にして、 彼らの地位を仏で明確にする事は緊急の課題で あったが、彼らの役割を認める事は、仏のアル ジェリア進駐に積極的な面があった事も評価され なければならず、この論理が、同法の4条に反映 した。アルジェリアにとって Harkis の問題は決 着済みで、仏国内問題とされていたが (仏国内で は共和国の理念とも絡んで、アルジェリア戦争の 歴史に関する複雑な論争が今でも続いている)、 それが再び仏で植民地政策を肯定的に評価する歴 史認識の材料としてよみがえった事に、両国で衝 撃が走った。議会(政治家)が歴史(研究・教 育) 問題に不相応な法的基準を設定したからであ る。結局、4条の同項目は削除される事になり、 Harkis の地位を国内的に認知し、必要な補償措 置を確認する他の関連条項は維持された。

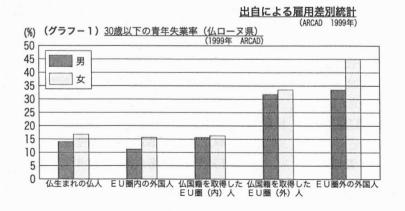
昨秋の暴動は、大都市郊外の社会住宅 (HLM /ILM) が集中する地区で起きたが、そうした地区には、60~70年代に、特にアルジェリア、モロッコ、チュニジア (総称;マグレブ諸国)を中心としたアフリカ諸国から "経済" 移民として移住して来た多くの低所得世帯が居住する。 拙稿では、そこに潜在する問題に焦点を当てて考えて見たい。

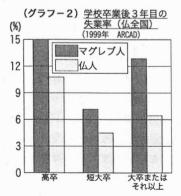
一移民(出自)差別—

社会的不公正・不平等と安全は、共存し得ないといわれるが、今回の暴動でも、その理屈が 買いている事を示す具体的な調査がある(グラフ1~2/差別の無い未来を建設する地域圏対 策協会 "ARCAD")。

グラフー1は、ローヌ県(リヨン市を中心とした県)全体の人口(1999年)を指標としたもので、市町村や地区の実態は不明であるが、ここから読み取れるのは、30歳以下の若者で、仏人、欧州人(EU圏)とそれ以外の地域を祖国とする外国人、又は仏国籍取得者の間にある失業率の歴然とした格差だ。これに、地区や市町村の指標を入れると、それぞれの失業率格差が益々広がる事は間違いない。何故なら、今回暴動の起きた特定の地区や大都市郊外の市町村にEU以外を祖国とする外国人や仏人が集中して居住しており、彼らの出自は、主に北アフリカやそれ以南のアフリカから移民してきたアラブ人や黒人が多い。そうした地区に住んでいる事によって、差別を受けるケースも報告されている。

ローヌ県全体だけを見ても、非欧州人の失業率は、仏・欧州人の二倍以上となっており、しかも、グラフー2からも読み取れるように、資格・学歴取得3年後、それが高くなればなるほど、仏人と北アフリカ出身のアラブ人(マグレ





国際•国内動向

ブ系仏人)の間の失業率格差が拡がっている点にも注意しておかなければならない。その事は、仏の大企業管理職等(あるいは仏権力中枢機関)に採用される資格・能力があっても、現実には出自によって相当な困難(差別)がある事を予測させる。

また、2005年11月24日に発表されたINED (国 立人口調査局) の調査報告書によると、〈移民二 世の仏人は、仏人を両親として生まれた者より も1.5倍から2倍の確率で失業する危険性があ り、……マグレブ系、アフリカ系仏人は、彼ら の両親と同様に失業にさらされる危険性が強く、 彼らの教育への投資や仏社会についての深い知 識も、その危険性を緩和するものではない。…… 出自のハンディキャップは、あらゆる限界を備 え、雇用へのアクセス機会のみならず、雇用そ のものが閉ざされている事も特徴となっている〉 事と、このような差別に対して、仏共和国理念 を体現するはずの公共部門も、移民二世を受け 入れる十分な機能を果たしているとは言えず、 〈マグレブ系仏人を多数吸収してはいるが、不平 等が存在し、副次的な雇用となっている〉事を 指摘し、前記 "ARCAD" の調査結果を裏付け ている。

さらに、60年代、70年代に建設された郊外の 社会住宅(HLM/ILM)は老朽化し、低所得世 帯の家族がくつろげる状況からは程遠く、しか も圧倒的に不足している中で、同じような境遇 の若者は家庭内のいざこざや窮屈を避け、小遣 いも無く夜の郊外を徒党を組んで徘徊する事に なる。

—治安強化—

2002年の大統領選挙で極右を代表するルペン 氏と保守・中道のシラク氏の一騎打ちという予 想外の構図が生まれ、シラク大頭領の再選、国 民議会選挙では、保守・中道が圧勝した。これ らの選挙戦では、いずれも治安、移民、雇用対 策が大きなテーマとなった。新たに発足したラ ファラン/ドビルパン政権は、強権的な治安対策を主張するサルコジ氏を内相に起用し、移民の取り締まり強化、治安対策に大きな比重を置きながら、差別の根本にある社会対策(雇用、家族、住宅、教育など)に関しては、規制緩和を推進し、貧困な郊外の移民世帯は、益々貧困化が進み、差別との悪循環を生み出した。昨秋の郊外暴動に対しては多くの国民が反対したにもかかわらず、いとも簡単に"非常事態法"を適用し、郊外の貧困移民世帯とその若者に恫喝をかけた。

左翼は仏の政治舞台から後景に退けられ、極右FNの治安・移民・社会対策が政治の表舞台に登場し、それらを保守・中道政権の仕方で洗練したのがサルコジ内相らの新保守(自由)主義である。仏社会モデルの構築と前進(1789年、1793年、1848年、1870年、1905年、1936年、1945年、1962年、1968年、1981年…)に貢献して来た左翼の後退で、彼らは、"仏社会モデル"に対するコンプレックスからの解放を唱え、経済社会政策、移民政策、個人の自由(治安・テロ対策を楯に)といった領域で、極右ポピュリストの主張をリサイクルした。

こうした文脈の中で〈…植民地支配の肯定的役割〉を法的に認める問題が出てきたのであるが、これは、歴史修正主義に留まるものではなく、〈社会モデル〉建設の歴史も含めて仏の歴史を、歴史家の手に委ねる事に満足せず、新保守主義者が歴史(家)を指図する事を企んだものである。

彼らが、旧植民地からの経済移民を "祖国独立に自らの責任で失敗し、結局祖国を脱出せざるを得ない"と中傷するとき、それは、旧植民地への郷愁や新植民地主義への野望からではない。独立した祖国の建設も出来ない移民労働者が仏を内部から危険にさらしている事を宣伝し、移民世帯が多く居住する地区の治安強化(マグレブ系の青少年に対する人定質問の激増)を正当化しながら、仏を祖国とする一般の仏人をポ

ピュリストの言葉で政治的に取り込もうとしているに過ぎない。サルコジ派の一部UMP議員がラップ音楽と郊外の不良少年を結び付け、その検閲を呼びかけたり、ポリガミー(一夫多妻婚)を郊外暴力の温床として取り締まり強化を提案したりして、移民家族に対する差別を煽っているのも新保守主義ポピュリストの特徴となっている。

植民地支配に関する歴史の修正、移民家族の 文化的適応不能、移民追放条件の厳格化などど れをとっても、極右国民戦線の政治プログラム に書き込まれているものだ。

一青年雇用問題—

2002年のラファラン政権発足当初、仏の財政 赤字はEU基準のGDP3%に迫り、新保守・中 道政権は、公共支出の削減と民活路線に大きく カーブを切り、青年雇用対策に関しては、公共 部門中心の CEJ (青年雇用契約) の漸次廃止、 その代わり登場するのがCJE (16~23歳の青年 を対象とする民間企業雇用契約/正規雇用) や それを補強する CIVIS (社会参入雇用契約;非 営利団体/公共サービスなどを対象にした3年 間の雇用契約/18~22歳) 等を導入し、企業に 対しては、社会負担免除、膨大な財政負担とな る雇用奨励金を保障したが、青年雇用に大きな インパクトを与えていないと判断するや、ドビ ルパン政権は雇用市場規制をさらに自由化する 方向でそれを乗り切る道を選択し、全体的雇用 数で多数を占める20人以下の小企業を対象に CNE (新規採用契約-年齢制限なし/正規雇 用)を2005年8月4日に発効させた。さらに今 年に入って、CNEを全企業に拡大するCPE (初 雇用契約-26歳以下/正規雇用)を機会均等法 案に組み入れ1月31日から議会で審議される。 CDI(正規雇用)と言っても、従来の正規雇用 では、その試用期間は労働法で1~3ヵ月に限 定されていて、表面上それを尊重して1ヵ月と されてはいるが、事実上2年間に延長され(法 的制約のある"試用期間"とは呼称せず、職業補強期間と詐称される)、その間の解雇は使用者側のフリーハンドとなる。

現政権と財界の狙いは、雇用諸規制が雇用拡大を妨げているとして、正規雇用と非正規雇用の境界を取り払い、雇用規制緩和をさらに先へ進める事で、労働法の改悪に一歩踏み出す事である。そこには、"企業を利する経済政策こそ、社会発展の前提条件"という仏経営者団体のイデオロギーが現政権の社会プログラムに直接反映している。若年失業人口の多数は、資格や学歴が低いか、それを欠いたものが多く、とりわけ移民労働者家族は、そうした若者を多く抱え、大都市郊外の老朽化した社会住宅に集中している。事実上の試用期間を長くする事で青年労働者同士を競争させ、企業に従順な労働者の育成を企んでいるようだ。

しかし、青年労働者の競争で直接打撃を受けるのは、資格や学歴を欠き、差別の潜在化した郊外貧困家庭の若者だけではない。そうした差別・選別の中で、彼らの未来は不安定労働を繰り返す労働予備軍としてプールされ、勤労者全体の賃金や〈社会保障制度(年金、医療、家族、失業)〉、公共サービスに結実した社会連帯システムも根底から揺るがされる。仏経営者団体がそれを"社会再建プログラム"と称して推進する中で、郊外の"社会住宅"密集地域に閉鎖された若者の絶望は、益々深刻化していった。

―結び―

昨秋の暴動は、取り敢えず沈静化したが、問題が何一つ解決したわけではない。むしろ始まりの予告だったと言うべきだろう。仏共和国の理念は、自由(市民的、政治的自由)+ライシテ(政教分離/思想信条の自由とその個人性の尊重)、平等(権利の平等)、博愛(社会的連帯)に要約されるが、これらの理念は統合的なもので、そのうちの一つでも脅かされると全体が危機にさらされる。そうした危機に敏感である事

国際•国内動向

も仏共和国の伝統として深く根付いている。

しかし、現実には出自による差別が潜在し、 共和国市民として権利の平等や社会的連帯が脅 かされている中で、これまでもそれに対する対 策が無視されてきたわけではない。さらに郊外 暴動も今に始まった事ではなく(ただ、昨秋の 暴動は全国的な広がりと3週間と言う長期間に 渡ったが)、散発的には年中行事のように大都市 近郊では顕在化していた。それに対して少なか らずの市民団体・政党などからは積極的な提案 も出され、成功を収めた例も報告されている。

例えば、ジョスパン政権時代に制定されたCEJ (青年雇用契約)は、公共部門を中心として、自 治体、非営利団体なども含む広範なプログラム で、数十万人の青年を吸収し、5年間の契約終 了後には、CDI(無期限雇用契約/正規雇用) への道も開かれていた。さらに治安に問題のあ る郊外地区では地元の治安を改善する為に、地 元警察を補佐する地元青年がCEJのプログラム に大きく採用され、治安の面でも、青年雇用対 策の面でも、一定の成果を収めていた。

にもかかわらず、そうした"社会的"成果も、 所詮欧州・地球規模で展開する弱肉強食のグロー バル化を前にして大きな無理があると言われて来た。しかし、事態を率直に見れば、自由主義的グローバリスト達が、地球各地域、国々で達成された諸国民の社会的成果を前にして巨大な困難と矛盾に直面していると言うべきだろう。"自由主義的"グローバル化は自然の過程ではないし、市場は"神の見えざる手"でもない。エネルギー・金融市場を操作して破綻したエンロン社の例はその事を如実に教えてくれた。市場は人間によって操作され、コントロールされうるものだ。自由主義的グローバル化は、そこから最大限の利潤を引出す事に血道を上げる資本のイデオロギーであって、人類の宿命でもなんでもない。

仏の雇用市場で青年を激しい競争に追いやるだけのCPE(初雇用契約/機会均等法案の一部)に対して、大規模な社会的反撃が2月7日に設定されているが、ここには、未来を連帯して自らの手で切り開く仏民主主義の積極的な伝統が息づいていて、宿命論とは無縁な巨大な社会的闘いに発展する可能性がある。

(ふくま けんぞう・会員)

アジアの平和潮流と日本

平井 潤一

「東アジア首脳会議」の画期的宣言

いまアジアでは、地域を包括する平和と協力の共同体づくりをめざす自主的なうねりが強まっています。なかでも、「東アジア共同体」の構想は、東南アジア諸国連合(ASEAN)の地域協力を北東アジアにも拡大して東アジア全域に広がる統合組織をつくりあげようという壮大なプランです。

マレーシアの首都クアラルンプールで05年12月14日に開かれた初の「東アジア首脳会議」は、

ASEAN10ヵ国(タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)と日中韓3ヵ国、それにインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた16カ国が参加しました。16ヵ国の人口は、ASEAN約5億、中国約13億、インド約10億など、合わせて31億人余り。世界人口のほぼ半分を占める諸国のトップが一堂に会して、「東アジア共同体」をも展望しつつ、この地域に新たな対話と連携の枠組みをスタートさせたことは、アジアの構造的変化

を浮き彫りにし、地域の平和と協力に明るい展 望を切り開きました。

会議で採択された「クアラルンプール宣言」は、国連憲章、東南アジア友好協力条約(TAC)、国際法の諸原則を確認したうえで、東アジアの平和、安定、経済的繁栄の促進を目的とした「対話のフォーラム」として、ASEAN年次首脳会議に合わせて「東アジア首脳会議」を定期的に開催し、ASEAN議長国が主催者になると規定しています。

宣言は、首脳会議の課題として、①公正、民主的かつ調和的な環境で平和的に共存するための政治・安全保障問題についての戦略的対話の進展、②人道支援、金融協力、エネルギー安全保障、貧困撲滅など、③国民生活と福祉向上、環境保護、感染症予防、自然災害被害の軽減一一などをあげています。

「東アジア首脳会議」への参加は「ASEANが設定した基準にもとづく」(宣言)と明記されました。基準とは「TACへの加入国」、「ASEANの対話国」、「ASEANと実質的な経済関係をもつ国」の3条件を意味します。この基準をはじめ、ASEAN議長国が主催者となって定期的に首脳会議を開催することなど、「東アジア首脳会議」の推進力がASEANにあることは一目瞭然です。

ASEANが「東アジア共同体」づくりの主役

一方、12月12日に同じくクアラルンプールで開催された「ASEAN+3 (日中韓)」の首脳会議宣言では「東アジア共同体を長期目標として実現していく共通の決意」を表明し、「ASEAN+3が引き続きこの目的を達成するための主要な手段である」と指摘、「東アジア共同体」構築の主要な担い手がこの13ヵ国グループであることを明確にしました。同「宣言」はさらに、「東アジア共同体の形成を導き、政治的な勢いをつけるため」、「ASEAN+3首脳会議」の毎年開催や同「共同体形成の将来の方向性を示す共同

声明を07年に作成する」方針を明らかにしました。

クアラルンプールで発表された諸文書を見る限り、「東アジア共同体」の将来像については「地域・国際の平和と安全、繁栄・進歩の維持に貢献する東アジア共同体」(「ASEAN + 3 首脳会議」宣言)と述べているだけで、経済・政治統合などの青写真づくりはこれから、というのが実態だったようです。しかし、「東アジア共同体」づくりを主導するのは「ASEAN + 3 首脳会議」で、「東アジア首脳会議」はそれをバックアップするという両者の"任務分担"が明確にされ、しかも、これらの道筋全体の主役はASEANということが、両首脳会議の共同文書で明確に示されたことが重要なポイントです。

1967年に創設された ASEAN は、1976年、東南アジア友好協力条約 (TAC) を採択しました。同条約は全20ヵ条からなり、「独立、主権、平等、領土保全および国家の一体性の相互尊重」、「他国の国内問題に対する不干渉」、「平和的手段による紛争の解決」、「武力による威嚇または武力の行使の放棄」などをうたい、国連憲章の関連規定の尊重を明記。加盟国以外にも条約参加の門戸を開放しています。この条約が将来の「東アジア共同体」の基本理念を決定付けているといえます。

日本政府の孤立きわだつ

21世紀のアジアの平和と協力に重要な意味をもった第1回「東アジア首脳会議」と関連会議で、日本の孤立が目立ちました。それは小泉内閣のアジア外交の行き詰まりがクアラルンプールでさらけ出されたことにほかなりません。小泉内閣のアジア外交は、極めて根深い負の"二重構造"から成り立っています。それは①日米同盟(安保条約)を絶対視してひたすらアメリカの戦略に奉仕し、自主的なアジア政策を欠いている、②過去の侵略戦争をまともに反省せず、アジア諸国民からの信頼を失っている、という

国際•国内動向

構造です。

小泉内閣は、03年12月に東京で開催した日本・ ASEAN特別首脳会議の「宣言」に「東アジア・ コミュニティの構築」をうたい、小泉首相の04 年9月の国連総会演説、05年1月の施政方針演 説でも「東アジア共同体」に言及するなど、こ の問題をアジア外交の柱として打ち出してきま した。しかし、その観点を裏書きしているのが、 「東アジア共同体」問題を研究するため中曽根康 弘元首相を会長として04年に設立された官民一 体のシンクタンク「東アジア共同体評議会」の 政策文書「東アジア共同体構想の現状、背景と 日本の国家戦略」(05年8月発表)です。同文書 は、「日本の原則的立場」は「東アジア共同体形 成の政策は積極的に進めるが、これは、あくま でも日米同盟の堅持を前提として行うというこ とである」と指摘しています(『東アジア共同体 と日本の針路』=NHK出版発行289ページ)。こ の立場に「侵略戦争への反省欠如」という要素 を重ね合わせると、小泉内閣の「東アジア共同 体」へのアプローチは結局、日米同盟を基軸に して、かつての「大東亜共栄圏」の再現を夢見 るものになりかねません。

クアラルンプールで、ASEANの大きな力を前に日本政府が「日米同盟」の影響力を行使する余地などなかったことは、一連の会議の経過がそれを立証しています。軍事同盟ではなく対話による信頼醸成こそが協力増進と安全保障のカギという考え方がASEANを中心にアジアで広がっているからです。

また、「ASEAN+3首脳会議」に付随して従来定例になっていた日中韓3ヵ国の首脳会議と外相会議が開催できなかったばかりか、議長国マレーシアのアブドラ首相が小泉首相に中韓両国との関係改善を求め、フィリピンのアロヨ大統領も「アブドラ首相と懸念を共有する」と述べるという異例の事態となりました。批判はこの2ヵ国だけではありません。「東アジア首脳会議」に先立ち、シンガポールのヨー外相は次の

ように厳しい言葉で日本政府の急所を突きました。「極めて残念なのは、歴史問題が日本と中国、韓国の関係を台無しにしていることだ。それは日本の道義的な立場に対する他のアジアの人々の目に大きな影響を与えている」「われわれは(靖国神社参拝について)快く思わないと日本に伝えてきた」「日本は(変化するアジアで)もっと大きな役割を正しく発揮すべきだ」(ストレーツ・タイムズ05年11月17日(『前衛』誌06年1月号82ページ))。

「東アジア首脳会議」に参加したある外交官は「一連の会議を通じて靖国問題への中韓両国の懸念が(日本を除く)15ヵ国に共有されることになった」(「朝日」05年12月15日)とコメント。一方、クアラルンプールでの「ASEAN と中国との会談では、対日関係の改善を中国に求める国はなかった」(新華社電=「しんぶん赤旗」05年12月19日)とされ、日本孤立の深刻さを裏付けました。「中国、韓国だけがアジアではない」などという麻生外相の居直り発言(05年12月7日、東京の外国特派員協会での講演)は空疎な響きを残すだけです。

北東アジアの平和と安全で新たな一歩

北東アジアでも、中国のイニシアチブで平和の気運が拡大しています。03年8月に始まった朝鮮半島の非核化にかんする6ヵ国協議は、05年9月の第4回協議で、同協議初の「共同声明」採択に成功しました。6項目からなる「声明」では、「国連憲章の目的および原則、ならびに広く認められた国際関係の準則にもとづく相互の関係の処理を約束し」、「北東アジアの永続的な平和と安定のための共同の努力を約束し」、「北東アジアにおける安全保障面の協力を促進するための方策の探求で合意し」ています。

以上の「合意」や「約束」の前途には多くの 曲折や困難が予測されますが、ともかくも朝鮮 半島ばかりでなく、北東アジア全域の平和と安 全保障の永続的な展望について、「共同声明」と

いう拘束力のある形で関係国が確認しあったことは画期的な意義をもちます。

この共同声明について、東大教授の姜尚中氏は、前途に「曲折、停滞、中断、決裂すら予想されないわけではない」としながらも、次のように高く評価しています。「共同声明は、東北アジア地域における最大級に重要な文書となるはずだ。なぜならこの100年、日・米・中・ロの4大国に朝鮮半島を加えた共同の合意文書がこの地域で日の目をみたことなど、一度もなかったからである。共同声明は、朝鮮半島の非核化を通じてこの地域の冷戦構造を終わらせ、多国間の安全保障の枠組みを構築していく道筋を明らかにしている。10年後、この地域に東北アジア版 CSCE (全欧安保協力会議)と同じような枠組みが出来上がることも夢ではないのだ」(「朝日」05年12月30日)。

クアラルンプールと北京の文書の一体性

戦後60年の年末に採択された「クアラルンプール宣言」で、調印国は、国連憲章と東南アジア友好協力条約 (TAC) の尊重を確認し、ASEAN主導で「東アジア共同体」に進む道程を明らか

にしました。その3ヵ月前、9月に北京で発表された「6ヵ国協議共同声明」でも、6ヵ国が国連憲章順守を基礎に、北東アジアの永続的平和、安全保障の促進を約束し合いました。このように、東南アジアから北東アジアに広がる東アジア諸国の進路が両文書を通じて共通の原則に結ばれたことは重要な意味をもちます。クアラルンプールと北京でほぼ同じ時期に打ち出された平和・安全保障および相互協力の理念が「東アジア共同体」のバックボーンとして一体化されることは明らかです。

日本政府はクアラルンプールでも北京でも共同文書に賛同はしました。しかし、日米軍事同盟にしがみつき、過去の歴史に無反省な立場を続ける限り、「東アジア共同体」の進路をさえぎる逆流となり、この共同体の真のメンバーとしての資格が問われることになります。「東アジア共同体」の理念は、日本国憲法9条の精神とも深くつながっています。憲法改悪に反対し、歴史に逆向きな日本政府の姿勢を変えさせて、アジアの人びとと手をつなぐ条件をつくりだす課題の重要性が、いまますます大きくなっています。(ひらい じゅんいち・会員)

06年度雇用予算について

田井 共生

<不安定雇用を増長させる予算>

小泉首相の自民党総裁としての任期は今年の 秋までです。そのため、06年度予算を「構造改 革の総仕上げ予算」と位置づけました。小泉内 閣の5年間で、庶民に押し付けられた増税・負 担増は史上最悪の13兆円にのぼります。06年度 は、所得税・住民税の定率減税の廃止に加え、 医療保険制度の改悪など新たな負担増と給付削 減を行うとしています。 小泉構造改革が雇用・労働に与えた影響は、「規制緩和がもたらした雇用の2極化」(『エコノミスト』05年3月12日号)「正規、非正規とも低所得者増会社員に押し寄せる2極化の波」(『週刊ダイヤモンド』06年1月28日号)など、社会的格差の広がりとしてマスコミでも話題になっています。

非正規雇用者数は10年前から593万人増加し、04年度には1564万人に、正規雇用者数は395万人減少し、3410万人になっています。労働者の3人に1人、若者の2人に1人は非正規労働者で

国際•国内動向

す。「求人の約4割が派遣か、請負の仕事」(首都圏ハローワーク職員)という実態で、労働者が自由に労働形態を選択できる社会ではなくなっています。

労働時間も週35時間未満の就業者が10年前の967万人から04年の1237万人に、週60時間以上の就業者も539万人から639万人に増加し、長時間労働と短時間労働に2極化しています。しかも、30代男性で週60時間以上働いている人の割合は、1993年の20.8%(153万人)から、04年の23.8%(200万人)に増加しています。

正社員は、サービス残業を含め異常な長時間 労働で働かされ、非正社員は、極端な低賃金と 無権利状態で働かされていることをしめしてい ます。

こうした背景には、1995年に日本経団連が発表した「新時代の『日本的経営』」があります。 これを受けて政府が労働法制の規制緩和をすす めたため、正規雇用から非正規雇用への置き換 えが急速にすすみました。

雇用の2極化が所得格差を広げ、社会保障制度をふくむ国民生活の土台が崩れかけているときに、小泉首相は「所得格差は確認されない」とのべ、「構造改革」をさらにすすめると表明しています。

06年度予算は、"青年・少子化・2007年問題を 重視する"としていますが、雇用の2極化に手 をつけず、大企業のニーズに応えるために、就 業意識を高め、能力を磨く対策で、雇用を直接 するものにはなっていません。

労働関係予算の総額は4兆370億円です。そのうち、労働保険特別会計予算が3兆9992億円(05年度から1302億円減)で、労働行政の99%は特別会計でおこなわれています。社会保障関係費のうち、雇用予算は4325億円(05年度から335億円減)です。

主要な削減内容は、失業等給付費の1322億円 (国庫負担金ふくむ)ですが、雇用保険法改悪 (03年)で給付が削減されたためです。

く失業給付における

国庫負担の廃止を打ち出す>

05年12月に閣議決定した「行政改革の重要方針」は、公務員の総人件費の削減、政府系金融機関の統合とあわせて、特別会計の改革をあげました。

労働保険特別会計については、「労働福祉事業 及び雇用保険3事業については、廃止を含め徹 底的な見直しを行う。失業給付事業における国 庫負担の在り方については廃止を含め検討」と して、はじめて失業給付の国庫負担「廃止」の 表現を持ち込みました。財政制度等審議会の「特 別会計の見直しについて」(11月21日)よりも踏 み込んだものです。

失業は政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府にもその責任の一端があるとの考えから、失業給付の一部を国庫で負担してきましたが、この考えを根本的にくつがえす重大問題です。

今国会に提出する「行政改革推進法案(仮称)」で特別会計見直しの方向性を示し、5年を目処に改革を完了するとしています。さらに、07年を目処に提出する「特別会計整理合理化法案(仮称)」で見直しを実行する予定です。

なお、労働保険料のうち、労災保険事業は全額事業主負担で、雇用保険事業は労使双方が負担していますが、使い勝手が悪いとか事業内容が不透明との指摘があります。厚生労働省は、経済団体の意見を聞き事業を進めているといいますが、独立行政法人(6法人)に交付されている運営費交付金は渡し切り費で使途は特定されていません。その中には、「私のしごと館」(後述)のような無駄な箱物施設も含まれます。特別会計については、関係者の要望にこたえたものになっているのか、浪費の温床になっている事業はないのか等を点検・検討することが必要です。

1. 実効性のない青年雇用対策

2003年にはじまった若年者雇用支援対策は、 ニート (無業の若者)をふくむ総合的な対策「若 者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(04 年12月)に強化されましたが、厚生労働予算額 は、「実績が少ない」との指摘を受け、11億円削 られ363億円です。

企業側は戦力となる「質の高い人材」を求めていますがプランはそれにそった内容になっており、実効ある雇用拡大策はありません。

- ○フリーター25万人常用化雇用プラン等の推進 (233億円、前年度比3%減)は、フリーター が増えないよう、企業に支援を求める対策で す。常用化雇用といっても、「本来期間の定め ない雇用としたいが、職安窓口では、パート を除く4ヵ月以上の有期雇用も常用雇用扱い となっており、統計上はそれをふくむ」(担当 課)というような、あいまいな基準で、安定 した雇用につながる保証はありません。主な 内容は以下の通りです。
 - ・「若年者試行雇用事業 (トライアル)の拡充」 (99億円)は、学校を卒業した未就職者を短期間、雇用した企業に奨励金を支給する事業です。3ヵ月トライ(試用期間)した後、常用雇用への移行をはかります。06年度はニート対策を追加します。
 - ・「日本版デュアルシステムの推進」(87億円) は、実績が少なく11億円減額しました。デュ アルシステム(教育訓練)は、教育機関で 週3回の座学、企業で週2日の実習をする もので、このシステムを導入した企業に助 成金が支払われます。
 - ・「フリーター常用就職支援事業(ジョブサポーター)」(6億3000万円、新規)は、常用雇用化を促進するもので、ハローワークに若年者ジョブサポーターを配置し就職支援をします。
- ○地域の相談体制充実等によるニート対策の強

労働総研クォータリーNo.61(2006年冬季号)

化 (21億円、前年度比63%増) は、以下の通 りです。

- ・「ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築」(3億2000万円、新規)は、「地域若者サポートステーション(仮称)」を設置し、専門的な相談を行う整備費です。
- ・「若者自立塾」(11億6700万円) は3ヵ月の 合宿生活で"生活習慣や就労意欲が欠如し、 親への依存から脱却できない若者に働く自 信と意欲を与える"ことを目的としていま すが、「問題があるから再教育してあげます よ」では青年は集まらないとの指摘もあり ます。(財) 社会経済生産性本部に丸なげで 「国は金は出すけど口はださない」(厚生労 働省)事業です。
- ○体系的なキャリア教育等の一層の推進は31億円、前年度比25%減です。この中には、「若年者の職業意識啓発の推進(私のしごと館)」(12億円)のように無駄な箱物施設も含まれています。私のしごと館は雇用・能力開発機構が、581億円かけて建設した施設ですが、04年度の収入は入館料等の約1億円で、労働保険特別会計からも19億円も持ち出しています。失業手当の給付日数を減らす雇用保険の改悪をしながら、「(天下りなど)役人のしごと館」といわれる施設は温存しています。

2. 企業努力を求めない2007年問題対策

2007年問題とは、約700万人におよぶ団塊の世代(1947年~49年生まれ)が60歳に到達し、定年退職などにより、熟練技能者の技能が継承されなくなる問題です。技術の継承ができなくなったのは、企業が長期的な視野にたった人材育成をおこたったことや、この間のリストラにも一因があります。技術を継承するために国が、助成金や支援体制をつくることも必要ですが、企業が内部で経験を積み重ね技術の継承や人材養成をはかることも大切です。

○「社会の中核である壮年者層の能力開発の推

国際•国内動向

進」(109億円、前年度比9%減)は、能力開発をおこなう企業への助成金で、「キャリア形成促進助成金」「事業主の人材育成能力の強化」等があります。

○「団塊の世代の高齢化に伴う技術継承等の支援」は、9億6000万円で43%増額します。「2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の創設」(3億4000万円、新規)は、「技能継承等支援センター(仮称)」の体制を整備するとともに、中小企業雇用創出等開発助成金の拡充をはかるものです。

3. アスベスト対策

アスベスト対策は102億円(前年度比、97億円増)です。労災保険の時効で補償を受けずに死亡した労働者の遺族にたいして、年金・一時金を合わせ約2800人に支給(84億円)します。

「過去に石綿作業に従事した労働者の健康管理 の充実等」(3億2000万円)は、健康管理手帳の 交付要件の見直しなどで、「建築物の解体時等の 飛散防止の徹底」(7億2000万円)は、労働基準 監督署による事業場にたいする指導監督および 解体業者への研修費などです。

4. その他

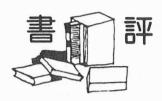
○「メンタルヘルス対策」(4億3000万円、前年

度比30%増)は、事業所の要請に応じて専門家を派遣したり、地域産業保健センターが保健所と協力し、セミナーなどの相談会を実施するものです。

- ○「子育てする女性に対する再就職・再就業支援の充実」は9億円です。働く女性の場合、出産を機に、子育てのために退職するケースが多く、12歳未満の子どもがいて求職活動をしている女性は全国に70万人います。就業を希望しながら求職活動をしていない女性も約180万人いるといわれています(「就業機構基本調査」)。こうした女性が働ける環境整備として、マザーズハローワーク(仮称)を全国12ヵ所に新設します。
- ○「障害者就業・生活支援センターの充実」(10 億2800万円)は、障害者就業・生活支援セン ターを90ヵ所から110ヵ所に増やす整備費で す。

最後になりますが、今国会ではデュアルシステムを促進する職業能力開発促進法改正案、女性労働者の妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を講ずる男女雇用機会均等法改正案が提出されます。

(たい ともお・日本共産党国会議員団事務局)



小越洋之助著

『終身雇用と年功賃金の転換』

藤田 実

90年代後半からの堰を切ったような希望退職という名の首切り=解雇の横行や成果主義賃金のもとでの賃金の切り下げにより、日本的経営の三種の神器とも言われた、終身雇用、年功賃金、企業別組合のうち終身雇用と年功賃金は解体的状況を見せている。こうした状況のなかでは、賃金や雇用に対する資本の側の戦略を分析し、労働者の立場に立った変革の展望を示す必要が急務である。小越洋之助氏の『終身雇用と年功賃金の転換』は、氏の長年にわたる労働経済研究の蓄積を踏まえ、終身雇用と年功賃金の「転換」の実相と諸問題、政策的対抗軸を描こうとした力作である。

小越氏の著作は、「第一編 理論編―終身雇用・年 功賃金をめぐる諸説の検討」、「第二編 実態分析編― 終身雇用・年功賃金の転換とその特徴」、「第三編 政策課題編―終身雇用・年功賃金の転換と新たな政 策課題」というように大きく三部構成に分かれてい る。

諸説の検討に当てられている第一編は、三つの章から構成されている。すなわち「第一章 終身雇用をめぐる諸説―その認識視角・研究史」では、アベグレンに始まる終身雇用をめぐる議論を検討しながら、「慣行か制度か」、「特殊性か一般性か」という終身雇用をめぐる論点を提示したうえで、研究史の整理を踏まえて、筆者独自の終身雇用の構成モデルを図解している。「第二章 年功賃金論―1960年代の議論を中心に」では、年功賃金をめぐる諸説を、技能・熟練説、低賃金説、生活給説、差別支配説に整理し、諸説を批判的に検討しながら、年功賃金を「生活面

での年齢基準の生活給体系を本質的に内包し、労働面における勤続年数指標を中心とした労働能率の維持と差別支配の賃金体系」と規定する。「第三章 年功賃金論と同一価値労働同一賃金論」は、80年代後半以降登場してきた、年功賃金を性差別賃金=男性賃金として批判し、コンパラブル・ワース(同一価値労働同一賃金)の考えを日本に適用することで、性差別賃金を打破しようとする議論の検討に当てられている。コンパラブル・ワースは、職務分析・職務評価に基づく、職務給の導入によって、性中立的な賃金制度にしようというものであるが、筆者はその積極面を評価しつつも、現段階において必要なのは、性急に職務給の導入を求めるのではなく、企業内の恣意的な人事考課を規制することであり、日本的横断賃率の追求することであるとする。

実態分析編の第二編は、4つの章から構成されて いる。「第四章 『新時代の「日本的経営」』―財界の 雇用・賃金戦略の新展開の分析」は、95年に出され た日経連の報告書における雇用・賃金戦略転換の意 味を批判的に検討している。「第五章 終身雇用の転 換とその実態」は、経済同友会や日経連の報告書を もとに、使用者団体の終身雇用維持政策は「一企業 内の雇用の安定から社会全体の雇用の安定しへと転 換したことを明らかにするとともに、終身雇用政策 の転換を象徴するものとして民間大企業のリストラ と雇用の多様化の諸相と諸形態を個別企業の事例を もとに分析している。雇用の多様化=非正規労働の 増大をめぐっては、とりわけパートタイム雇用の論 点を歴史的かつ理論的に詳細に検討している。「第六 章 年功賃金の転換とその特徴」は職能資格制度・ 職能給の成立過程とその変化の過程を導入の旗振り 人でもあった楠田丘氏の議論の変遷を詳細に検討す るとともに、90年代以降の成果主義賃金の動向や問 題点を分析し、それは「労資関係に厳しい緊張関係 を引き起こしている」と矛盾点を指摘している。「第 七章 裁量労働制の検討」は、賃金と労働時間をめ ぐる労資関係の転換を象徴する裁量労働制を、請負 労働・能率給の新しい装いとして明治以来の賃金体 系史の中に位置づけるとともに、裁量労働制の問題 点を働き方の自律性や残業代の支払い問題を通じて 明らかにしている。

書評

第三編は政策課題編として、「第八章 終身雇用・ 年功賃金をめぐる政策展開と新たな政策課題」とい う題名のもとに、終身雇用転換、成果主義賃金、均 等待遇、雇用形態多様化など労働市場で大問題となっ ている政策諸課題について、筆者独自の対抗的な政 策を提起している。

このように、氏の著作は、従来の終身雇用と年功賃金にわたる歴史的・理論的・政策的検討を踏まえ、ほぼすべての論点にわたって筆者の主張を対峙した大著であり、論点も多岐にわたっているため、残念ながら筆者が取り上げた論点すべてを検討する能力は評者にはない。また本書で批判的に検討している論点や対抗軸についても、その主張には首肯できる点が多い。そこで、主としてよりいっそう解明すべき点についての論点を提起することで書評の責めを塞ぎたい。

第一には、終身雇用と年功賃金の「転換」という 認識についてであるが、終身雇用に関して、氏は正 規雇用が依然として多数であること、経営側も正社 員の完全な流動化を意図していないこと(141ペー ジ)から、「転換」と称すべきとしている。終身雇用 問題で大事なのは、入職した労働者は終身雇用を前 提し、それに期待していたこと、企業側も暗黙のう ちにそれを承認していたこと、しかし90年代の不況 の長期化の中で希望退職という名の下に強制的に労 働者を企業外に放出したことで、雇用維持政策を放 棄するようになったという事実をどうみるかという ことである。大企業はこれまでと違って労働者放出 にためらいを見せなくなったのであり、したがって 「転換」というよりは不況時には、終身雇用を積極的 に「放棄する」ようになったとみるべきではなかろ うか。この意味では、評者は、終身雇用の「転換」 というよりは、「解体」という表現に親近感をもつ。

年功賃金に関しては、筆者の主張するように成果 主義賃金の盛行によって、賃金概念が大きく転換し たとみてよいだろう。なぜなら、成果主義賃金では、 原理的に言えば労働力の支出は成果があった部分の み賃金として計算されるのだから、賃金は労働力の 支出との直接的関係が失われることになるからである。

第二には、終身雇用と年功賃金の「転換」に果たした、大企業労働組合の役割について全面的な検討が必要であるということである。これについて著作では、雇用確保や終身雇用転換における労働組合の役割について言及しているが、問題はリストラに何ら抵抗せず、終身雇用や年功賃金を会社と一体となって解体しようとしているとしか思えない大企業労働組合の存在を考えるとき、欧米の労働組合とは概念と段階を異にすると思われるほどのその労資協調がどこから来るのかという大企業労働組合の労働者「支配」の構造の深い分析が必要であるように思われる。

第三に、筆者の均等待遇を求める視点で重要な位置にある企業横断賃率形成の提起については、問題提起の重要性とその方向性は大賛成であるが、それこそ「労働組合が企業内的に組織されている条件」のもとで、どのように実現しうるのか、評者には道筋が見えない。横断的な賃率の形成には、同職間での連帯に基づく職務別賃金規制が必要であることを考えるとき、日本の労働組合の連帯の基盤が同職意識にあるのではなく、同一企業勤務にあることを考えるとき、それを実現する物的基盤をどこに求めるべきなのだろうか。

他にも論ずべき点は多々あるが、全面的に展開する能力は、評者にはないゆえ、お許し頂きたい。本書は、すでに述べたように、理論から現状分析、政策提起に至るまで、自らの視角から終身雇用と年功賃金に関する従来の研究を集大成したものと言ってよい。おそらく、今後のこの分野の研究は本書が出発点になるに違いないであろう。それだけに、従来の研究史に詳しくない人にとっては、難解な点もあるが、一読すべき著作であることは間違いない。とくに政策提起に関しては、労働組合関係者も筆者の問題提起を真剣に受けとめ、その現実化の条件について論議すべきであろう。

(ミネルヴァ書房・2006年1月・4200円) (ふじた みのる・常任理事・桜美林大学)

戸木田嘉久・三好正巳編著

『生協再生と職員の挑戦

一新版・生協職員論の探求』 鈴木 彰

生協職員論を通して労働者の今日的課題をみつめる

本書が「新版・生協職員論の探求」との傍題を付しているのは、10年前に刊行した「生協職員論の探求―生協経営と職員のアイデンティティー」(戸木田・三好編著、法律文化社刊、以下前版)を踏まえての発刊だからである。

10年前と言えば、米ソ冷戦構造の終焉を機にアメ リカ主導のグローバリゼーションが暴走を開始した 頃。バブル崩壊を口実とする財界主導の構造改革・ 規制緩和の大波が日本の労働者・国民に襲いかかっ ており、そのもとで生協と生協労働者もまた、激動 する情勢と未曾有の困難に遭遇しつつ、それらにど う対応するかを必死で探っていた。そのとき刊行さ れた前版は、急展開する情勢を生協運動と生協労働 運動がどうとらえ、どう立ち向かっているかに着目 し、「昭和恐慌に匹敵するともいうべき今回の長期不 況について、日本生協連は『バブル経済とその崩壊 によって、高度経済成長政策以来の経済運営システ ムの破綻』だとし、生協労連は『本格的な海外進出 と産業構造再編(リストラ)、むきだしの全面的効率 追求』という『財界の21世紀戦略』からとらえてい る」と、生協労連の時代認識を評価した。当時まで に生協労連は、生協と生協労働者が血肉を注いでき た歴史と経験から、生協運営上の「3つの民主制」、 生協労働者の「2つの使命」を学びとり定式化して いたが、前版は、この到達に期待しつつ、これらが 「『スローガン倒れ』に終っている」、「追求がバラバ ラであり、統一性を欠き一面的にとどまる傾向にあ る」「その組織力、実践上の行動力はまだ生協運動に 十分な影響力をもつにはいたっていない」などの弱 点を指摘し、「生協労働運動がこれらの問題を克服し つつ、いわゆる『2つの使命』の遂行にむけて、そ の展望を、生協組合員だけでなく、地域の労働者・ 勤労住民とも手をとりあい、切り開いていくこと」 を期待したのである。当時生協労連書記長として激 動の情勢と向き合っていた私は、この前版から大き

な示唆と激励を受けたものだ。

実はその後、全労連分野での活動に転進し、生協 労連の運動を後進にゆだねた私は、激動する情勢の もとで後進たちが舐めた辛酸を残念ながら十分には 共有できなかった。だから私には、後進たちのこの 時期の判断と行動を正確に論評することはできない。 しかしいま10年ぶりに発刊された本書が指摘する今 日的な問題を受けとめるとき、定式化した時代のま とめ役をつとめた私が、「『3つの民主制』と『2つ の使命』」に関わる論議を中心に本書を紹介し、この 論議の発展過程において私が抱いた感想と意見につ いて語ることも意義があろうと感じて筆をとった。

生協労連が、若手研究者の助力を得ながら「21世 紀委員会」を立ち上げたのは、21世紀を目前にした 1998年の秋であるが、これは時機を得たとりくみで あり、その動向には私も含めて誰もが期待を寄せた。 重大な生協「危機」が、企業内主義的な「生き残り」 策、現実対応策を激増させている中で、生協労連が 「危機」の本質を広い視野から深くとらえ、それを克 服する視点から、「『3つの民主制』と『2つの使命』」 をいっそう豊かに遂行し、生協運動のあり方につい ての原則的で組織的な批判と検証、提案を行なうこ とが求められていたからだ。ところが、3年がかり でまとめられた「21世紀の生協労連―21世紀委員会 の最終報告」(2002年3月) は、「『3つの民主制』と 『2つの使命』の果たしてきた役割は多大」だが、「生 協内主義(企業内主義)」を温存するという「限界性」 を持っているとの提起を行なった。私は、この提起 は、いよいよ深刻化する生協「危機」のもとで「企 業内主義」に埋没しがちな労使双方を、何とか社会 的な視野に立たせたいという強い願いを込めた提起 なのだろうとは察しつつも、正直なところいくつか の疑問と危惧の念にとらわれた。これは、「3つの民 主制・2つの使命」を「いかに遂行するか」という 命題に応える代わりに、それを「企業内主義」の犯 人と見立て、たたかいの視点を「『2つの使命』の遂 行」から生協労働運動の「自己改造」にシフトする という逆立ちした論議ではないのか? それは、「『生 協労働者』から『生協』と言う冠詞を外すべきだ」と いう企業内主義とは次元の異なる古典的な論議への 傾斜ではないのか? 生協労組と生協労連を2千万 余の生協組合員への責任と連帯から切り離して「一般的労働組合」に転換させるのは「全国の生協と生協労働者の求心力」をそらすことにならないのか?

これらの疑問や危惧に対して生協労連は、「21世紀 委員会の最終報告」は安易に方針化するものではな いとして、全国的な論議をよびかけ、04年の第37回 定期大会で「第5次中期計画」を決定。その中で「『二 つの使命』はこの考え (ディーセントワーク) を先 取りした先進的なもの」という位置づけに立ち戻っ た。この論議の間も、一方で、要求実現、組織防衛・ 強化、産別統一闘争と全労連運動やパート労働運動 の強化につとめ、他方で、日本生協連との集団的な 労使関係の模索や現実に経営破綻に直面した生協で の「雇用と生協を守るたたかい」への産別機能を活 かしたとりくみを追求してきた生協労連と、論議を 前向きに発展させてきた生協のなかまに、大きな敬 意を表したい。だが同時に私は、この間に「『3つの 民主制』と『2つの使命』」の視点をそらす流れが存 在したことを、深いところで分析し、総括をしてお く必要があるという率直な問題意識を拭い去ること ができずにいる。この間、生協労連は、日本の生協 運動が大規模小売店舗法の解体や農産物の輸入「自 由化」を容認し、自らが「規制緩和」と「構造改革」 の枠内での「事業拡大」と「リストラ・合理化」の 路線になだれこむ事態、その過程で生協運動と事業・ 経営問題についての合意形成の場から生協労組・労 連が遠のけられ、これが大手単組を含む一部の単組 に「生協労連離れ」の口実をあたえる事態などなど、 一連のかつてなく深刻で異常な事態に遭遇した。こ れらの異常な事態には、私自身が関わった時代から の遺産も含めて、複雑かつ具体的な事情が絡んでい ることは重々承知しているが、それを承知で私は、こ れらの事態が許されたことについての、自己分析を 含む深い分析が欠かせないと思うのである。

さて、いま前版と同じ編著者によって刊行された「新版・生協職員論の探求」は、このような私の問題意識に一種の回答をもたらした。本書は、生協と生協労働者に対する温かい連帯の書であると同時に、原則を外さない批判と豊かな提言の書である。苦節10年、生協現場の動向と04年大会で「第5次中期計画」を確立するまでの生協労連の論議を注意深く追

いつづけた研究者の存在が胸にしみる労作である。また、わが国の生協運動を地域から豊かに強化・発展させようと奮闘してこられた加藤善正さん(いわて生協)と田辺準也さん(名勤生協)が執筆陣に加わっておられるのも本書の魅力である。

21世紀を迎えたわが国の生協運動の「危機」は、まぎれもなくその民主主義の「放棄」とともに進行していると私は実感している。生協運動がこの「危機」を打開する「環」は、「危機」の本質と、そこから生ずる生協組合員の切実な要求を正面からとらえ、要求実現に立ち向かう生協組合員の民主的成熟を保障することにあり、そこへ向かって組織的な力を発揮する生協労働者の存在にある。本書は、「危機」の流れの凄まじさから、ともすればこの流れを変える理論と運動を見失いかねない地点に立たされている生協関係者への激励と豊かな示唆に満ちている。

まず本書は、「21世紀委員会報告」が、生協の「危 機」を「市場の国際化、利潤本位・競争優先がもたら した『生協経営の危機』と生協版『リストラ』の進 行」と認識し、「生協労連と生協労働組合の転換」と して「『企業内主義 (生協内主義)』 労働組合運動の克 服」を提起したことについて、「そこでは社会運動と しての生協運動の視点が弱いために、生協組合員の力 が置き去りにされる」、「日本生協連が推進する『経営 改革』との関係は、結果的にパワー・バランス論に終 わりかねない。ともに『経営改革』の本質の理解の限 界を露呈している」(30頁)と批判。その上で「『危 機』のとらえ方が生協職員の任務を規定する」(32頁) と指摘する。生協「運動の世界史的段階から規定され る運動課題」は「市場に『経営危機』『生活防衛』」の ための圏域(生活圏市場)を形成すること……競争市 場を部分的に組織することで、グローバリズムの巨大 独占資本の行動を消費的消費の側から規制することで ある。……したがって生協職員の任務は……その運動 課題の基底にある『危機』認識に関連して、生活の 『危機』から発する諸要求を組織するときに……確定 される」(32~33頁)というわけだ。

さらに本書は、生協労連21世紀委員会が提起した「『2つの使命』、『3つの民主制』論の発展的修正」について、「『専門的使命』は、生協の概念から生活産業へ拡散し、『一般的使命』は、階級的労働運動の

視点を不鮮明にした産業別労働組合主義の範囲に狭められている」(277頁)と、「生協労働組合運動を直面する現実的課題から乖離させる結果になること」(276頁)への懸念を訴える。

そして本書は、生協労連第37回大会が掲げた「第5次中期計画」が、「労働運動の戦略・戦術を確定するうえでの原則的見地、その社会の『階級関係の総体』と『他の社会との関係』(国際関係)を全面的に考慮するという、オーソドックスな見地」(278頁)をつらぬくことによって、「時代認識・情勢認識」を発展させていること、「21世紀の生協運動」が示した「労働する個人」「生活産業労働組合」という「2つのキーワード」を、全ての労働者の権利としての「ディーセントワーク」の実現、多様な労働者・労働組合との連帯と協同などと関連付けて位置づけていること、「生協労働運動の今日をつくりあげてきた生

協労働者の『2つの使命』論の歴史的な重みを確認 しながら、……『さらなる"労働者論"の発展がも とめられる』としていること」などに高い評価と注 目を示し、生協労連と生協労働者に限りない連帯と 激励を表明する。

この間の困難の中で辛酸も舐めつつ奮闘してきた 生協のなかまが、何よりも戸木田・三好両氏をはじ めとする執筆諸氏の系統的な研究を多とし、前版と ともに、本書から吸収し、揺るぎない「労働者論」 の確立と遂行に役立ててくださることを期待したい。 また、現実的・社会的な運動体と関わる研究者の方 がたには、本書における研究姿勢や運動への関わり 方が少なくない示唆をもたらすと思う。

(かもがわ出版、2005年9月、2800円) (すずき あきら・全労連顧問、生協労連元書記長)



日野秀逸編著・国民医療研究所監修

『市場化の中の「医療改革」』 前川 昌人

何を守り何を変えるべきか〜医療・社会保障政策 に国民的視点から提起する

本書は、財団法人日本医療労働会館付置研究所である国民医療研究所医療動向研究部会(責任者日野秀逸東北大教授・国民医療研究所所長、国民医療研究所幹事6人で構成)が準備した。この部会の課題は、医療動向を継続的に分析・研究し、国民医療研究所が適時政策的発言を行う準備をすることである。メンバー全体で合宿を行い、メールによる意見交換を含めて作業がすすめられ、昨年9月末に発刊され、小泉「構造改革」によって最も大切な人間のいのちと健康の分野の「市場主義」による蹂躙への対抗軸を示す書として大きな反響を呼んでいる。それは、編著者の「本書が、総選挙の結果をスタートとして

熾烈に展開される、秋からの国民医療をめぐる運動 - 「医療構造改革」路線と国民皆保険維持・改革路 線という対抗軸をもったーに、積極的な役割を果た すこと」との思い、執筆陣の鋭い分析が読者に熱く 伝わっているからだと思うのである。

本書は、「構造改革」が狙う医療制度の市場化・営利化、財界が2007年までを「ラストチャンス」と認識する抜本改革は我が国の優れた特質である国民皆保険制をどのように壊そうとしているか、規制緩和や診療報酬の現段階、さらに根底にある労働市場構造の転換をも視野に入れて解明し、憲法の理念に立つ対抗軸を示し運動の展望を提起する内容となっている。本書でも強調されている、2006年から2007年にかけての医療をめぐる重大な対立(構造改革的健康・生活格差拡大路線と憲法25条に立脚した主権在民の国民的医療)が、今年に入ってからその全容をあらわしつつある。姉歯現象、ホリエモン凋落、障がい者蔑視の東横イン問題、そしてアメリカいいなりの日本を象徴する基地と輸入牛肉等々と、小泉・竹中的「改革」の破綻は、尻に火がついた状態である。

「許すな! 医療改悪・大増税2・9国民集会」(2月9日さいたまスーパーアリーナ)に集った1万4千人は、小泉・竹中的経済・財政・社会保障政策に2まわりも3まわりも大きな国民的打撃を与える運

新刊紹介

動を呼びかけた。この春闘の中で、また各層の医療 要求運動の前進をはかるためにも医療・社会保障の 「変質」を歴史的にも構造的にあきらかにし、運動の 基点を鮮明に提起した本書は、国民的な共同闘争を すすめる第一線で、「構造改革」と対決する理論戦線 で、〈経験と勘、腕と度胸〉でたたかってきた私など に励ましと展望を与える一冊となっている。

以下に各章の題名と著者を記す。〈序章 財界の医療情勢認識と国民運動の視点(日野秀逸)〉〈第1章 医療「構造改革」と国民皆保険体制(西岡幸泰)〉〈第2章 医療保障における「構造改革」路線と国民医療路線(日野秀逸)〉〈第3章 診療報酬と日本医療の動向(寺尾正之)〉〈第4章 「構造改革」の現段階と医療改革の背景(後藤道夫)〉〈第5章 医療「構造改革」と規制緩和(横山壽一)〉

(新日本出版社・2005年9月・2100円) (まえかわ まさと・理事・日本医労連副委員長)

社会保障総合研究センター編

『「福死国家」に立ち向かう』 金澤 誠一

本書は2004年12月に憲法25条、国民の生存権を守るとりでとして発足した「社会保障総合研究センター」のメンバーによって書かれたものである。小泉構造改革が国民生活に何をもたらしたかといった実態分析にとどまらず、副題にあるように「社会保障再生の道を問う」ものである。

第1章「「構造改革」下の国民生活と社会保障」では、所得格差の拡大と低所得者の増大を国民各層の詳細な分析を通して明らかにしている。第2章「生存権思想の核心は何か」では、世界と日本における生存権確立の歴史を振り返り、生存権とは何かを、そして今日の状況で生存権思想を高く掲げる意義が強調されている。第3章「新自由主義は日本社会をどこに導くか」では、新自由主義とは何か、そして社会保障・社会福祉に新自由主義の弊害がどのように現れているかを各分野にわたって検討されている。第4章「世界の社会保障の流れと教訓に学ぶ」では、新自由主義の先進国=アメリカの実態と、新自由主

義政策を克服しようとするニュージーランドの光と 影、EU諸国のたたかいの現状を紹介・分析してい る。第5章「社会保障と財源問題を考える」では、 国・自治体の財政危機に対する国民不安と疑問に答 えるために、財政問題を考える原則的な立場を明ら かにするとともに社会保障の財源をどこに求めるか を明らかにしている。第6章「社会保障の一体的な 改悪にどう立ち向かうか」では、日本各地の運動、 特に社会保障推進協議会運動を紹介しつつ、草の根 からの要求運動をいっそう発展させる重要性が強調 されている。

いずれの論文も読み応えのある力作ぞろいである。 特に第4章で展開されている EU 諸国のたたかいの 現状からは学ぶところが多い。これらの国々では、 国家と個人との中間領域に労働組合、消費者団体、 業者団体、福祉当事者団体などの公共領域が存在し、 これらを通して国民の政治への日常的継続的参加が 可能であるのに対し、わが国では、それが弱体化し て、国民は丸裸のまま国家に立ち向かっている点に 問題があるのではなかろうか。わが国では「政治的 排除」が進んでいるのである。ピアソンはその点に 関して、サッチャー政権下での福祉削減を計る政治 的企てに対して、こうした団体のネットワークが福 祉を擁護するために結集した結果、福祉国家が比較 的損なわないで保守主義の時代を経過していったと 結論づけている。

しかも、若年層と中高年層、一般階層と貧困・低所得階層、あるいは各職域・職能集団間での分裂・分断を意図的につくり出そうとしている権力の力がきわめて目立つ中で、いかに国民各層の連帯を築いていくかといった困難な問題がある。第6章で展開されているように草の根運動が広がっているのも事実であるが、温度差が激しいのも事実である。社会保障への総合的攻撃に対して「社会保障を総合的に捉えた運動」なしには太刀打ちできない状況であることは、第6章で述べられている通りである。その総合的な反撃はどうあるべきか、生存権=「人たるに値する生活」を守るたたかいであることが指摘されているが、生活保護をめぐる論点がないことが気になるところである。

保護基準の引き下げは、2003年に0.9%、2004年に

は0.2%、そして2004年には老齢加算の段階的削減から廃止へ、2005年には母子加算の段階的削減から廃止が断行されている。そしてまた、保護基準が国民年金額(満額で6万6000円)よりも高いのはおかしいという全国市長会などからの申し出に対し厚生労働省は保護基準の本格的な見直しをはかる方向で動き出している。こうした状況の中で、昨年、京都から始まり秋田、広島そして今年2月には新潟で、朝日訴訟以来の「人権裁判」が提訴されている。

「構造改革」の本丸は「健康保険」改悪であるとする本書の趣旨であるが、むしろ生活保護への攻撃こそが本丸ではなかろうか。保護基準は、生計費原則による課税最低限、社会保険料の減免、最低賃金、最低保障年金、失業手当、就学援助などと連動するものである。国民各層への影響はきわめて大きいとともに、それはまた国民各層の連帯の要ともなるのではないだろうか。憲法25条=生存権を守るたたかいは、保護基準を中心とした国民生活の最低限保障を守る抵抗線としてナショナル・ミニマムの確立のたたかいではないだろうか。

(新日本出版社・2005年11月・1700円) (かねざわ せいいち・理事・佛教大学)

伊藤欽次著

『あなたの知らないトヨタ』 柴田 外志明

著者の伊藤欽次氏は、現在、愛知労働問題研究所 の副所長で、ここ10年ほどトヨタ調査研究・事務局 の中心となって奮闘している人である。

今や世界的な大企業であるトヨタ。世間のトヨタをめぐる評価は、「礼賛・賛美」するものが多い。トヨタ関連の本も、ほとんどがそうである。著者は、「本書は、これら『トヨタ本』に欠けている、『労働の実態』や『過重労働に追い込む"動機づけ"のツール』そしてトヨタの原価低減に大きな役割がおしつけられている『下請企業とそこで働く労働者の実態』にスポットをあて、『あなたの知らないトヨタ』をあきらかにしようとした。また、そこからトヨタの高収益の真の秘密に迫る」と述べ、最後にトヨタの社

会的責任を追及している。

本書は、トヨタの「大もうけ」の大きな要因である日常的な「原価低減」活動に、労働者とグループ 企業や下請けを組込んでいくカラクリ・仕組みの全 容がわかりやすく展開されている。

本書は、「ルール無き資本主義」といわれる日本の大企業の横暴を、世界的大企業であるトヨタの職場と下請け企業の生きた事実で具体的に告発したものである。トヨタの飽くなき利潤の追求による労働の実態は、「奴隷制、農奴制などの野蛮な残虐さの上に、過度労働の文明化された残虐さが接木され」(資本論第8章「労働日」第2節)たものであり、日本のトップ企業であるトヨタをリーダーにすべての国内大企業に当てはまるものである。

世界26ヵ国に進出しているトヨタは、特にヨーロッパで大きな流れとなって前進している企業の社会的責任 (CSR) について熟知しているはずである。ドイツのダイムラー・クライスラーでは、2002年に労働者と企業の間で「ダイムラー・クライスラーの社会的責任原則」がつくられ、人権と労働条件、取引先企業と下請け企業との関係について基本原則が決められ毎年その履行状態をチェックしている。本書が指摘しているトヨタが果たすべき企業の社会的責任は、その通りだと思う。

著者が意図していることが、各章を読むごとに「なるほど」と納得し、「世界のトヨタ」に「大企業の社会的責任を果たせ」と怒りをもって訴えたい気持ちが湧いてくる。多くの労働者や大企業の横暴に疑問や怒りをもつ下請け企業主にも是非一読してほしい本である。

(学習の友社・2005年12月・1333円)

(しばた としあき・会員・ダイハツ職場革新懇)

全日本年金者組合

『最低保障年金制度をつくろう』 久昌 以明

最低保障年金制度の第2次提言を採択

1989年の創立以来全日本年金者組合は、最低保障年金制度の創設を目指して運動を重ねてきました。 2001年には提言を発表して運動をすすめてきたとこ

新刊紹介

ろです。近年、最低保障年金制度の必要性は、広く 認識されるようになり、02年から04年にかけて労働 団体、政党など、最低保障年金制度の提案が相次い でいます。

全日本年金者組合は、新たな情勢に対応するため、 昨年7月の第17回定期大会で「最低保障年金制度の 第2次提言」を採択し、07年実現を目指して運動を 展開しています。

年金者組合が最低保障年金制度と第2次提言を必要と考える理由は次の通りです。

無年金・低年金者の増大

社会保険庁統計によれば01年度の無年金者は、60万2千人です。この統計はその後発表されていないので現時点での無年金者数はわかりませんが、「国民年金被保険者実態調査」(02年)などを考えあわせると、100万人にも達しているのではと危惧されます。

国民年金だけの人912万人の年金平均月額は、約4万6千円です。低年金者は、無年金者の何倍にもなります。生活保護受給者が激増しているのも当然です。

指定都市市長会は、第2次提言採択直後の昨年7月27日、「最低年金制度」の提案を発表しました。老後の生活を無拠出の年金で保障すべきとする基本理念で第2次提言と一致するもので、私たちの主張を裏付けるものです。

深刻化する年金「空洞化」

年金保険料を納められない人の問題も重大です。 02年度62.8%まで下がった国民年金第1号被保険者 の保険料納付率は、社会保険庁の懸命の取り組みに よっても回復は思わしくありません。

04年「年金改革」では、免除制度の拡充と自治体からの所得情報の取得による収納対策だけでした。 民間から長官を迎え、市場化テストや強制徴収などを導入していますが、納付率の微細な改善も、免除者の発掘によるところがほとんどです。

特に若者の未納は深刻です。24歳以下では、完納

者111万人に対して未納者が113万人、学生など免除・ 納付猶予者が180万人です。

日本の公的年金制度は、収入がなくても保険料の 納付を求め、納付しないものには年金を支給しない 制度です。無年金・低年金者を作り出す構造的な欠 陥を持つ制度です。構造改革によって弱者を大量に つくり出す政治がこれに拍車をかけています。これ では、さらに大規模な無年金・低年金者がつくられ ることは明らかです。

すべての人に老後の生活を保障する制度に、公的 年金制度を作り替えるためには、最低保障年金を公 的年金制度に導入する以外にないと考えています。

「社会保障の一体的見直し」に抗して

政府・財界は、「社会保障の一体的見直し」を掲げ、社会保障、福祉、税制一体の攻撃を加えています。年金「空洞化」の問題で最低保障年金制度を掲げて運動することが、彼らの攻撃に対する反撃でもあり、その点からも重視すべきものと考えています。

パンフ「最低保障年金制度をつくろう」を発行

第2次提言実現の運動を大きく盛り上げるために 年金者組合は、様々な取り組みをすすめています。 その一つとして標記のパンフを発行しました。

最低保障年金制度はどういう制度なのか、今なぜこれが必要なのか、財源をどう考えるのかなど、図表・イラストをふんだんに使って誰にもわかるように作りました。最低保障年金制度は、単に高齢者のための制度ではありません。国民的な課題であると考えます。このパンフを現役労働者や若者にも大いに普及したいと考えています。

また、次のようなシンポジウムを計画しています。 合わせて協力の程、お願いします。

「最低保障年金をめざすシンポ」

日時: 2006年4月15日13時~16時30分

会場:全労連会館2階ホール

(全日本年金者組合・2005年12月・100円) (きゅうしょう ともあき・全日本年金者組合副委員長)

57号~第60号・総目次

第57号 (2005年冬季号)

[論点解明]

■「改革・開放」で中国はどう変わったか

平井 潤一

〈特 集〉労働総研研究例会・シンポジウム

■「春闘50年と05国民春闘の課題を考える」 〈国際・国内動向〉

■実態を無視、縮小する05年度雇用予算

大槻 操 ■公害問題の過去・現在と将来 **後我**壮一郎

■第5回世界社会フォーラム 布施 恵輔

■第2期ブッシュ政権と世界、米国民との矛盾

岡田 則男

(書 評)

●金澤誠一編著『公的扶助論』 杉村 宏 〈新刊紹介〉

●柴山恵美子・中曽根佐織編著『EUの男女均等政策』

川口 和子

●板垣 保『検証 労働運動半世紀』

鹿田 勝一

●有働正治著『まちで雇用をふやす』

金澤 誠一 寒田 実

●飯盛信男著『サービス産業』 向笠良一先生の功績をふりかえる 藤田 実 吉井 清文

第58号 (2005年春季号)

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

福田 静夫

〈特 集〉拡大するEUの現状と課題

- ■「労働関係からみたEU」早分かり 宮前 忠夫
- ■フランスから見たEU憲法

福間 憲三

■アメリカ「単独主義」とヨーロッパの将来

平河 寛

〈国際・国内動向〉

■改憲をめぐる情勢とたたかいの広がり 今井 文夫

■連合、全労連05春闘結果の評価と課題

鹿田 勝一

■イラク選挙後の中東情勢

尾崎 英紀

■労働総研創立15周年記念海外調査に参加して

斉藤 隆夫

(書 評)

●平地一郎著『労働過程の構造分析』 藤澤 建二 (新刊紹介)

●阿部芳郎著『ウィと言えない「ゴーン改革」』

坂ノ下 征稔

●大江洸・三上満・小林洋二著

『憲法―人生をかけて守るもの』 小川 薫

●全労連編『世界の労働者のたたかい2005』

藤吉 信博

第59号(2005年夏季号)

〈特 集〉敗戦60年、憲法の今日的意義

■核廃絶・改憲阻止における労働運動の新たな共同へ の模索と課題 西川 征矢

■京都「人権裁判」が問いかけているもの

金澤 誠一

〈共同研究報告〉

■「埼玉県における勤労者の仕事とくらしの実態調査」 大須 眞治・原宮 哲

■『グローバル化のなかの中小企業問題』「第4章・不 況打開、地域振興運動と新たな挑戦」の執筆にあた り事例調査で見えてきた課題と展望

中島 康浩

〈国際・国内動向〉

■アメリカ労働運動の行方

岡田 則男

藤田

■イタリア・フィアットの経営改善と労働者のたたかい

(書 評)

●吉田三千雄・藤田実編著『日本産業の構造転換と企業』 - 工藤 昌宏

●松丸和夫監修・労働総研編『グローバル化のなかの中小企業問題』山本 篤民

●久野国夫編『産業と労働のニューストーリー』

鬼丸 朋子

〈新刊紹介〉

●岩崎 俊著『NTT "50歳定年"リストラ11万人』 藤吉 信博

●丸山惠也編著『批判経営学』・角瀬保雄著『企業とは何か』大木 寿

●森廣正著『ドイツで働いた日本人炭鉱労働者』

鈴木 ふみ

第60号(2005年秋季号)

〈労働総研設立15周年特集〉

■対談/設立16年「労働総研の活動と展望をめぐって 戸木田嘉久・大木一訓

■労働総研・全労連共同調査「労働組合の活動実態と課題と展望」調査の経緯 大須眞治

■各プロジェクト・研究部会の現状報告(到達点と今後の課題)

■労働総研16年の歩み

本号は、労働運動総合研究所設立15周年記念事業として、昨年 編集後記 12月11日、日本大学経済学部7号館で開催された記念シンポジウ ム「労働政策の新自由主義的展開に対するわれわれの対抗軸を考える」の大型特集で ある。シンポジウムは、全労連議長の熊谷金道氏、ジャーナリストの斎藤貴男氏、自 由法曹団団長の坂本修氏の3氏をシンポジストに開催された。本号に再現した紙上シ ンポジウムは、各氏の「労働政策の新自由主義的展開」に対する鋭い解明と、それに 対峙するための「対抗軸」をどこに求めるかについての迫力ある問題提起をうけ、参 加者も加わっての全体討論が、当日の熱気とともに伝わってくる、読み応えのある特 集となっている。シンポジストがこもごも強調されたように、労働法制の新自由主義 的政策に反対し、「働くルール」を確立していく上で、九条破壊・「改憲」攻撃と対決 する労働者・国民の運動は、反動攻撃をはね返す「転換軸」として、決定的な意義を もつことの意味を深めることが今後の研究所の活動にとってもきわめて重要である。

その

- 光をどこにみるか-

最新刊

坂本 修(弁護士、自由法曹団団長)著 定価1800円 送料290円

自民党改憲案がもたらす "禍" を徹底解明!

"民衆"の弁護士として47年、日本国憲法とともに生きてき た筆者が、"禍の大国"をつくる改憲案の本質を解明。いま 「人類の希望の原理」を示す憲法の真実、日本と世界の平和の 流れ、未来への光を語る。

【パートⅠ】渦巻く改憲策動

【パートⅡ】自民党「新憲法草案」の徹底解明

【パートIII】憲法とは何か

【パートIV】 "光" をどこにみるか

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 郵便振替00100-6-179157

TEL 03-5842-5641

学習の友社 FAX 03-5842-5645

季刊 労働総研クォータリー No.61 (2006年冬季号) 2006年2月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523

ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968

http://www.yuiyuidori.net/soken/

臼 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

おもな内容

第第第 保21Ⅱ 護章章部 第3

ブレア政権の行政民間化現在の行政民間化の経験CCTの影響の評価 ギリスの 玉 における行政民間 民 間

化と労働

11

第

4

部

保護計

画 が問

41

かけるも

化験

C

T

ビスの質

効率性と労働 自治体組

織 者 への の影 部

おけ

の行政民間化の経験と教訓から、 化テスト。日本のモデルと言われるイギリス 格的に民間営利企業に投げ出そうという市場 榊原秀訓・家田愛子・尾林芳匡 これまで公が担ってきた公共サービスを本 A5判152頁●定価1995円(税込) 日本の行政

FAX03-3235-5933 http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/

計画

がつぎつぎと作成され、

各都道府県そして市町村でも国

A5判130頁

●定価

1 5 7

5

が始まっている。

有事法制の中でも唯一

ら使われるこの計画のネライは何か。

東京都

玉

立市をモデルにしたシミュレーションをまじえ、

「臨戦体制化」

の実態に迫る。

に投げかけている課題を読む説く。

〒 162−8512 TEL03-3235-5941

治体研究社

第3部 第2部 第 平 玉 和 「民保護法に基づく住民避難 (素案) ーションー東京都国立市の場合ー をめぐってー

1 部 玉 民保護計 画 Q &

非戦の東京を-東京都国民護計

3 ユ

治体研究社

それに基づく訓 平時公 円 か **〒** 162−8512 東京都新宿区矢来町 123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933 http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/

ギリスの経験が教えてくれた

「市場化テスト」の実相

戦争非協· 上原公子 法曹団 • 力自治体づ 東京支部 和 くりの会 田中

著

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.61 Winter Issue

Contents

Special Article: Symposium in Commemoration of the 15 Anniversary of the Founding of Rodo-Soken

* Thoughts on what our focal points in opposing to changes in labor policy based on neoliberalim Tomio MAKINO Kazunori OHKI Takao SAITO Kanemichi KUMAGAI Osamu SAKAMOTO

Information at Home and Abroad

* Riots in France, Colonial Legacy

Kenzo FUKUMA

* Trends Toward Peace in Asia and Japan

Jun'ichi HIRAI

* Fiscal 2006 Budget for Employment

Tomoo TAI

Book Review:

* "Shift from Lifelong Employment and Age-Based Wage System," by Yonosuke OGOSHI

Minoru FUJITA

* "Reviving Co-op, Staff Taking on a Challenge," by Yoshihisa TOKITA and Masami MIYOSHI

Akira SUZUKI

Introduction of New Publications:

* "'Medical System Reform' Amidst Expansion of Market," Compiled and written by Shuitsu HINO, under the editorship of The Research Institute for National Health Japan

Masato MAEKAWA

* "Defying the "Non-Welfare State, '" Compiled by Multidisciplinary Research Center on Social Security Seiichi KANEZAWA

* "Unknown Face of TOYOTA," by Kinji Ito

Toshiaki SHIBATA

* "Call for the establishment of a guaranteed minimum pension system" by Japan Pensioners' Union
Tomoaki KYUSHO

Tables of Contents, Rodo-Soken Quarterly No. 57-60

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023

Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.61 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)